

史跡広島城跡 保存活用計画



令和 6 年 10 月

広島市教育委員会

序 文

広島城は、毛利輝元が天正 17 (1589) 年から築城を開始し、同 19 (1591) 年から新たな本拠とした近世城郭で、中心の内堀内に本丸と二の丸が配置され、その周囲を三の丸と中堀、更には外郭と外堀が囲う三重の同心円構造を持つ、東西南北 1.3 km の広大な城域を誇る大規模城郭です。太田川河口部が「広島」と呼ばれるようになったのはこの頃からと考えられており、広島城とその城下町の形成と発展の始まりとされています。

その後、福島氏の約 20 年、浅野氏の約 250 年の治世を経て明治維新を迎えた広島城は、陸軍の管轄下に置かれました。日清戦争を機に陸軍の兵站基地としての性格を強め、城郭建造物の多くがこの頃に失われ軍施設へと変わっていきました。わずかに遺されていた天守・中御門・表御門・太鼓櫓なども、昭和 20 (1945) 年の原子爆弾投下により倒壊しました。現天守は昭和 33 (1958) 年の広島復興大博覧会開催に際し、鉄筋コンクリート造で外観復元されたものです。

昭和 45 (1970) 年に「国際平和文化都市」の実現を目指すこととした本市は、史跡広島城跡を広島の「まち」の生成・発展の原点ともいうべきものと位置付け、これを後世により良い姿で継承していくことが、目指す都市づくりの推進力になるなどの重要な意味を持ち、また、それを実行することは広島市民の責務であると考えました。こうした考え方の下、広島城跡を将来にわたって適切に保存し、かつ適正に整備するため、昭和 63 (1988) 年 4 月に「史跡広島城跡保存管理計画」を、平成元 (1989) 年 3 月に「史跡広島城跡整備基本計画」を策定し、これらの計画に基づいた二の丸復元建造物の整備は平成 6 (1994) 年に完了しました。

計画の策定後 30 年が経過し、史跡広島城跡を取り巻く周辺環境も大きく変化していく中、令和 2 (2020) 年「中央公園の今後の活用に係る基本方針」を策定した際に、広島城跡及びその周辺を歴史的な雰囲気醸し出す中心的なゾーン（歴史ゾーン）として位置付け、史跡内外の整備・活用に取り組むこととしました。これを受け、史跡の本質的価値とその構成要素を明確にし、その現状と課題を整理するとともに、課題改善のための基本方針と方法を定めることを目的に、令和 3 (2021) 年に学識経験者で構成する史跡広島城跡保存活用会議を設置しました。本書はその意見を踏まえて検討を行い、広島城跡を適切に保存し、その整備・活用を推進するために策定したものです。今後はこの計画に基づいて、史跡広島城跡整備基本計画の改定を始めとした各種の取組や調査・検討を進めて参ります。

本計画の策定に当たって御指導・御助言を賜りました文化庁、広島県教育委員会及び史跡広島城跡保存活用会議委員の方々を始め、関係各位に対し、深く感謝申し上げますとともに、今後進めて参ります施策に対しまして、引き続き御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和 6 (2024) 年 10 月

広島市教育委員会
教育長 松井 勝憲

例 言

- 1 本書は、広島県広島市基町に所在する国指定史跡広島城跡の保存活用計画書である。
- 2 本書は、広島市教育委員会（市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当が補助執行）が令和3年度から令和6年度にかけて実施した、史跡広島城跡保存活用会議における内容検討の結果を取りまとめたものである。
- 3 本計画の策定事業は、文化庁文化財第二課史跡部門、広島県教育委員会文化財課の指導を得て、国庫補助事業として実施した。
- 4 計画策定に当たり、各種業務を以下の機関に委託した。
計画策定支援業務 株式会社パスコ（環境文化コンサルタント事業部）
- 5 本書の作成については広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当主事 秋本雅彦が主体となって行った。
- 6 特記が無い限り、本書中に掲載した資料類、写真及び図面については広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当が保管している。
- 7 本書の執筆・編集に当たり、第2章第1節4「歴史環境」～第2章第2節「広島城の構造」の部分に係る原稿執筆及び原史料の精査・確認等については、公益財団法人広島市文化財団主任学芸員 篠原達也氏を中心とした広島城の学芸員諸氏に協力いただいた。また、広島市文化財審議会委員 本多博之氏（広島大学大学院教授）からも貴重なご意見を頂いた。記して感謝したい。

凡 例

- 1 本書中の表記は以下のとおりとした。
 - ・近世に係る歴史的事項を記述する際には「広島城」を用いる。
 - ・史跡指定された範囲に限定して言及する際には「史跡広島城跡」を用いる。
 - ・広く城郭内に相当する範囲を言及する際には「広島城跡」を用いる。
 - ・年号の表記は、和暦（西暦）年で統一する。
- 2 本書中の図・表番号は、掲載章ごとの通し番号とし「図 1-1」「表 1-1」と表記した。

目 次

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提	1
第1節 史跡広島城跡保存活用計画策定の沿革と目的	1
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画策定の目的	2
第2節 計画期間	4
第3節 計画の対象とする区域	4
第4節 会議の設置・経緯	5
1. 会議の設置	5
2. 会議の経緯	5
第5節 他の計画との関係	7
1. 上位計画・関連計画との関係	7
2. 上位計画・関連計画の概要	7
3. 都市計画の制限	14
4. 関連法規	18
第6節 広島城跡を対象とした計画	21
1. 史跡広島城跡保存管理計画書	21
2. 史跡広島城跡整備基本計画書	23
3. 広島城基本構想	28
4. 広島城三の丸整備基本計画	28
5. 広島城展示等基本計画	29
第2章 広島城跡の概要	31
第1節 史跡を取り巻く環境	31
1. 位置	31
2. 自然環境	31
(1) 地勢	31
(2) 地質	35
(3) 気候	35
3. 社会環境	36
(1) 人口	36
(2) 観光	38
4. 築城前の歴史	39
(1) 旧石器時代	39
(2) 縄文時代	39
(3) 弥生時代	39
(4) 古墳時代	39

(5) 古代-----	41
(6) 中世-----	41
(7) 毛利元就と広島-----	42
5. 広島城の歴史-----	43
(1) 築城前-----	43
(2) 毛利期-----	44
(3) 福島期-----	44
(4) 浅野期-----	45
(5) 明治初期の広島城-----	48
(6) 陸軍施設の設置とその後の変遷-----	49
(7) 被爆時の広島城-----	53
(8) 戦後の広島城-----	54
(9) 天守復興へ-----	54
第2節 広島城跡の構造-----	55
1. 縄張-----	55
2. 郭（曲輪）-----	56
(1) 本丸-----	56
(2) 二の丸-----	57
(3) 三の丸-----	58
(4) 外郭（外曲輪）-----	58
3. 石垣・堀-----	62
(1) 石垣-----	62
(2) 堀-----	62
(3) 運河-----	63
4. 天守の特徴と外観-----	63
5. その他広島城跡に関する建造物など-----	65
6. 名勝縮景園-----	66
第3章 史跡指定の状況-----	67
第1節 指定に至る経緯-----	67
第2節 指定の状況-----	67
1. 指定告示と指定説明文-----	67
2. 管理-----	70
第3節 指定地の土地所有関係-----	71
第4章 史跡の本質的価値-----	73
第1節 本質的価値-----	73
1. 広島城跡の本質的価値-----	73
2. 広島 of 歴史的経緯を示す要素-----	74
第2節 構成要素の分類と地区区分-----	74

1. 構成要素の分類	74
2. 地区区分の設定	77
3. 各地区の要素と概要	79
(1) 本丸上段	79
(2) 本丸下段	86
(3) 二の丸	93
(4) 史跡外周部	98
(5) 旧広島城範囲	103
(6) その他	108
第5章 広島城跡の現状と課題	111
第1節 保存管理の現状と課題	111
1. 本丸上段	111
2. 本丸下段・腰曲輪	114
3. 二の丸	117
4. 史跡外周部（三の丸、外郭）	119
5. 旧広島城範囲	120
6. その他	121
7. 総括	121
第2節 活用の現状と課題	122
1. 史跡周辺を取り巻く現状	122
2. 史跡とその周辺の活用の課題	122
第3節 整備の現状と課題	128
1. 都市公園としての整備	128
2. 史跡としての整備	128
第4節 運営・体制の整備の現状と課題	137
第6章 大綱と基本方針	139
第1節 大綱	139
第2節 基本方針	139
1. 保存・管理の基本方針	139
2. 活用の基本方針	140
3. 整備の基本方針	140
4. 運営・体制の整備の基本方針	140
第7章 保存管理の方向性及び方法	143
第1節 保存管理の方向性	143
第2節 保存管理の方法	143
1. 基本的な保存管理の方法	143
2. 構成要素ごとの保存管理の方法	143

(1) 本質的価値を構成する諸要素	143
(2) 広島 of 歴史的経緯を示す諸要素	144
(3) 本質的価値の理解を助ける諸要素	144
(4) 史跡の保存管理・活用に有効な諸要素	144
3. 地区ごとの保存管理の方法	145
(1) 本丸上段	145
(2) 本丸下段	145
(3) 二の丸	146
(4) 史跡外周部（三の丸及び外郭の一部）	146
(5) 旧広島城範囲	147
第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び基準	147
1. 制度の概要	147
2. 法令上の基準	147
3. 史跡広島城跡の現状変更等に係る原則と基本方針	148
(1) 原則	148
(2) 基本方針	148
第4節 史跡の保存に係る法的・行政的・技術的措置と調査研究	150
1. 追加指定	150
2. 史跡の保存に係る調査・研究	150
3. 非常災害時における維持管理と復旧への対応	151
第8章 活用の方向性及び方法	153
第1節 活用の方向性	153
第2節 活用の方法	153
(1) 調査・研究成果の蓄積と公開	153
(2) 社会教育・学校教育と連携した取組の検討	153
(3) 観光資源としての活用	154
(4) 都市公園としての活用	154
第9章 整備の方向性及び方法	155
第1節 整備の方向性	155
(1) 保存のための整備	155
(2) 活用のための整備	155
第2節 整備の方法	156
(1) 保存のための整備の方法	156
(2) 活用のための整備の方法	157
第10章 調査・研究の方向性及び方法	159
第1節 過去に実施された発掘調査と成果について	159
第2節 調査・研究の方向性	161

第3節 調査・研究の方法と関連する施策-----	162
1. 短期的に着手し継続的に実施する施策-----	162
2. 中・長期的に着手が望まれる施策-----	163
第11章 運営・体制の整備の方向性及び方法-----	167
第1節 運営・体制の整備の方向性-----	167
第2節 運営・体制の整備の方法-----	167
1. 市内部の体制整備について-----	167
2. 整備全体の計画と外部からの指導・助言について-----	168
3. 市民との協働と保存・継承のための取組-----	168
第12章 施策の実施計画の策定・実施-----	171
第1節 施策の実施計画-----	171
第2節 地区ごとの施策と調査・研究-----	173

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

史跡広島城跡は現在の広島市中心市街地の北側に位置しており、天正17（1589）年、毛利輝元による太田川河口の五ヶ村への築城着手が、広島城とその城下町の形成と発展の始まりとされている。明治維新後は、明治4（1871）年に鎮西鎮台第一分営が設置されたのを始めとして陸軍関係の施設が整備され、明治27（1894）・28（1895）年の日清戦争に際しては、大本営が設置されるなど、軍事的性格を次第に強めていった。大本営跡はその後、大正15（1926）年には史蹟名勝天然紀念物保存法によって史蹟に指定された。国宝保存法により昭和6（1931）年に国宝の指定を受けた天守を始め、表御門・中御門・裏御門の一部や櫓の一部など近世の姿をとどめる建造物も残されていたが、昭和20（1945）年8月6日の原子爆弾投下により、広島城内の建造物は全て倒壊あるいは焼失してしまった。

広島城跡では、昭和63（1988）年4月に策定した史跡広島城跡保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）、平成元（1989）年3月に策定した史跡広島城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）に則って史跡の保存管理と整備事業を実施してきたが、策定から30年余りが経過し、広島城跡を巡る環境や人の流れなども大きく変化してきており、実情にそぐわない部分や新たな課題なども生じつつある。また、平成30（2018）年には文化財保護法が一部改正され、市町村や所有者等が作成する文化財保存活用計画の文化庁長官による認定（文化財保護法第129条の2）が制度化された。こうした社会情勢の変化を受け、本市は、広島城跡を後世へ確実に継承するとともに、より一層の魅力の向上を図るため、保存管理計画の内容を見直し、新たに史跡広島城跡保存活用計画（以下「本計画」あるいは「保存活用計画」という。）を策定するものである。

第1節 史跡広島城跡保存活用計画策定の沿革と目的

1. 計画策定の沿革

広島城跡は市の中心部に残された数少ない歴史的遺産の一つとして、昭和28（1953）年に国の史跡に指定された。昭和31（1956）年には城跡を含む一帯が中央公園として整備されることが都市計画決定され、以後は都市公園としての性格も持ちながら整備が進められてきた。昭和33（1958）年には、原爆からの復興のシンボルとして、現天守が鉄筋コンクリートによって外観復元され、その内部は広島城郷土館として整備・活用がなされた。

このような経緯を踏まえ、平成元（1989）年の築城400年を節目として整備を行うとの方針が本市によって示され、これを受けて保存管理計画を策定することとなった。保存管理計画では、広島城跡について「広島を訪れる多くの人々に被爆の実態を知らせると同時に、原爆によって破壊されたそれ以前の広島の歴史・文化を史跡広島城跡を通して知らせることが、世界平和に貢献する「ヒロシマ」の使命だと考える」として、長い将来にわたって適切に保存しかつ有効に活用するための基本的方針が示された。平成元（1989）年3月にはこの方針に則って史跡の総合的整備を計画的に実施する指針として現行の整備基本計画が

策定され、これに基づいた整備事業が進められてきた。

本計画ではこうした先行計画を継承し、整備基本計画策定後に得られた新たな知見などを加えた上で、広島城跡の本質的価値を今日的な視座で見直し、史跡を取り巻く社会情勢の変化にも柔軟に対応していくことが求められている。また、策定の過程において整備基本計画で記載されている各整備事業の達成状況についても評価し、保存管理の基本的な考え方と整備活用の方針についても具体的な見直し・検討を図ることが必要となっている。

2. 計画策定の目的

広島城跡は中央公園の北東部に立地する。この公園は憲法第95条による特別法として、昭和24（1949）年に制定された「広島平和記念都市建設法」に規定される「平和記念都市建設計画」に基づき、世界恒久平和を祈念する平和記念公園とともに整備された経緯を持っている。

本市では、公園内に立地する各種公共施設の老朽化が進行し機能面でも課題を抱えているという問題意識の下、平成24（2012）年11月に中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）を公表し、以来、都市公園の再整備の方針が様々な形で検討されてきた。

令和2（2020）年3月に策定された「中央公園の今後の活用に係る基本方針」では、「にぎわいの空間」、「くつろぎの空間」、「文化を醸し出す空間」という3つの空間特性を備えたシンボリックな空間となるようその活用理念が示された（図1-1）。この中で広島城跡周辺は「文化を醸し出す空間」の中心部分として位置付けられており、これを踏まえつつ令和2（2020）年5月には広島城基本構想が策定されている。

広島城基本構想は、平成元（1989）年の整備基本計画では詳細に示されていなかった事項に関する方向性を示すなど、整備基本計画を補うものとして検討されており、合わせて、史跡広島城跡に関する保存活用計画の策定に向けた検討を行うことを定めている。

こうした周辺・関連計画を整理し整合を図りながら、昭和63（1988）年に策定された保存管理計画を今日的な視座で位置付け直す必要も生じている。

本計画は広島城跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確にした上で、これらを適切に保存・活用していくための現状と課題を整理するとともに、それらを改善していくための方針と方法を示すことを目的とする。

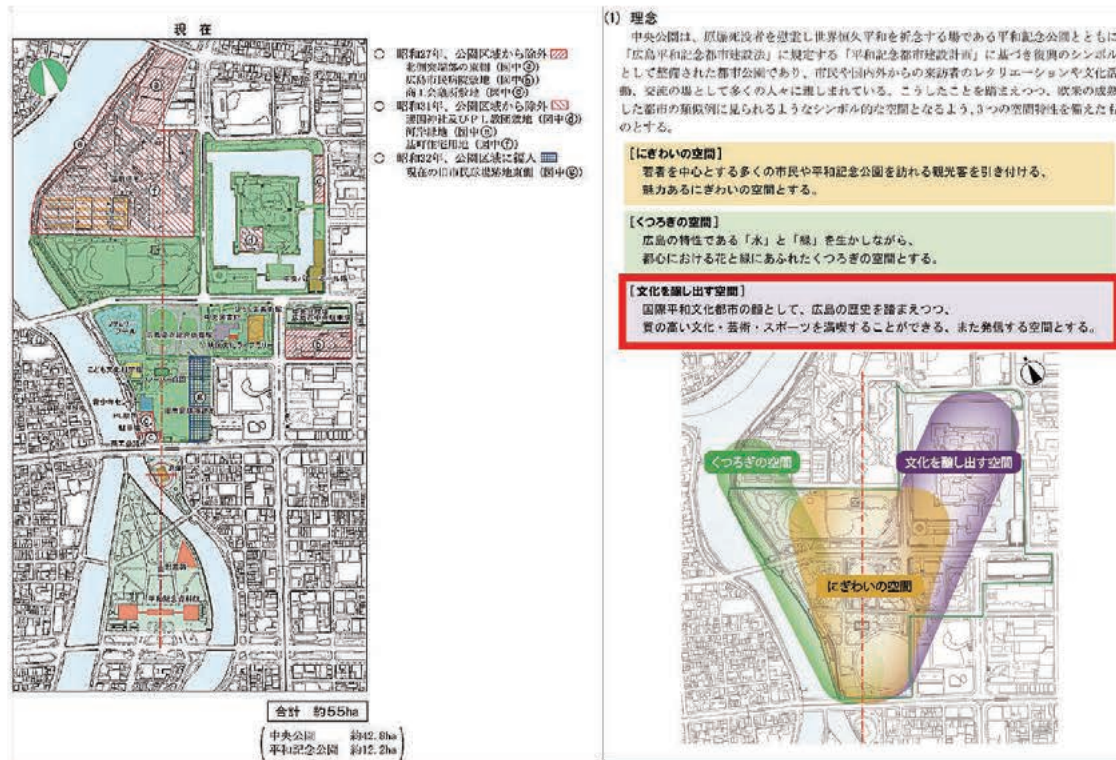


図1-1 中央公園の今後の活用に係る基本方針（令和2年3月）より

第2節 計画期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和25(2043)年度までの20年間とし、10年が経過した時点で必要に応じて内容の見直しを行う。また、本計画では施策の方向性や事業の概要を中心に示し、具体的な整備方法などは本計画を受けて改定する整備基本計画並びにこれに紐づけられる個別の実施計画において、より詳細に示していくものとする。

第3節 計画の対象とする区域

本計画の対象範囲は基本的に史跡広島城跡の指定範囲とする。史跡周囲の公園緑地帯については、史跡と一体的な整備活用を目指すものとし、①本来の城郭範囲(西は旧太田川(本川)、北・東・南は外堀)と史跡が含まれる中央公園から国名勝平和記念公園一帯、②東側に位置する国名勝縮景園、③外堀の外側に広がっていた旧城下町範囲については、連携した活用を検討する範囲として捉える(図1-2)。



第

図1-2 史跡範囲と計画対象範囲

1. 会議の設置

本計画の策定に当たっては、広島城跡の保存活用・整備の在り方について、学識経験者からの意見を幅広く聞くため、史跡広島城跡保存活用会議（以下「保存活用会議」という。）（表1-1）及びその専門部会である石垣部会を設置し、その意見・助言を得ながら検討を行った。

2. 会議の経緯

本計画の策定に当たり、事務局で作成した素案を基に、保存活用会議の意見を踏まえ内容の検討を行った。保存活用会議の開催日と主な議題について表1-2に示す。

表1-1 史跡広島城跡保存活用会議の構成

【委員】

区分	細分	専門分野	氏名	所属等
建造物		建築史	三浦 正幸	広島大学名誉教授、広島市文化財審議会委員、元広島城のあり方に関する懇談会座長、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員長
記念物	日本史	日本史（近世以降）	棚橋 久美子	元広島大学客員教授、広島市文化財審議会委員、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員
		日本史（近世）	三宅 正浩	京都大学大学院文学研究科准教授
	城郭	日本考古学中・近世城郭	中井 均	滋賀県立大学名誉教授、NPO法人城郭遺産による街づくり協議会理事長、織豊期城郭研究会代表
	石垣	土木工学	西形 達明	関西大学名誉教授、文化財石垣保存技術協議会評議員
	史跡	史跡整備	高瀬 要一（～R5.3.31）	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長、（公財）琴ノ浦温山荘園理事長、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員（委員在任時）
			内田 和伸（R5.8.15～）	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長（兼）文化遺産部遺跡整備研究室長
埋蔵文化財		日本考古学	鈴木 康之	県立広島大学地域創生学部教授、広島県文化財保護審議会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員
公園整備		環境デザイン	今川 朱美	広島工業大学工学部准教授、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員、広島市緑化推進審議会委員、広島市都市デザインアドバイザー
植物学	生態・環境保全学		中越 信和（～R6.4.19）	広島大学名誉教授、広島市緑化推進審議会委員、広島市森づくり推進懇談会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員
	森林科学		江崎 次夫（R6.8.1～）	愛媛大学名誉教授
観光		地域政策	戸田 常一	安田女子大学現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科教授、商工センター地区まちづくりビジョン検討会座長

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

【石垣部会委員】

専門分野	氏名	所属等
建築史	三浦 正幸	(保存活用会議委員と兼任)
土木工学	西形 達明	(保存活用会議委員と兼任)
石垣築造	高瀬 哲郎 (~R6.1.24)	石垣技術研究機構代表、元佐賀県立名護屋城博物館学芸課長
文化財学	乗岡 実	元岡山市教育委員会文化財課長
地盤工学	橋本 涼太	京都大学大学院工学研究科准教授

【オブザーバー】

氏名	所属等
浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官(史跡部門)
森本 直人	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任(~R4.3.31)
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任(R4.4.1~R5.3.31)
西隅 祐介	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任(R5.4.1~R6.3.31)
深水 貴仁	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主事(R6.4.1~)
高野 和彦	公益財団法人広島市文化財団広島城館長(~R4.3.31)
児高 静博	公益財団法人広島市文化財団広島城館長(R4.4.1~)
篠原 達也	公益財団法人広島市文化財団文化科学部主任学芸員(R4.4.1~)

表 1-2 史跡広島城跡保存活用会議の経緯

開催日	内容
第1回 令和4年2月21日	座長選任、事業概要、スケジュール
第2回 令和4年3月30日	保存活用計画素案審議(現行計画の評価、史跡の本質的価値ほか)
第3回 令和4年12月1日	前回会議の修正案審議、保存活用計画素案審議(現状と課題ほか)
第4回 令和5年8月29日	保存活用計画素案審議(大綱、保存・管理、調査研究)
第5回 令和5年12月19日	保存活用計画素案審議(史跡の活用・整備、運営・体制の整備)
第6回 令和6年9月3日	保存活用計画全体案審議

第5節 他の計画との関係

1. 上位計画・関連計画との関係

本節では、本計画の上位計画・関連計画について示す。本市の施策を具体化する「広島市実施計画」及び推進される各種関連計画との整合性を保ち、既存の広島城についての各計画を継承・包括した計画を策定するものとする。なかでも史跡が内包されている中央公園の活用理念が示された「中央公園の今後の活用に係る基本方針」については積極的な調整・連携を図りながら、広島城跡を後世へ確実に継承していくためのより良いまちづくりのあり方について、継続的に検討を続ける必要がある。

なお、本計画の策定に先行して令和2(2020)年5月に策定された広島城基本構想については、本計画内の第6章で示す基本方針の一部として位置付け直すものとする。また、令和3(2021)年に策定された広島城三の丸整備基本計画と令和4(2022)年に策定された広島城展示等基本計画については、史跡周辺の整備の方向性を示した分野別計画の一つとして捉え、本計画との整合を図るものとする。また、これら3計画は、基本構想等に基づく広島城三の丸の整備が終了する令和8(2026)年度を目途に、全て廃止される予定である。

2. 上位計画・関連計画の概要

上位計画・関連計画の概要について表1-3から表1-7に抜粋する。なお、広島城跡に直接係る事項以外に、広島城跡が所在する中央公園に関連する事項、名勝縮景園など広島城跡に関連の深い事項、また、ユネスコの世界遺産である史跡原爆ドームを始め名勝平和記念公園を含めたピースツーリズムの活用に係る事項など、一体的な活用を目指すことが望ましい事項について言及している箇所についても併せて掲載した。これらの事項については、関連する管理団体、所有者、その他文化財保護行政に関わる者など、全ての利害関係者が等しくその情報を共有し、市民の共有財産であるこうした文化財を将来に継承していくためのより良い方針を定め、組織的に取り組んでいく体制を作り出していくことが必要である。

表1-3 広島市実施計画(2020-2024)第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市実施計画(2020-2024) 第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略（2023年度3月改訂版）」計画期間：2020～2024年度	
概要：広島市総合計画の実施計画として、本市が「国際平和文化都市」となるために必要となる事務事業の計画及び財政計画を定める。また、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく広島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略として、人口減少に歯止めを掛け、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための施策や事務事業を定める。	
IV. 基本目標と施策 基本目標1 世界に輝く平和のまち	
《第1章「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり》 第2節 「ヒロシマの心」の	2 被爆体験の継承・伝承 …被爆建物・被爆樹木の保存・継承、…被爆の実相を守り、広め、伝える取組を推進する。

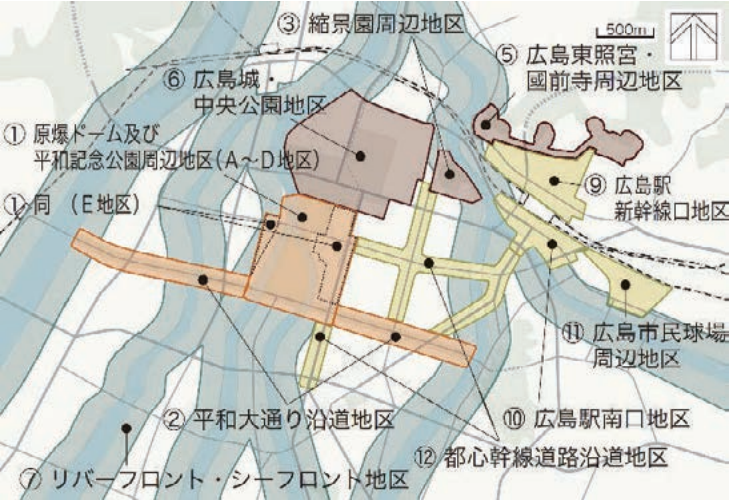
第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

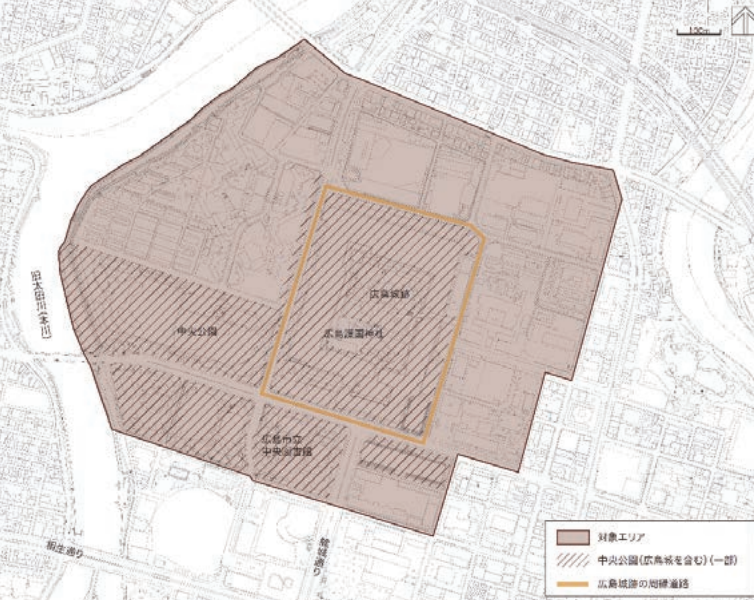
記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
共有の推進	
IV.基本目標と施策 基本目標2 国際的に開かれた活力あるまち	
《第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり》 第3節 観光の振興	1 広域周遊観光の取組の推進 【主な事業】 ・広島城観光振興事業 広島城を魅力ある観光資源として磨きをかけ、世界遺産の原爆ドームや平和記念公園と並ぶ観光資源として活性化させることで、観光客の増加を図る。 3 MICEの取組の推進 MICEに係る支援制度の強化や圏域内の歴史的建造物などの魅力的な地域資源の活用、…MICEの取組を推進する。 4 誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進 (1) …ピースツーリズムの推進、神楽等の伝統芸能の活用、…築城から430年以上に及ぶ歴史・文化を伝える広島城のリニューアルを図る。
《第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり》 第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり 第1項 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進	1 地域資源を生かしたまちづくりの推進 (3) <u>広島城の活用</u>や西国街道を軸としたまちづくりなど、歴史的資源を生かしたまちづくりを進める。 2 良好な景観の形成 (1) 景観に関する市民意識の醸成や建築物等の景観誘導などにより、本市の特性を生かした良好な景観の形成に取り組む。 (2) <u>平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑を経て原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成</u>するため、実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する。
IV.基本目標と施策 基本目標3 文化が息づき豊かな人間性を育むまち	
《第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり》 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進 第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進	3 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供 【主な事業】 ・郷土資料館管理運営 <u>郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供することにより、その教養や調査研究に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。</u> ・広島城管理運営 <u>武家文化を中心とした郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示し、市民の生涯学習活動の推進を図る。</u>
第2節 文化・スポーツの振興 第1項 文化の振興	3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承 史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。 【主な事業】 ・広島城の魅力向上 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を進める。

表 1-4 広島市都市計画マスタープラン

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市都市計画マスタープラン」 策定年度：平成25（2013）年 8 月 目標年次：2030年 （「広島市立地適正化計画」 作成年度：平成31（2019）年 1月）	
概要：都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「広島市基本構想」、「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して定める。広島市立地適正化計画は、「集約型都市構造」への転換を着実に進めていくためのアクションプランである(図1-9)。	
《第3章 都市づくりの目標と方針》 方針4 広島ならではの資源を活用した都市づくり 方針6 美しく品があり、人々に“広島”を印象づけることのできる都市景観の創出	・……次世代の市民や広島を訪れた人々に、被爆の実相と平和都市として建設されてきた歴史を正しく伝えられる都市環境の形成にも取り組む。 ・広島城や不動院などの歴史資源、水と緑といった自然資源を生かした美しい都市空間も、国内外の多くの人を惹き付け観光の振興に寄与する……広島市全域を対象とした「広島市景観計画」を策定し、良好な景観を形成することの意義や必要性について市民や事業者と意識の共有化を図りながら、総合的かつ計画的な景観行政を進める。
《第5章 分野別の方針》 1. 土地利用	(5)土地利用に係る制度の運用方針など イ 地域地区【防火・準防火地域】(図1-4) ○大火のおそれがある市街地において延焼遮断帯の形成を進めるため、幹線道路の整備にあわせて沿道に防火・準防火地域を指定する。 ウ 地区計画【市街化区域内】(図1-5,6) ○都心、拠点地区など、商業・業務施設の集積を進める地区においては、地区計画制度を活用し、土地の高度利用及び良好な都市景観の形成を誘導する。
2. 都市施設の整備・活用	(2)公園・緑地など ア 基幹公園(図1-5) 各区での都市基幹公園(総合公園、運動公園)の整備状況を踏まえ、公園の計画的な整備や周辺環境に対応した再整備を進める。 (3)下水道(図1-7) (5)その他 エ 教育文化施設 市民の学習活動を支援するとともに、新しい文化創造の拠点として学術文化の発展に寄与するため、博物館機能の在り方について調査・研究に取り組む。
6. 都市の魅力向上	・広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かして、個性的で魅力ある都市景観の形成に取り組む。 (1)地域資源を生かした交流・レクリエーション空間の整備 ア 平和への思いを継承していく都市環境の形成 (ウ)被爆の実相を後世に継承するため、被爆建物や被爆樹木などの保存・継承に取り組む。 ウ 歴史的資源を生かした都市環境の形成 (ア)歴史的文化遺産の保存・活用とこれらを生かした観光ルートの整備などを進める。 (2)広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観の形成 広島都市資源や自然環境を生かして、個性と魅力のある都市景観を形成する。 ア 広島都市資源や自然環境を生かした都市景観の形成 (ウ)歴史や文化の香り漂う都市景観の形成 ・不動院、名勝縮景園など、歴史的な建造物や庭園のたたずまいと調和した周辺環境の形成を図る。

表 1-5 広島市景観計画

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市景観計画」平成26（2014）年7月告示 令和4（2022）年1月改定 目標年次：2030年	
概要：景観法第8条に基づき、本市が景観行政団体として策定するものであり、第6次広島市基本計画の部門計画。 また、本計画は、「広島市基本構想」及び「広島市基本計画」に即したものとするとともに、都市計画法に基づいて定めた「広島市都市計画マスタープラン」と整合を図り策定する。 ※景観計画に示す方向性は、被爆100周年（2045年度）に向けた本市の景観形成のあり方を展望したもの。	
第3章 理念・基本方針 2. 基本方針	世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出する。 (2)歴史や文化の香り漂う景観づくり 被爆後の歴史のみならず、広島のにしえからの歴史や文化を直接感じることのできる貴重な資源の価値を再認識し、これらを守り生かしながら、地域に根ざした長年の歴史や文化の香り漂う景観づくりを進める。
第5章 景観計画区域等 2. 景観計画重点地区（13地区） 歴史・文化 歴史や文化の香り漂う景観づくり	景観計画重点地区（①～⑬）と景観づくりの方向性（図1-8） 景観形成の四つの基本方針（平和、歴史・文化、水と緑、にぎわい・おもてなし）を踏まえ、13地区を景観計画区域の中で重点的に取り組む地区（景観計画重点地区）として設定し、地区ごとの景観特性を踏まえた景観づくりの方向性を定め、それを踏まえた建築物や工作物の形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準により、きめ細かな景観づくりを進める。 ⑥広島城・中央公園地区 国の史跡指定を受けた広島城跡を始め、文化・スポーツ施設などの多様な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい景観づくりを進める。  平和 歴史・文化 水と緑 にぎわい・おもてなし

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
《第7章 建築物・工作物等の届出制度》 ⑥ 広島城・中央公園地区 1 対象エリア	広島城跡（堀等を含む）から北は城北通り、西は旧太田川（本川）までの区域、東は広島城跡の周辺道路端から一街区の区域、南は中央公園の区域（ただし、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のエリアと重複する部分を除く）及び広島市民病院の敷地を基本に、以下のとおりとする。 
2 景観形成の方針	景観形成の方針 *都心に立地する多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成します。 ア 広島城・中央公園周辺の既成市街地においては、広島城及び広島城跡への眺望に配慮します。 イ 平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑、原爆ドームを結ぶ南北軸の延長線上及びその周辺のエリアは、原爆ドームの背景としての平和記念公園からの見え方や、中央公園との連続性に配慮します。 ウ 外壁等の色彩については、広島城及び広島城跡のたたずまいと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。 エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気の演出に努めます。 オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）																	
3 届出対象行為	<table><tr><th>届出対象行為</th><th>種 類</th><th>規 模</th></tr><tr><td>建築物の建築等</td><td rowspan="3">新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の「面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分（陸屋根の防水措置に係る部分を除く。）」の面積が2分の1を超えるもの）</td><td>(1)高さ18メートル（「幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分^{※1}」に係る建築物等）にあつては、高さ7メートルを超えるもの (2)建築（築造）面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「15 高さの最高限度の基準」に定める高さ[*]から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て</td></tr><tr><td>工作物1（表1）の建設等</td><td rowspan="2">〈表2〉のとおり</td></tr><tr><td>工作物2（表2）の建設等</td></tr></table> 〈表2〉 <table><tr><th>工作物2</th></tr><tr><td>携帯電話等基地局アンテナ（規模にかかわらず全て）</td></tr><tr><td>駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場（時間貸し駐車場等）（規模にかかわらず全て）</td></tr><tr><td>機械式自動車車庫（地上段数が2以上のものに限る。）</td></tr><tr><td>擁壁（高さ2メートルを超えるものに限る。）であつて道路に接して設けるもの</td></tr><tr><td>塀及び柵（高さ1.5メートルを超えるものに限る。）であつて道路に接して設けるもの</td></tr><tr><td>日よけ、雨よけその他これらに類するもの（規模にかかわらず全て）</td></tr><tr><td>自動販売機（「中央公園（広島城を含む）の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分^{※2}」に設置するもの全て）</td></tr></table> ^{※1} 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。 ^{※2} 広島城跡の周縁道路に面する部分：広島城跡の周縁道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。	届出対象行為	種 類	規 模	建築物の建築等	新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の「面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分（陸屋根の防水措置に係る部分を除く。）」の面積が2分の1を超えるもの）	(1)高さ18メートル（「幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1} 」に係る建築物等）にあつては、高さ7メートルを超えるもの (2)建築（築造）面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「15 高さの最高限度の基準」に定める高さ [*] から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て	工作物1（表1）の建設等	〈表2〉のとおり	工作物2（表2）の建設等	工作物2	携帯電話等基地局アンテナ（規模にかかわらず全て）	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場（時間貸し駐車場等）（規模にかかわらず全て）	機械式自動車車庫（地上段数が2以上のものに限る。）	擁壁（高さ2メートルを超えるものに限る。）であつて道路に接して設けるもの	塀及び柵（高さ1.5メートルを超えるものに限る。）であつて道路に接して設けるもの	日よけ、雨よけその他これらに類するもの（規模にかかわらず全て）	自動販売機（「中央公園（広島城を含む）の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分 ^{※2} 」に設置するもの全て）
届出対象行為	種 類	規 模																
建築物の建築等	新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の「面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分（陸屋根の防水措置に係る部分を除く。）」の面積が2分の1を超えるもの）	(1)高さ18メートル（「幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1} 」に係る建築物等）にあつては、高さ7メートルを超えるもの (2)建築（築造）面積が1,000平方メートルを超えるもの (3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「15 高さの最高限度の基準」に定める高さ [*] から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て																
工作物1（表1）の建設等		〈表2〉のとおり																
工作物2（表2）の建設等																		
工作物2																		
携帯電話等基地局アンテナ（規模にかかわらず全て）																		
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場（時間貸し駐車場等）（規模にかかわらず全て）																		
機械式自動車車庫（地上段数が2以上のものに限る。）																		
擁壁（高さ2メートルを超えるものに限る。）であつて道路に接して設けるもの																		
塀及び柵（高さ1.5メートルを超えるものに限る。）であつて道路に接して設けるもの																		
日よけ、雨よけその他これらに類するもの（規模にかかわらず全て）																		
自動販売機（「中央公園（広島城を含む）の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分 ^{※2} 」に設置するもの全て）																		
4 形態意匠の基準	概要：建築物について形態の基準、色彩の基準、工作物についてはその種別ごとに形態の基準、色彩の基準が定められている。広島城・中央公園地区の使用可能色については、1基調色、2補助色、3強調色、4屋根色が定められている。																	
5 高さの最高限度の基準	概要：原爆ドーム北側眺望景観保全エリアに史跡範囲の北西及び緑地帯の北西範囲の一部が含まれており、建築物・工作物について高さの最高限度が定められている。																	
6 良好な景観の形成のための基準	概要：「原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすものは設置しない」とされている。																	

表 1-6 第3次広島市環境基本計画・広島市みどりの基本計画・広島市みどりの推進計画

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「第3次広島市環境基本計画」令和3（2021）年3月策定 計画期間：2021～2025年度	
「広島市環境基本計画」平成13（2001）年10月策定、 第2次広島市環境基本計画策定 平成28（2016）年3月策定 概略：広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第34条第1項の規定に基づき策定する、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、「第6次広島市基本計画」の環境に関する部門計画である。	
第2章 目指すべき環境像と基本目標 第4章 施策の方針	2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出 (1)美しく品のある都市景観の創出 水と緑に代表される本市の豊かな自然や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地等の市街地の特徴的な景観を生かしながら、市民、事業者、関係行政機関等が連携し、美しく品のある都市景観の創出に取り組む。
「広島市みどりの基本計画」令和3（2021）年2月策定 目標年次：2021年～2030年	
概略：都市緑地法第4条第1項に基づき本市が策定する、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標、施策等を定めるマスタープラン。これにより、「都市公園の整備及び管理」、「緑化の推進」、「緑の保全」に関する施策を総合的・計画的に推進する。「第6次広島市基本計画」の部門計画であり、上位計画である「第6次広島市基本計画」や他の関連計画と整合を図る。	
「広島市みどりの推進計画」令和3（2021）年2月策定（令和5（2023）年7月改訂） 目標年次：2021～2025年	
概略：「広島市みどりの基本計画（2021-2030）」に示した施策を計画的・効率的に推進するためのアクションプログラム。各事業の取組内容や実施主体、実施時期などを示している。	
第4章 施策体系別アクションプログラム 基本方針1 魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用 基本方針2 広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用 基本方針4 市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用	施策方針(1)まちに風格とにぎわい、潤いをもたらす緑・オープンスペースの創出 施策③ 民間活力を活用した公園緑地の再整備 12 広島城の魅力向上 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を行う。 〔スケジュール〕 （広島城三の丸歴史館） 令和3～8(2021～2026)年度 基本計画策定、基本・実施設計、整備工事、供用開始 （三の丸にぎわい施設） 令和3～8(2021～2026)年度 事業者の選定、事業者による設計・整備、一部供用開始（令和6(2024)年度）、供用開始（令和8(2026)年度） 施策方針(4) 背景となる緑と調和したまちのみどりの創出 施策⑪ 都心を回遊する「水・花・緑のネットワーク」の形成 42 中央公園の再整備 中央公園全体の大きな方向性を定めた「中央公園の今後の活用に係る基本方針」に基づき、回遊性・アクセス性の向上に取り組む。 施策方針(9) 平和を象徴する緑の継承 施策⑫ 供木や被爆樹木などの継承 97 被爆樹木などの樹勢の回復 被爆した樹木の樹勢を回復させるため、それぞれの樹木に応じた周辺土壌の改良などを行う。また、市民に被爆樹木の樹勢観察を呼びかけるなど、市民との協働による被爆樹木の保有に努める。

3. 都市計画の制限

史跡広島城周辺の都市計画の制限について図 1-3 から図 1-9 及び表 1-7 に示す。

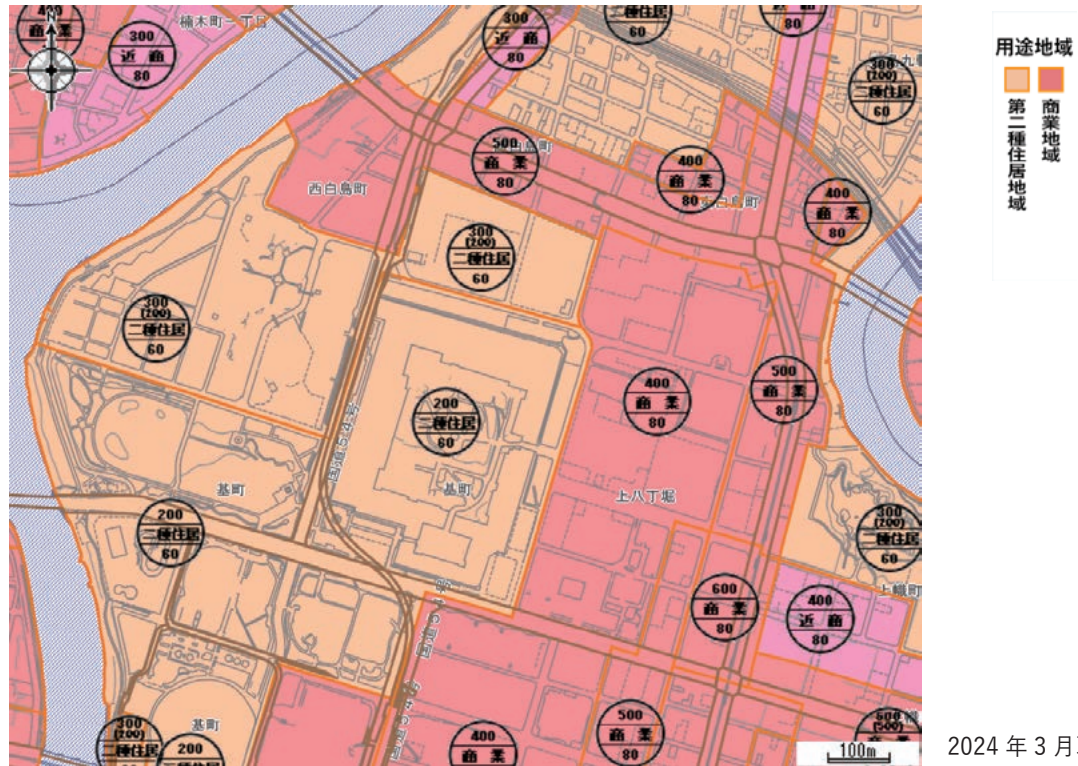


図 1-3 用途地域（「ひろしま地図ナビ」より）

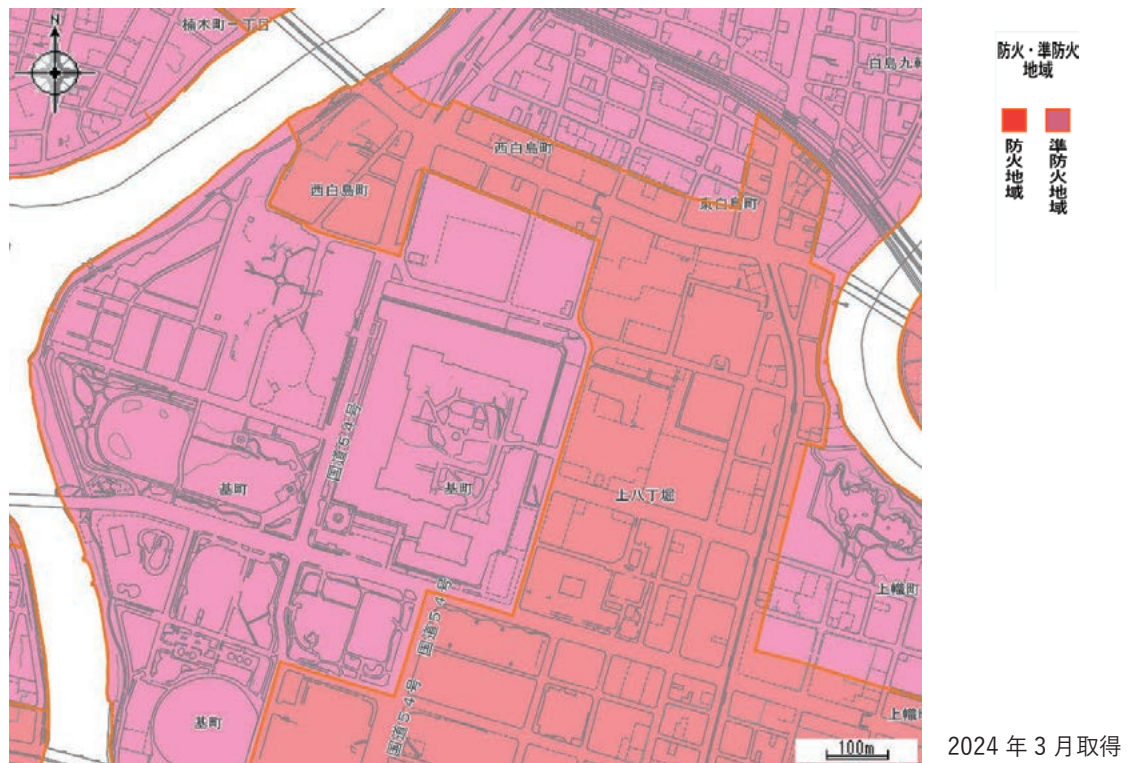


図 1-4 防火・準防火地域（「ひろしま地図ナビ」より）

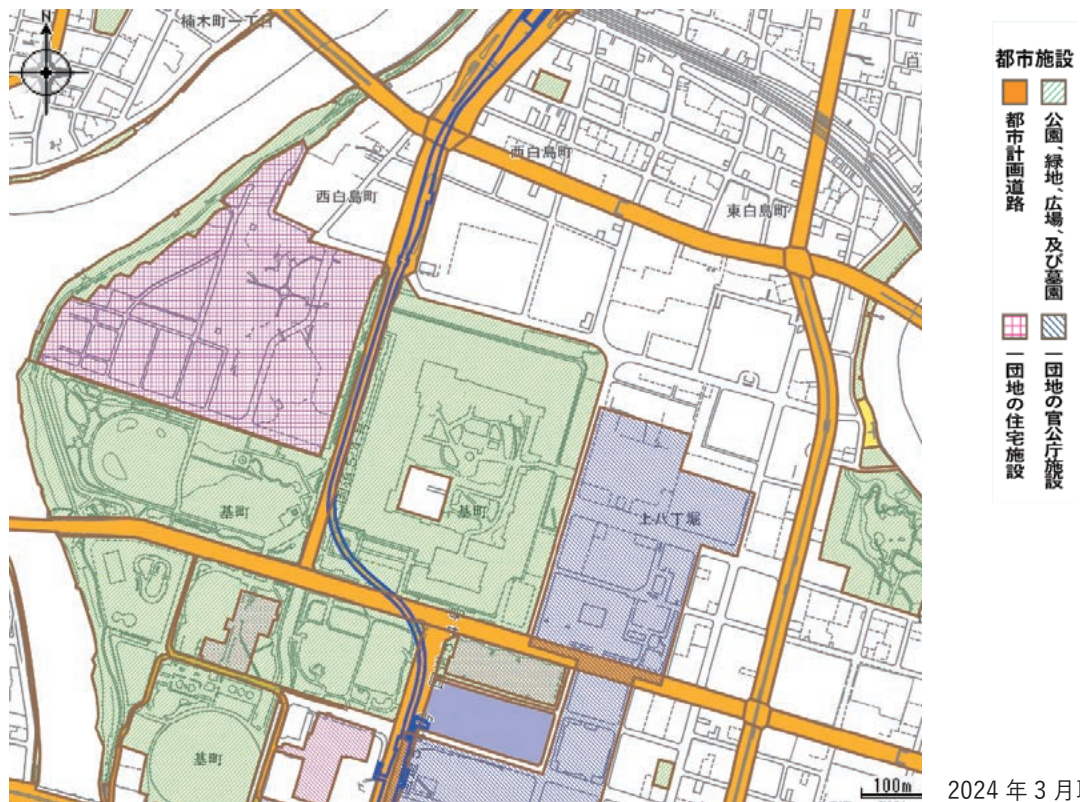


図 1-5 都市施設（「ひろしま地図ナビ」より）

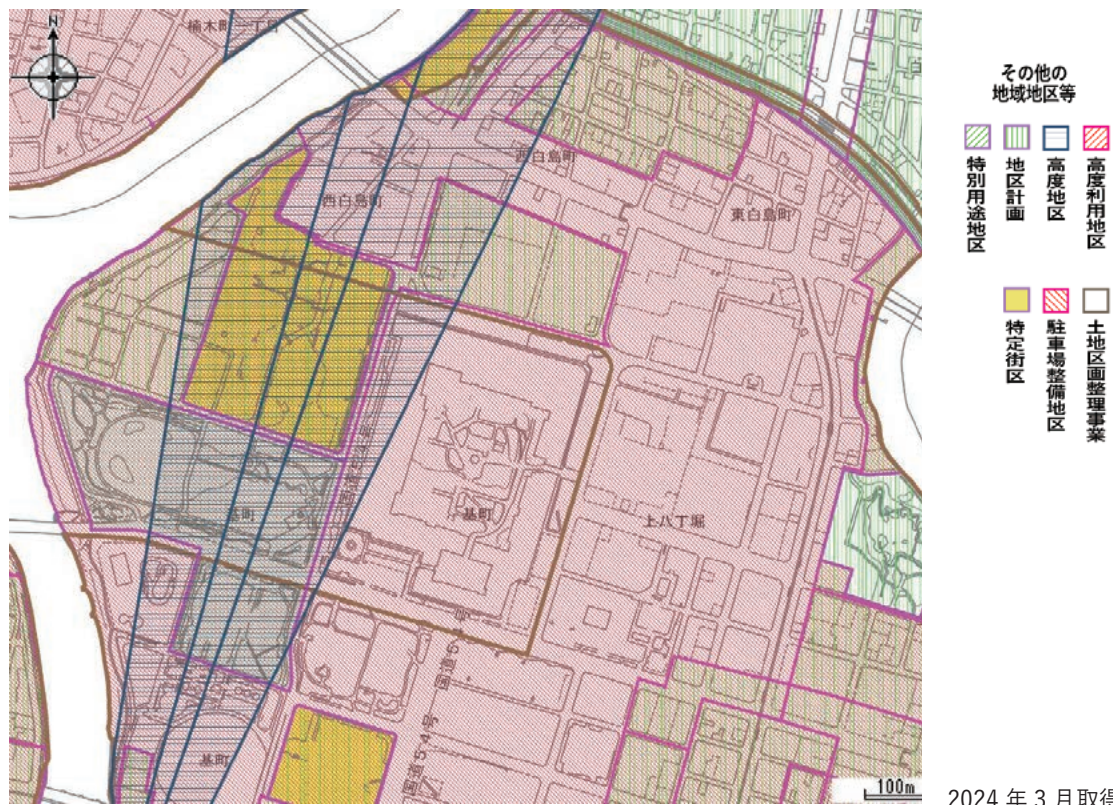
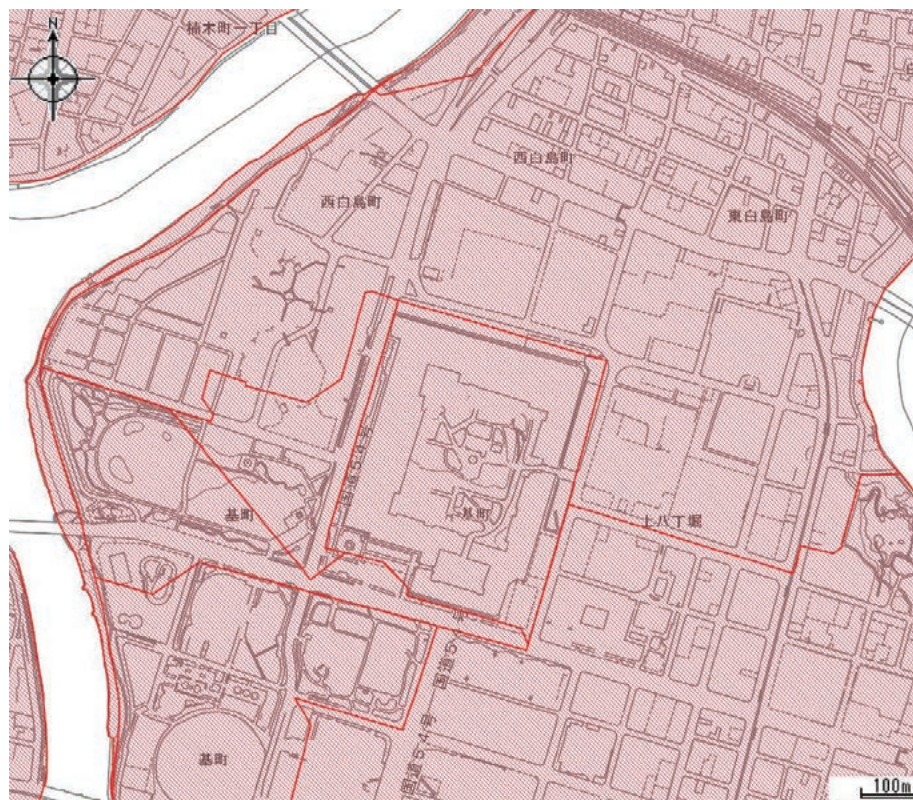


図 1-6 その他の地域地区（「ひろしま地図ナビ」より）

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

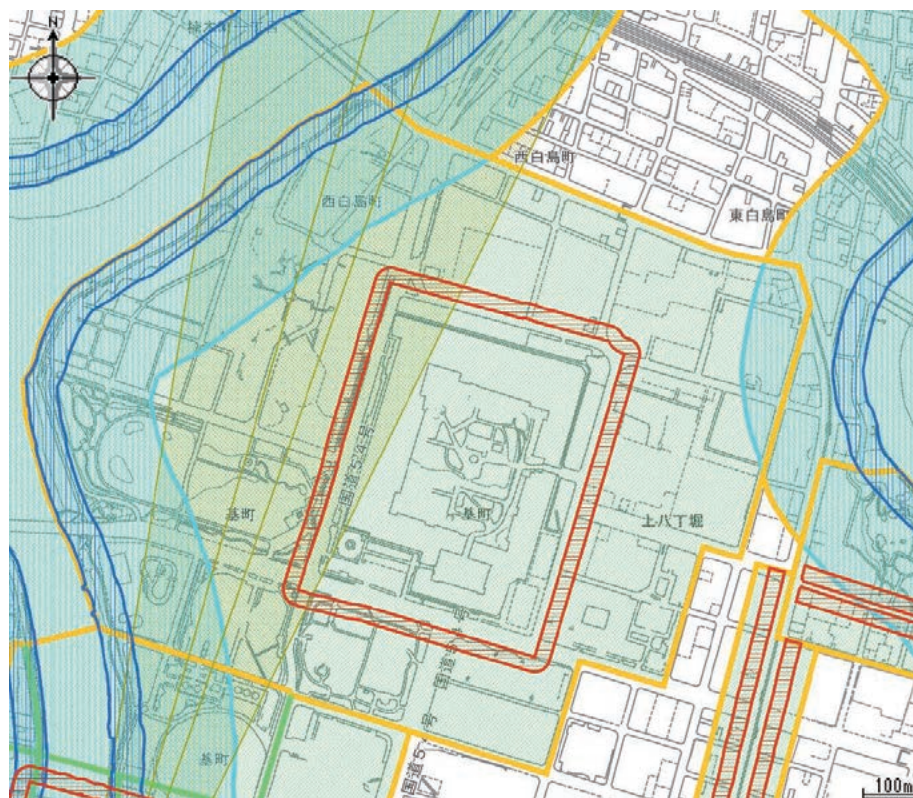


下水道情報

汚水供用開始区域
(区維持管理課・地域整備課)

2024年3月取得

図 1-7 下水道情報（「ひろしま地図ナビ」より）



景観計画

景観計画重点地区
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア
主な幹線道路等に面する部分

2024年3月取得

図 1-8 景観計画（「ひろしま地図ナビ」より）

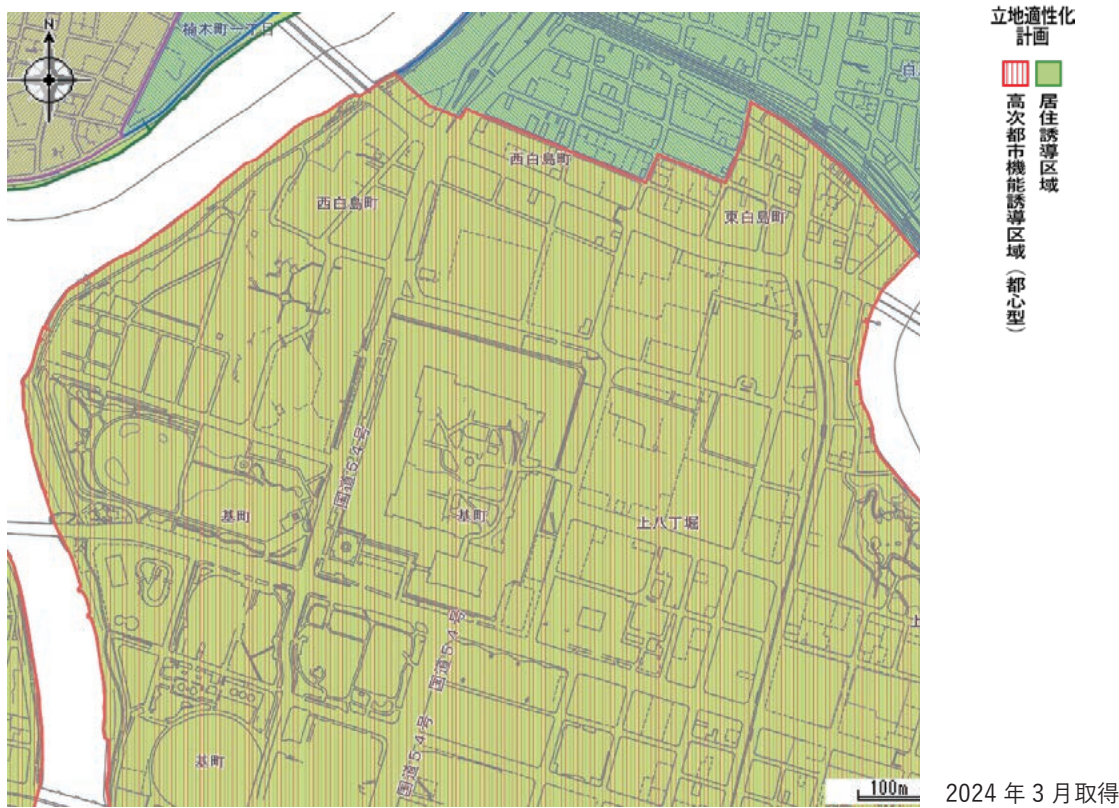


図 1-9 立地適正化計画（「ひろしま地図ナビ」より）

表 1-7 史跡広島城跡周辺の都市計画関連属性表（2024 年 3 月取得）

属性表			
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域	用途地域	第二種住居地域
建蔽率	60%	容積率	200%
防火地域・準防火地域	準防火地域	公園	5・6・302号中央公園
駐車場整備地区	広島駐車場整備地区	污水供用開始区域	指定あり
景観計画重点地区・一般区域（景観計画関係）	景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）	都市機能誘導区域	高次都市機能誘導区域（都心型）
居住誘導区域	指定あり		

4. 関連法規

史跡広島城跡は文化財保護法に基づき保護されており、史跡内で史跡の形状や景観に対する変更や、史跡に影響を与える行為を実施する場合には、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、史跡を含む旧広島城全域（城郭範囲内）は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されており、土地の掘削を伴う工事等を行う場合には、工事種別・規模にかかわらず届出を提出することが義務付けられている（図1-10、表1-8）。

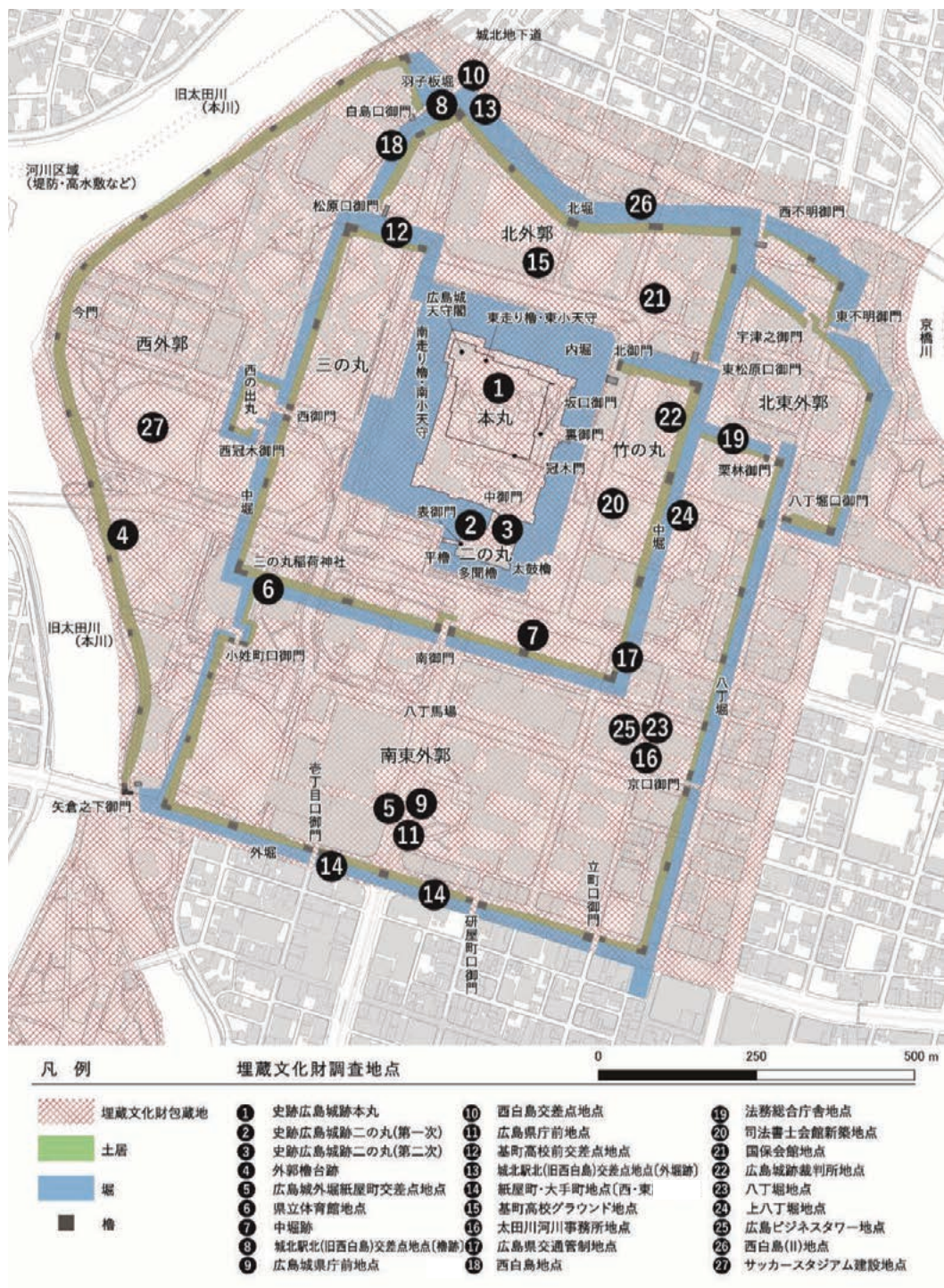


図1-10 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地範囲と調査地点

表 1-8 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地範囲と調査地点

No	地点名	調査年	調査面積 (㎡)	主な遺構	報告書名
1	史跡広島城跡 本丸	1997～ 2003	2,188	中御門跡、裏御門跡、冠木門跡、櫓跡、建物跡、溝状遺構、建物跡（近代）、溝状遺構（近代）、土坑（近代）	『史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告』2004広島市文化財団
2	史跡広島城跡二 の丸（第一次）	1987	700	表御門跡、太鼓櫓跡、多聞櫓跡、平櫓跡、馬屋跡、番所跡、井戸跡	『史跡広島城跡 二の丸第一次発掘調査報告』1988広島市教育委員会
3	史跡広島城跡二 の丸（第二次）	1988	不明	表御門跡、太鼓櫓跡、多聞櫓跡、平櫓跡、馬屋跡、番所跡、井戸跡	『史跡広島城跡 二の丸第二次発掘調査報告』1989広島市教育委員会
4	外郭櫓台跡	1979	不明	櫓台跡、石垣、捨石遺構	『広島城外郭櫓跡発掘調査概報』1980広島県教育委員会
5	広島城外堀跡紙 屋町交差点地点	1990～ 1991	480	石垣、外堀跡、杭列	『広島城外堀跡紙屋町交差点地点』1992広島市歴史科学教育事業団
6	県立体育館地点	1991	－	中堀跡石垣、井戸跡、貯蔵穴、石積（近代）、レンガ施設等（近代）	「緊急発掘調査概要」『広島県埋蔵文化財保護行政資料3 広島県の埋蔵文化財』1992広島県教育委員会
7	中堀跡	1991	4,800	堀跡、石垣列、櫓台跡石垣	『広島城中堀跡発掘調査報告』1992広島市歴史科学教育事業団
8	城北駅北（旧西 白島）交差点地 点	1991～ 1992	530	櫓台跡、石垣、捨石状遺構、根石（基礎石）、杭、堀跡、排水口	『広島市中区西白島町所在 広島城外堀跡西白島交差点地点』1993広島市歴史科学教育事業団
9	広島県庁前 地点	1992～ 1993	380	石列遺構、溝状遺構、埋甕遺構、土壇	『広島市中区基町11番外所在 広島県庁前地点発掘調査報告』1994広島市歴史科学教育事業団
10	西白島交差点 地点	1993	264	石垣列、堀跡	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』1995広島市歴史科学教育事業団
11	広島県庁前地点	1993	501.5	その他（掘り込み）	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』1995広島市歴史科学教育事業団
12	基町高校前 交差点地点	1993	148.6	石垣列、堀跡	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』1995広島市歴史科学教育事業団
13	城北駅北（旧西 白島）交差点地 点	1994～ 1995	1,100	石垣、石垣列、外堀跡、暗渠、積石遺構、井戸跡	『広島市中区西白島町所在 広島城外堀跡城北駅北交差点地点 発掘調査報告』1997広島市文化財団
14	紙屋町・大手町 地点〔西・東調 査区〕	1996～ 1997	13,304	石垣、堀跡、暗渠、井戸跡、建物跡、溝、土坑、その他	『広島城外堀跡紙屋町・大手町地点-広島市中区紙屋町・大手町所在-』1999広島市文化財団
15	基町高校グラウ ンド地点	1997	1,200	石列、石組柵状遺構、石組遺構、石列遺構、溝状遺構、井戸跡、土坑、建物跡	『広島城遺跡基町高校グラウンド地点-広島市中区西白島町所在-』1999広島市文化財団

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

No	地点名	調査年	調査面積 (㎡)	主な遺構	報告書名
16	太田川河川事務所地点	2003～2004	934	建物跡、溝状遺構、柵列、地下室、埋甕遺構、土坑、土坑（近代）	『広島城跡太田川河川事務所地点-広島市中区八丁堀所在-』2006広島市文化財団
17	広島県交通管制地点	2004	38	石垣、堀跡	『広島城跡（中堀跡）（仮称）広島県交通管制・留置センター建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』2005 広島県教育事業団
18	西白島地点	2004	300	櫓台跡、土居跡、用途不明石列、堀跡	『広島城跡西白島地点-広島市中区西白島町所在-』2005広島市文化財団
19	法務総合庁舎地点	2005～2007	3,800	堀跡、建物跡、土坑、溝跡、ピット、石垣、井戸跡等、土坑（近代）、溝状遺構（近代）、井戸跡（近代）	『広島城跡法務総合庁舎地点-広島市中区上八丁堀所在-』2009広島市文化財団
20	司法書士会館新築地点	2006	400	建物跡、土坑、井戸跡、溝跡、建物跡（近代）	『広島城跡司法書士会館新築地点発掘調査報告書』2007広島市文化財団
21	国保会館地点	2006	1,320	建物跡、井戸跡、柵列、廃棄土坑、溝状遺構、その他遺構	『広島城跡国保会館地点-広島市中区東白島所在-』2007広島市文化財団
22	広島城跡裁判所地点	2007	525	堀跡、溝跡、石列、埋甕、鍛冶炉、土坑、ピット	『広島城跡裁判所地点発掘調査報告書』2009広島市文化財団
23	八丁堀地点	2007～2008	1,776	土坑、井戸跡、井戸状遺構、溝跡、杭跡敷石、区画溝跡、建物跡（近代）	『広島城跡八丁堀地点発掘調査報告書』2010広島市文化財団
24	上八丁堀地点	2008	3,300	溝跡、土坑、ピット、畝状遺構、井戸、石垣、土居跡、建物跡（近代）	『広島城上八丁堀地点広島合同5号館埋蔵文化財調査に係る発掘調査報告書』2010国土交通省中国地方整備局
25	広島ビジネスタワー地点	2015	50	溝状遺構、廃棄土坑	『広島城広島ビジネスタワー地点-広島市中区八丁堀所在-』2016広島市文化財団
26	西白島（Ⅱ）地点	2020	208	外堀跡、石垣	『広島城跡 西白島（Ⅱ）地点-広島市中区西白島所在-』2021広島市文化財団
27	サッカースタジアム建設地点	2020～2021	5,933	溝状遺構・井戸跡、陸軍関連遺構	『広島市サッカースタジアム建設予定地 埋蔵文化財発掘調査の概要』2023広島市教育委員会

※図1-10 は、表中最右列に記した報告書の内容を再構成したものである。報告書の中には複数の調査地点・調査区が取りまとめて報告されているものもあるため、書名と調査地点名は必ずしも一致していない。なお調査内容の詳細については、各報告書を直接参照されたい。

第6節 広島城跡を対象とした計画

1. 史跡広島城跡保存管理計画書

昭和63（1988）年4月に策定された保存管理計画では、第2章で広島城跡の現状及び課題として、土地所有関係、現状変更等、遺構保存状況、管理施設等の整備状況、景観、利用状況、堀の7項目について整理した上で、第2章及び第4章において、保存管理計画及び整備計画を示している。その保存管理計画及び整備計画について、以下に概要を要約で示すとともに、広島城跡を取り巻く現状と課題に照らし合わせて整理し、本計画における方針と方向性として第6章から第9章で位置付け直すものとする。

（1）保存管理計画

第3章の保存管理計画では、現状変更の規制及び追加指定について、広島城跡における取り扱いの方向性を示している。

「現状変更の規制」では、「史跡広島城跡の保存のため現状変更は原則として認めない」とした上で、①石垣保存整備・地下遺構の整備等、史跡の環境整備及び史跡の維持管理上必要と認められるもの、②公園管理施設等の改廃・設置等の管理上必要と認められるもの、③各種催物の開催については、別に定める管理規則に示すもの、の3点に関して、史跡の整備に影響がない範囲で認める、とした。また、史跡内に存在する宗教法人広島護国神社については、史跡の保存整備の観点から、その移転については将来的課題として検討することとしている。

「追加指定」では、史跡指定範囲について、「旧城域の姿は、全く失われてしまって」おり、「外郭櫓及び学問所土塁の2件の遺跡の重要性は一層増している」とした上で、「この2件の遺跡と広島城跡との関連を文献的にもまた考古学的にも明らかにし、何らかの形で史跡広島城跡に付随したものとして追加指定し、保存を図る必要がある」とし、史跡に隣接する市道で囲まれた部分について、「三の丸の一部であることから、史跡保存のため可能な限り追加指定を検討する」とした。史跡広島城跡の東側に位置する浅野長晟が造った別邸「縮景園」については、「名勝指定を受けているが、その由来から史跡広島城跡と一体として保存することが妥当であるとの意見もあり、今後「縮景園」の指定のあり方について検討がなされた場合これに対応する」とし、二葉山の麓に立地する東照宮・國前寺等の浅野氏関連の社寺建築等については、「可能なものは国の指定を受けるよう努力する」としている。なお、國前寺の本堂と庫裏は平成5（1993）年に国の重要文化財に指定されている。

（2）整備計画

第4章の整備計画では、史跡広島城跡の位置付けとして次の4点を掲げた上で、これを実現する際に考慮すべき3つの整備の基本方針を示している。また、中央公園における史跡広島城跡の位置付けについて、昭和42（1967）年に発表された広島中央公園計画（「広島中央公園計画」日本公園緑地協会）において「城跡を中心とした静的な鑑賞的利用を図る区域」とされ、整備については、中央公園計画の考え方を基本としながら、文化財としての史跡広

島城跡との調和的整備を図る必要があるとした上で、6つの利用計画の基本方針を示している。いずれも史跡広島城跡の利活用の普遍的な考え方であるため、以下それを要約する。

史跡広島城跡の位置付け

① 広島を歴史を継承しかつ体験できる場

広島城跡を保存活用することによって、広島を歴史を継承し、あわせて、体験できる場とする。

② 広島らしい風景を持つ空間

都心に位置し、主要な道路網に接している状況から、広島城跡を生かした都市景観を創り出し、広島らしさを感じさせる個性ある空間とする。

③ 史跡として人々に親しまれるオープンスペース

中央公園の他のゾーンや周辺の諸施設との関連の中で、人々に親しまれる個性あるオープンスペースとする。

④ 都市観光の拠点

広島城跡周辺に残る文化財、さらに平和記念公園などとの関係を強化し、広島を歴史・文化を伝える都市観光の拠点とする。

整備の基本方針

① 史跡広島城跡の文化財としての重要性を十分認識し、その保存を第一義的に考える。

② 適正な活用は、保存のために必要なことから、史実に基づいた、城跡の歴史性を認識できるよう環境の整備を行う。

③ 広島城が江戸時代を通じて、幾度かの自然災害や火災等によって改修等を受けていることから、江戸時代後半期の広島城の地割り、建物等が比較的固定した段階に整備の基準を設定する。

利用計画の基本方針

① 城跡の利用及び利用のための諸施設の整備はあくまで保存に影響のない範囲で行うべきものである。

② 城跡一帯を「歴史を体験し学習できる場」として、また「広島らしさを持つ空間」として整備し、歴史性を十分に生かした環境整備によって城跡の魅力を引き出し、利用の増進を図る。

③ 城跡へのアプローチとして設定されている「文化の道」は、周辺の景観・サイン等を考慮に入れた沿道整備を実施し、城跡への誘導性を向上させる。

④ 車での来城者が史跡内へ車で乗り入れることがあるため、乗り入れ抑止の観点から城跡専用の駐車場設置が望まれる。設置については都心部の駐車場配置との関係から総合的に検討するものとする。

⑤ 史跡内の利用動線が固定化し、滞留時間が短いなどの課題があるため、地下遺構の整備、園路整備、城郭の復元等の環境整備を行う。

⑥ 史跡にふさわしくない各種催し物の実施については、他の場所で行うよう指導するとともに、現状変更の規制等によって対処する。

2. 史跡広島城跡整備基本計画書

平成元（1989）年3月に策定された整備基本計画では、保存管理計画で掲げられた史跡広島城跡の4つの位置付けを整備の目標として示すとともに、8つの整備項目の方針について、目標を実現するために特に必要な視点をフレームとして示した（図1-11）。

さらに、それぞれの整備における具体的な計画を、第2章で総合計画としてゾーン計画、動線計画、景観計画、遺構計画、施設計画、植栽計画、デザイン計画を示した上で、これを実現するための方法を第3章の詳細計画と第4章の具体化計画において整理している。以降にその主要な部分を抜粋、要約する。

整備の ための 項目区分	整備の目標	広島を歴史を継承し、 かつ体験できる場	広島らしい風景を持つ空間	人々に親しまれ、多様な 機能を発揮する オープンスペース	都市観光の拠点
① 土地利用 (ゾーニング)		● ・遺構を保存・活用した 土地利用の形成	●	● ・城跡と調和した 「緑の空間」の確保	●
② 動 線		● ・自動車動線の円滑 な処理 ・城跡内の歩行者 ネットワークの形成	● ・城跡へのアプローチ 動線の充実・整備 (城跡と周辺との ネットワーク形成)	●	●
③ 景 観		● ・歴史性を意識できる 景観の創出	● ・城跡と周辺との 景観的調和 ● ・都市景観における 城跡の活用		●
④ 遺 構		● ・地上遺構の整備 ・地下遺構の整備 ● ・城郭建造物の復元	●		●
⑤ 植 栽			● ・城跡の歴史性を演出する植栽整備 ・城跡を意識した周辺緑地の整備	●	
⑥ 公園管理施設等				● ・バランスのとれた 公園管理施設等 の系統的な整備	
⑦ デザイン		● ・城跡としてのデザイン コンセプトの確立による 施設整備			
⑧ そ の 他		● ・堀の浄化	●	●	●

図1-11 整備方針のフレーム（「史跡広島城跡整備基本計画書」より）

(1) ゾーン計画で示された「主要空間の性格と役割」

ゾーン計画では、広島城跡を構成する主要な空間を本丸上段、本丸下段、腰曲輪、二の丸、城跡外周部の5つに区分し、そのそれぞれの整備の方向性について、方針を踏まえながら、それぞれの性格と役割を整理している(図1-12)。これについては、広島城跡を取り巻く現状と課題を踏まえた上で本計画における方向性として第6章から第9章において改めて位置付け直すものとする。

- ① 本丸上段～歴史的・中心性を意識できる重厚な空間
- ② 本丸下段～城郭(跡)としての開放性を意識できる快活な空間
- ③ 腰曲輪～城郭(跡)の捌手を意識できる幽玄な空間
- ④ 二の丸～馬出としての特徴を意識できる臨場感のある空間
- ⑤ 城跡外周部～城跡と都市空間をつなぐ“緑”の空間

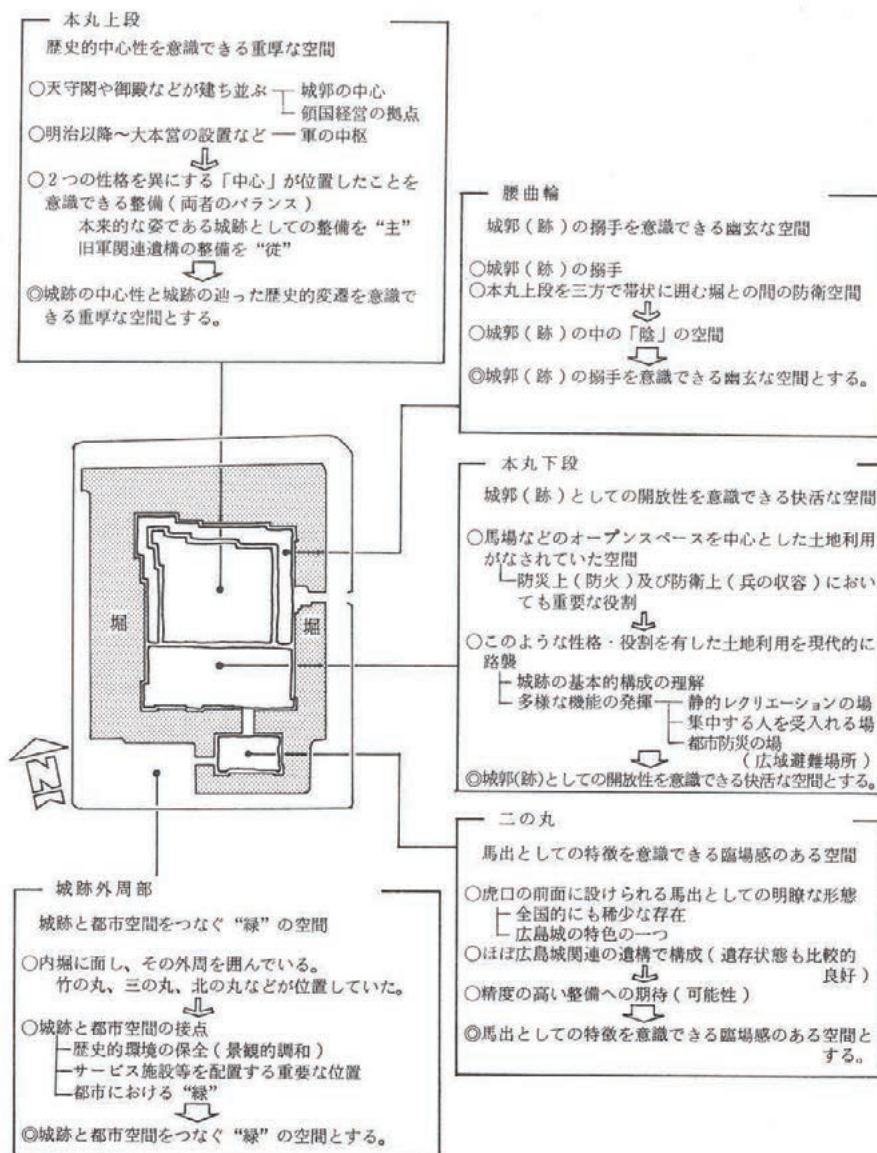


図1-12 主要空間の性格・役割(「史跡広島城跡整備基本計画書」より)

(2) 詳細計画

詳細計画では、二の丸・本丸・広島城跡の周辺のそれぞれについて、遺構・修景・施設整備の観点からその整備方法案を提示し、各地区に存在したことが明らかな城郭建造物については、その復元精度（写真や史資料等の有無）や復元可能性についても概略をまとめている。以下にその主要部分を抜粋する。

・二の丸整備計画

① 遺構整備

城郭建造物：（復元精度高）御門橋・表御門・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓

地上遺構の整備：石垣の復元修復（後世の改変部分の撤去修復・込め石の充填等）

地下遺構の整備：調査で確認された櫓跡等の遺構展示、馬屋跡及び番所跡、井戸跡等の遺構配置表示

② 修景整備

園路・広場：オープンスペースによる園路・広場の構成、城跡としてふさわしい造園（舗装）材料による整備

植栽：マツを中心とした修景、被爆樹木の保全、塀を暗示した北側堀沿いへの生垣配置

③ 施設整備

休養施設：西側堀沿い・南東側へのベンチ配置（景観と視線誘導の観点を考慮）

管理施設：各種説明板（全体）、遺構説明板・遺構表示板、誘導標識等

供給処理設備：給排水設備、電気設備、防災設備

・本丸整備計画

本丸上段・本丸下段・腰曲輪については、本丸整備計画として以下のように整理されている。城郭建造物の復元については、「天守閣・東走櫓・南走櫓（一部）」については、「精度の高い城郭建造物の復元が可能」なもの、「東小天守や南小天守、裏御門」については、「今後の発掘調査や資料調査の結果によっては、精度の高い資料が得られ、それを基にした復元の可能性もある」もの、「裏御門、中御門」については、「精度の高い資料が得られない場合でも、他の諸資料から出来るだけ本来の姿に近い形で整備する」ものとしている。

① 遺構整備

城郭建造物：（復元精度高）天守閣・東走櫓・南走櫓（一部）

（復元精度その他）東小天守・南小天守・裏御門・中御門

地上遺構の整備：石垣の復元修復（後世の改変部分の撤去修復・込め石の充填等）

天端石の整備、南西隅部の手摺の撤去、土塁の整備（上段南西部・北東部）

旧軍関連遺構の整備（大本営跡・昭憲皇太后御座所跡・大本営跡前庭・中国軍管区司令部跡）

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定的前提

地下遺構の整備：今後の発掘調査成果に応じて整備内容の検討を行う。史料等からは、上段では冠木御門跡・御殿跡・御庭跡・井戸等、下段では米蔵跡・馬場跡等が挙げられる

② 修景整備

園路・広場：発掘調査成果、動線計画や施設計画等も踏まえて、配置や舗装材料等を検討する

植栽：植栽計画等を踏まえ、具体的な整備内容を設定する

③ 施設整備

休養施設：上段へのあずまや設置等を含め、施設計画等を踏まえて設定する（城跡の歴史的景観に配慮）

便益施設：便所、手洗・水飲場、電話ボックス等

管理施設：各種説明板（全体）、遺構説明板・遺構表示板、誘導標識等

供給処理施設：給排水設備、電気設備、防災設備

・周辺整備計画

城跡外周部（史跡範囲より外側且つ市道等より内側の部分）については、周辺整備計画として以下のような形で整理されている。また、史跡範囲外の表御門橋南西部（広島城三の丸の東側部分）に管理事務室を併設した「広島城跡公園センター」を整備し、案内所等の機能を持たせることを提案している。

① 遺構整備

地上遺構の整備：石垣の復元修復（後世の改変部分の撤去修復等）

※西側の石垣は、北半分は後世の改変があるため旧態に積み直し、南半分及び北西の一部は本来堀が存在した箇所であるため、城跡としての歴史性を意識しながら他の箇所とは若干積み方を変えてその状況を示す。

旧軍関連遺構は現状を保全する

② 修景整備

園路・広場：城跡方向に開放的な園路の形成、西及び北側の展望広場の整備、城北に存在する広場の充実、園路・広場への車両進入防止

植栽：植栽計画等を踏まえ、堀側を開放的に、道路側を中高木の常緑樹を中心にし、城跡の景観に配慮する形とする

③ 施設整備

休養施設：パーゴラを北側広場外縁部に城跡方向を意識して配置、ベンチを園路沿いや展望広場等へ適正に配置

便益施設：既存の観光バス駐車場の北東側に「広島城跡公園センター」を設置し、広島城跡全体を管理する拠点として位置付ける

管理施設：「広島城跡公園センター」に機能を集約、全体案内板、遺構表示板、誘導標識等を整備

供給処理施設：給排水設備、電気設備、防災設備

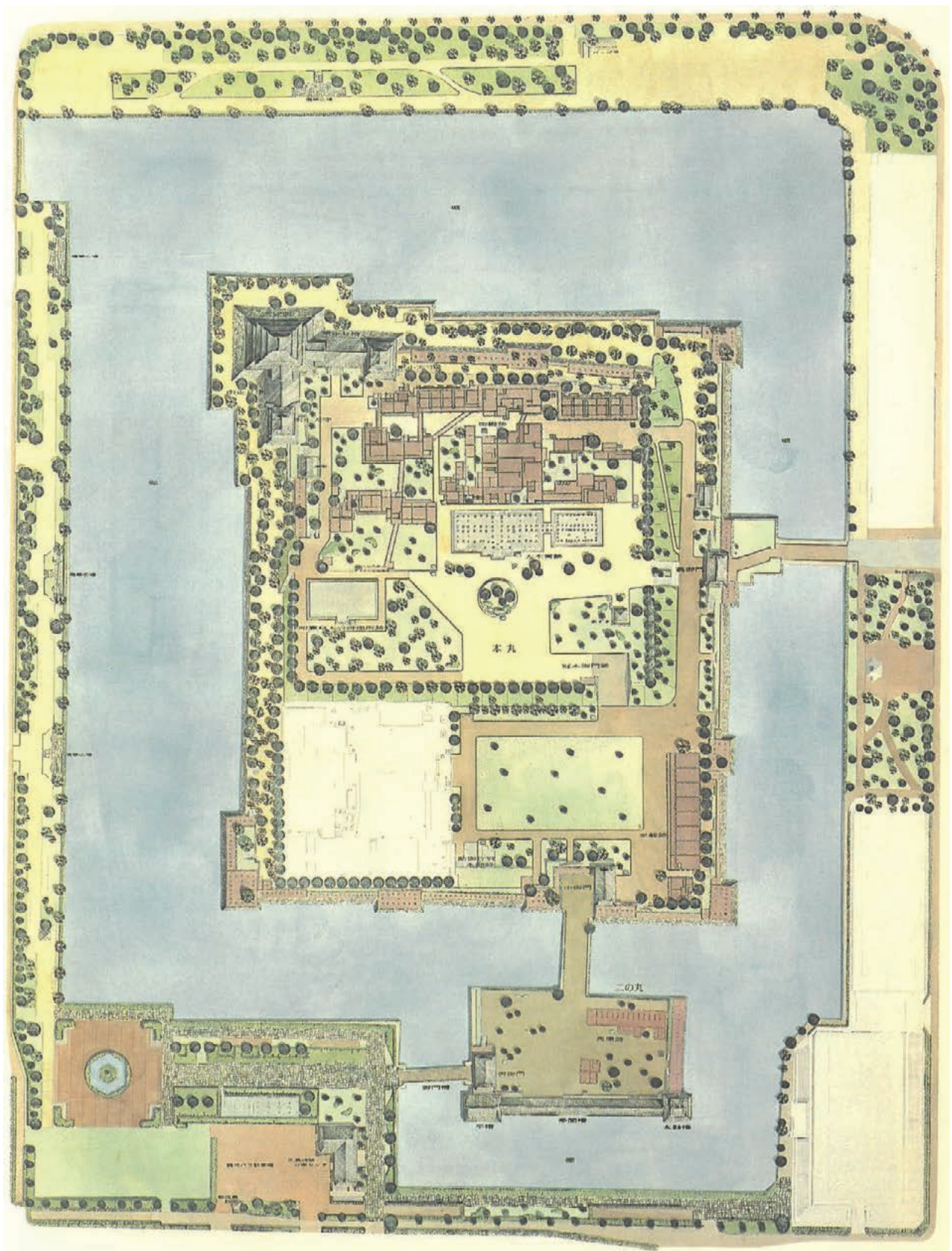


図 1-13 史跡広島城跡整備完成予想平面図（「史跡広島城跡整備基本計画書より」）

3. 広島城基本構想

広島城に関する問題意識を踏まえ、広島城全体と広島城を構成する各エリアの基本的な考え方（コンセプト）を示しながら、整備基本計画で示された方向性のうち取組が十分に行われていない事項や優先的に推進すべき事項を抽出するとともに、整備基本計画では詳細に示されていない事項（かつての三の丸のうち、史跡広島城跡の南西角に位置する部分の施設整備、最新技術の活用、ソフト面の取組等）に関する方向性を示すなど、今後の取組の基本的な指針として、令和2（2020）年5月に策定された。

本基本構想の内容については、史跡整備の基本構想として不可欠な遺構保存の方針、復旧（修復）の方針などに関する記述を本計画内で補い、後章で示す本計画の大綱と基本方針、保存管理・整備・活用の方向性と方法のそれぞれの章に反映する。

4. 広島城三の丸整備基本計画

広島城基本構想の中で、三の丸のエリアについては、飲食・物販施設等のにぎわい施設を整備し、「広島城への来訪者のおもてなし拠点」を目指すこととされており、これを踏まえ、当該エリアに関する新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定めるものとして、令和3（2021）年7月に策定された（図1-14）。

三の丸整備基本計画については、本計画の分野別計画の一つとして整合性を図ることを目的として、主に第7章において計画の対象となっている史跡外周部の保存管理の方向性と方法について整理する。具体的には、遺構の保存に十分な配慮をするため、試掘調査の成果を踏まえ、一部の平面確認調査を短期的取組として実施していく形を検討する。

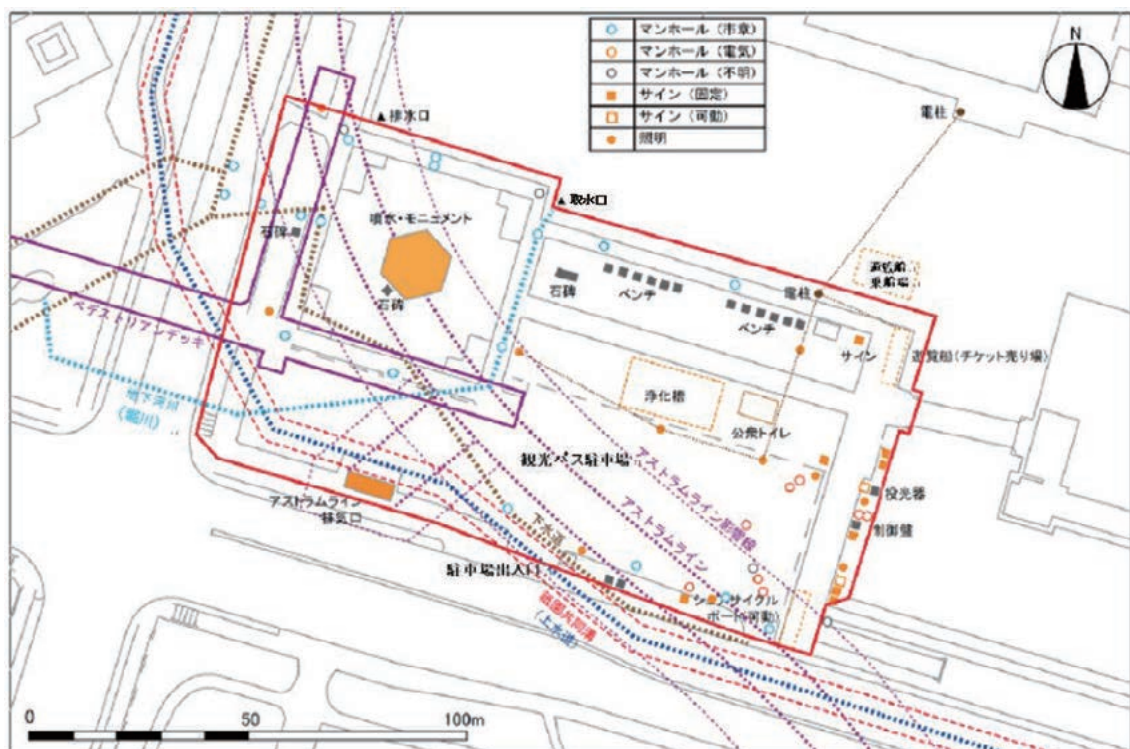


図1-14 計画対象地の主な既存施設（広島城三の丸整備基本計画より）

5. 広島城展示等基本計画

広島城の歴史・文化の発信拠点としての魅力の向上を図るため、本丸、二の丸及び三の丸の各エリアにそれぞれ位置する広島城跡に関連する諸施設を対象にし、全体のテーマや展示構成などを定めるものとして、令和4（2022）年1月に策定された。史跡内施設との連携も想定し、エリア毎の展示テーマに関する役割分担について記載があるため、ここで合わせて取り扱うものとする。

計画では各エリアに展示テーマを設定し、役割分担を行うことで、来訪者が回遊を通じて近世の広島歴史・文化と広島城の現代に至るまでの歴史を体感できる流れを構築するとともに、広島城のエリア内だけではなく、周辺の関連施設やピースツーリズム等とも連携し、共同企画展の開催や周辺の関連施設への回遊にもつながる展示を展開するとして、実施方針を定めている。

本計画については、そこで示された実施方針や全体構成についての考え方を、後章において整理・反映していくものとする。



図 1-15 広島城天守（外観復元）遠景（南から）



図 1-16 広島城天守（外観復元）（北西から）

第2章 広島城跡の概要

第1節 史跡を取り巻く環境

1. 位置

本市は広島県の南西部に位置している。市域は太田川によって形成された沖積平野である広島平野とこれを取り囲むように北側に広がる中国山地、南側の広島湾によって形成されている。本市域とその周辺地域には中国自動車道、山陽自動車道、浜田自動車道、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）が東西南北方面に走り、中四国地方を始め京阪神から九州エリアまでを視野に入れた幅広い高速道路ネットワークを形成している。

新幹線のぞみが停車する広島駅以外にも、広島空港は中四国の空の要衝で、東京（1時間20分）、札幌（2時間）のほか、成田、仙台、沖縄の国内定期便及びアジアへの国際便が就航している。また、海の玄関である広島港は国の国際拠点港湾に指定され、国内定期コンテナ航路とともに、海外定期コンテナ航路の運航によって国際貿易拠点として機能しており、こうした充実した交通インフラがビジネスのスピードアップにも貢献している（図2-1）。

広島城跡は本市中心市街地北側の中央公園に所在する。中央公園は、原爆死没者を慰霊し世界恒久平和を祈念する場である国名勝平和記念公園とともに平和記念都市建設計画に基づき復興のシンボルとして整備された都市公園で、市民や国内外からの多くの来訪者に親しまれている。広島駅から徒歩で約25分、市内電車では最寄り駅となる紙屋町東駅、紙屋町西駅からそれぞれ徒歩で15分程度である。バスルートでは合同庁舎前停留所から徒歩8分、広島城跡（護国神社前）停留所から徒歩6分程度である。広島空港から直通バスが着く広島バスセンターからは徒歩12分程度、新交通システムアストラムラインからのアクセスでは、広島城跡南側の県庁前駅、北側の城北駅からそれぞれ徒歩12分程度である（図2-1）。

2. 自然環境

（1）地勢

市街地の広がる平野部は、一級河川太田川の河口に形成された三角州とその上流部分に続く沖積低地からなる。太田川は水源を西中国山地の冠山（標高1,339m）に発し、複数の支流と合流しながら、可部付近で広島平野に出て、根谷川、三篠川と合流して南西に流れる（図2-2）。可部から祇園付近までの平地は主に太田川氾濫原によって形成されており、広島城跡が位置する付近から六つの河川（太田川放水路、天満川、旧太田川、元安川、京橋川、猿猴川）に分岐し、大きな三角州（デルタ）を形成しながら広島湾へと注いでいる。平和大通り付近から南の広島湾岸へと至る範囲は、主に16世紀末の広島城の築城以後、干拓や埋立てによって人工的に陸化された地形であり、地盤が海水面より低いゼロメートル地帯が存在する（図2-3）。

第2章 広島城跡の概要

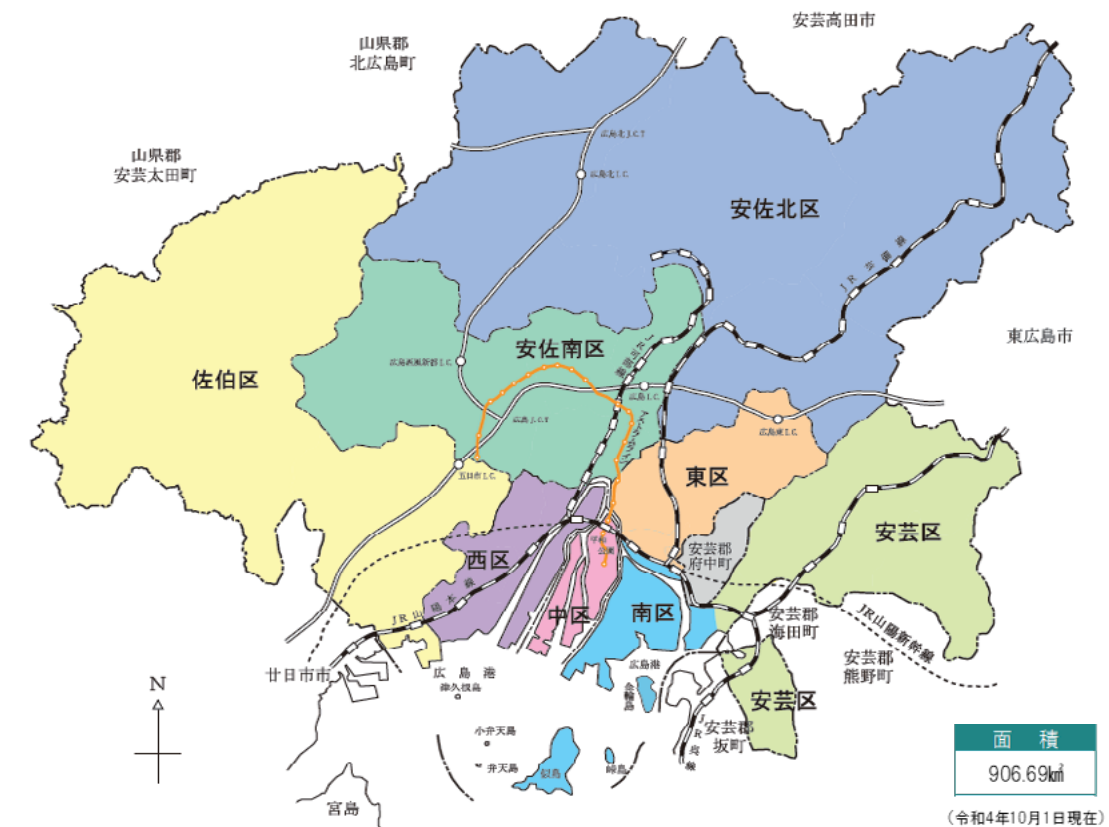


図 2-1 上：広島市域図（令和4年版広島市勢要覧より）
下：広島城跡へのアクセス（広島城ホームページより）

また、これとは独立して、市東部の府中大川流域や瀬野川河口付近、西部の八幡川河口付近にも低地が開けており、これらの平地を取り囲む形で北側の広範囲に山地・丘陵地が広がっている（図2-2・2-4）。

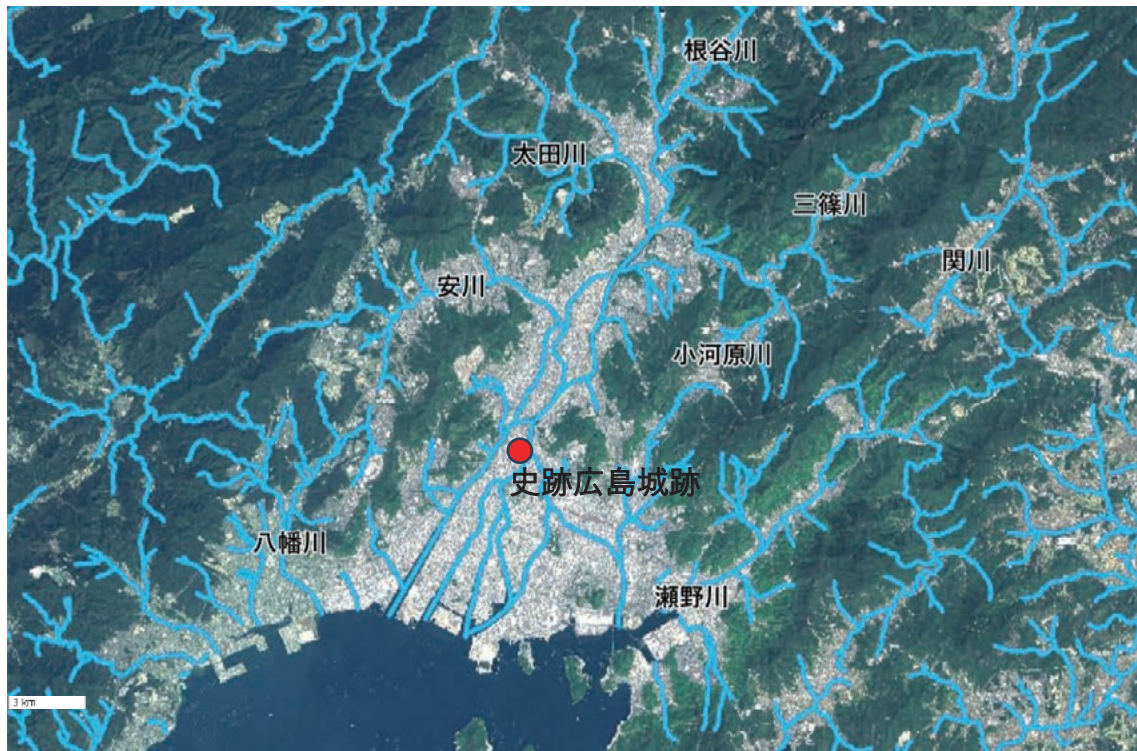


図 2-2 広島市周辺の地勢

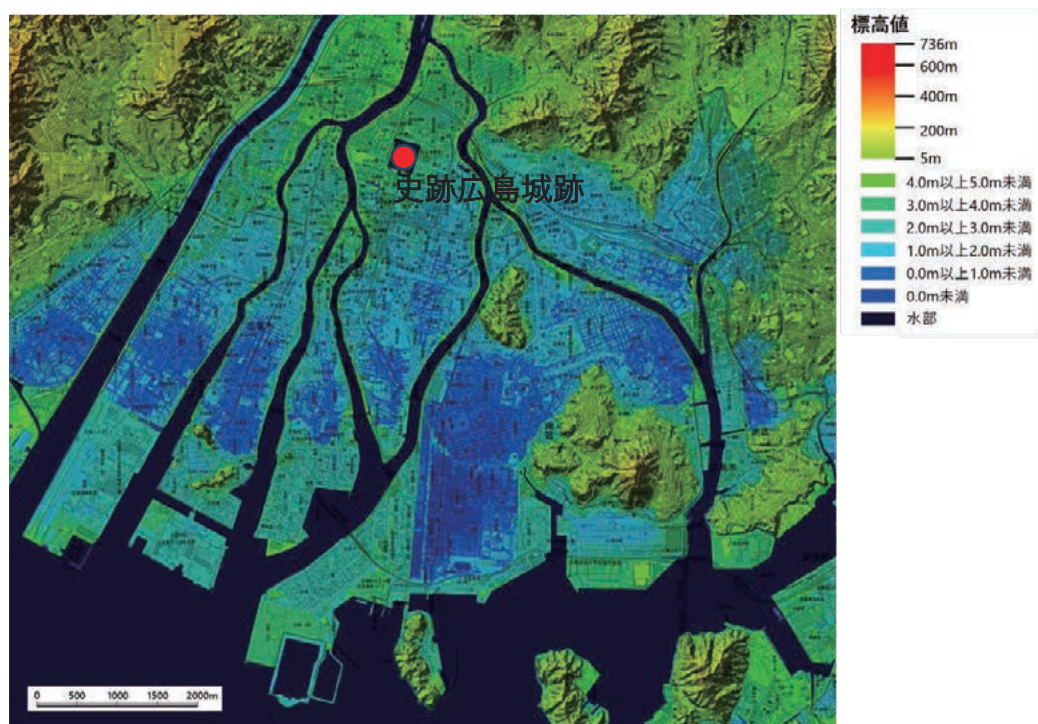


図 2-3 広島城跡周辺の標高地形図

第2章 広島城跡の概要



図 2-4 広島城跡周辺の地形分類図（国土地理院治水地形分類図より作成）



図 2-5 広島城跡周辺の地質図

(2) 地質

市域内の地質は古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類・広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。古生層は安佐北区高陽町の木ノ宗山、鬼ヶ城山及び安佐南区佐東町の阿武山から太田川沿いに北西方面、吉山川西の急峻な山地に分布がみられる。主として粘板岩で形成されており、各所で花崗岩に貫入されている。

高田流紋岩類は安佐北区白木町の白木山一帯に分布が見られる。広島花崗岩類は洪積層・沖積層の基盤岩ともなっている粗粒花崗岩である。風化して土状になったものは一般にマサ土と呼ばれ、崩壊しやすく土砂崩れの原因ともなっている（図 2-5）。

(3) 気候

本市の気候は瀬戸内気候区に属しており、温暖で降水量が少ない。これは冬の季節風は中国山地に、夏の季節風は四国山地に、それぞれ遮られることによるもので、年間を通じて天気や湿度が比較的安定している。平年値（統計期間 1991～2020 年）の月平均気温は1月 5.4℃、8月 28.5℃、年平均 16.5℃と比較的温暖で、降水量は南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあるが、年平均 1,572.2 mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北又は北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。冬の北西季節風による強風、春先の低気圧に伴う突風及び8・9月に来襲する台風に伴う暴風などに影響を受けるが、特に被害を与えるような強風はほとんど台風によるもので、その風向は南又は北が多くなっている（図 2-6）。

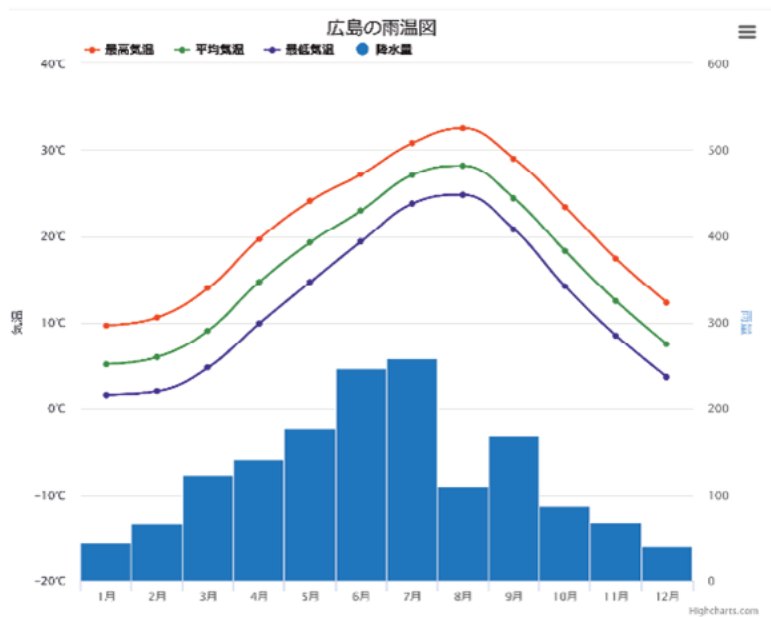


図 2-6 広島市の雨温図

3. 社会環境

(1) 人口

本市の人口はこれまで増加を続けてきたが、令和 2（2020）年の 120.8 万人をピークに減少に転じ、令和 22（2040）年には 5.7 万人減の約 115.1 万人になると推測されている（出典：国立社会保障・人口問題研究所）。また、高齢人口（65 歳以上）については、昭和 50（1975）年には年少人口（14 歳以下）の 4 分の 1 程度であったが、平成 17（2005）年には年少人口を上回り、その後令和 22（2040）年には総人口の 32.2%になると予測されている。

こうした予測に対し本市では、広島広域都市圏の 29 市町と連携して、人口減少、少子化・高齢化など社会情勢の急速な変化に対応し、圏域全体が自律的・持続的な発展をしていくまちづくりの実現、深化に取り組むため、圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の実現に取り組んでいる（図 2-7）。

このため、市の総合計画内において、持続的に都市の活力を維持・向上していくため「公共交通にアクセスしやすい場所に、都市機能を集積させて、高齢者を始めとする市民が過度に自家用車に頼ることなく生活できるよう、集約型都市構造への転換を図ることが求められている。」とし、「広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高めあう『楕円形の都心づくり』を進めており、今後とも、こうした取組を推進することで、都心の求心力を一層高めていく必要がある」としている（図 2-8）。また、広島城跡が所在する基町地区については、「都心の一角としての特性を生かし、一層の発展を目指していく必要がある」としている。

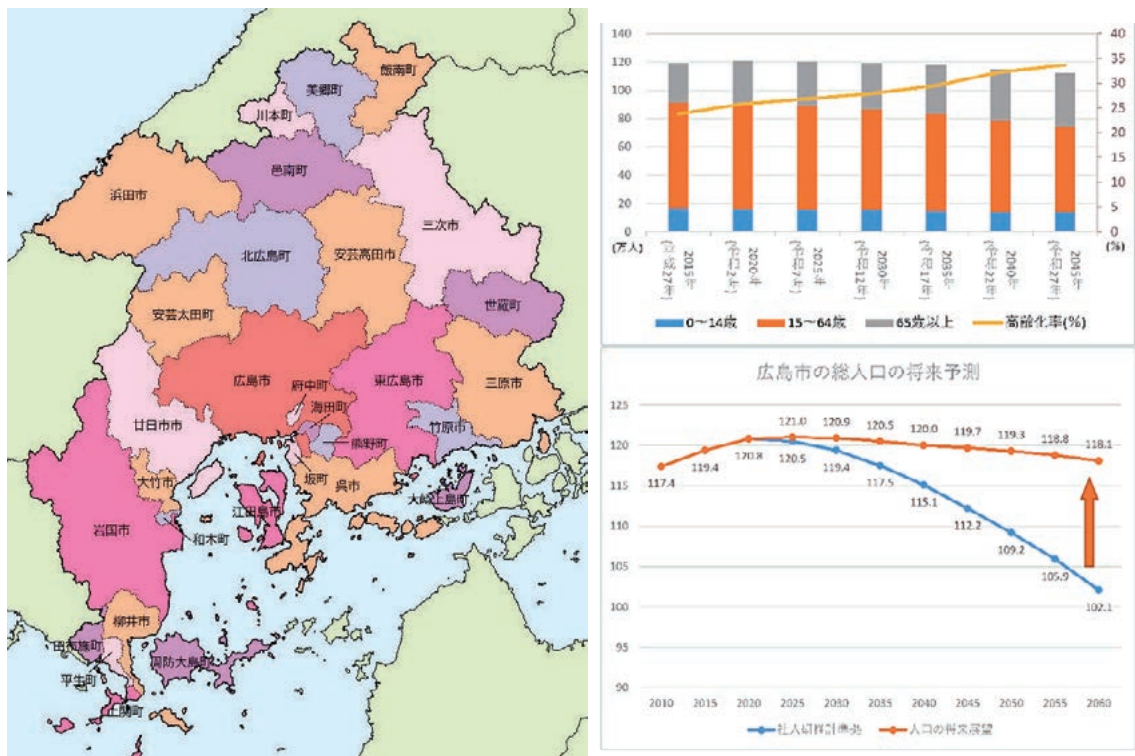


図 2-7 左：広島広域都市圏構成市町 右：人口推計と将来予測

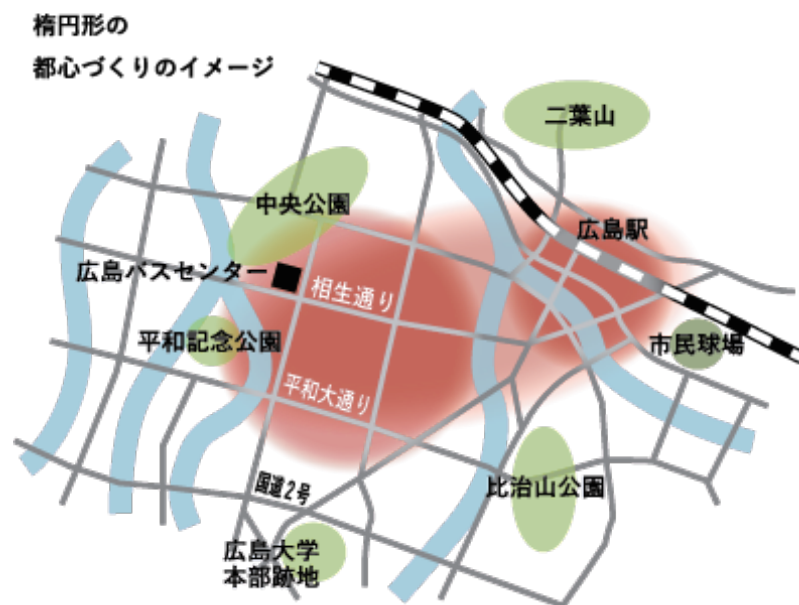


図 2-8 楕円形の都心づくりイメージ（広島市総合計画を参考に作成）

(2) 観光

令和5(2023)年7月に一般社団法人広島県観光連盟が取りまとめた「令和4年広島県観光客数の動向」によると、令和4(2022)年の総観光客数は4,907万人で、令和3(2021)年と比較して941万人増加(+23.7%)した(図2-9)。新型コロナウイルス感染症の流行や物価高が影響したものの、外出削減要請のない春休みやゴールデンウィーク等の旅行シーズンにおける旅行機運の高まり、県や市町等による観光キャンペーンの効果、新型コロナウイルス感染症の水際対策が緩和されたこともあり、前年から増加となった。なお、感染症拡大前の令和元(平成31)(2019)年と比較すると、1,812万人の減少(▲27.0%)となっている。

一方広島城への入館者数は平成31(2019)年度の328,479人がピークとなっているが、令和4(2022)年度は250,844人と令和2(2020)年度と比較すると160,522人増加(+177.7%)している。

目的別観光客数の状況では都市観光の割合が大きく、このうちショッピング・レストランの利用は感染症拡大前と比較して10%以上増加しており、博物館・美術館の利用については感染拡大前と比較して1.4%増加した。屋外型施設や屋外での活動が中心となる「その他スポーツ」、「自然探勝」等は感染症拡大前に比べ高い割合を保っている。なお、県内の主要な祭りや花火大会等のイベントが徐々に再開していることにより、「祭・行事」の割合については前年から1.2%増加しているが、感染症拡大前と比較すると10.9%減少している(図2-9)。

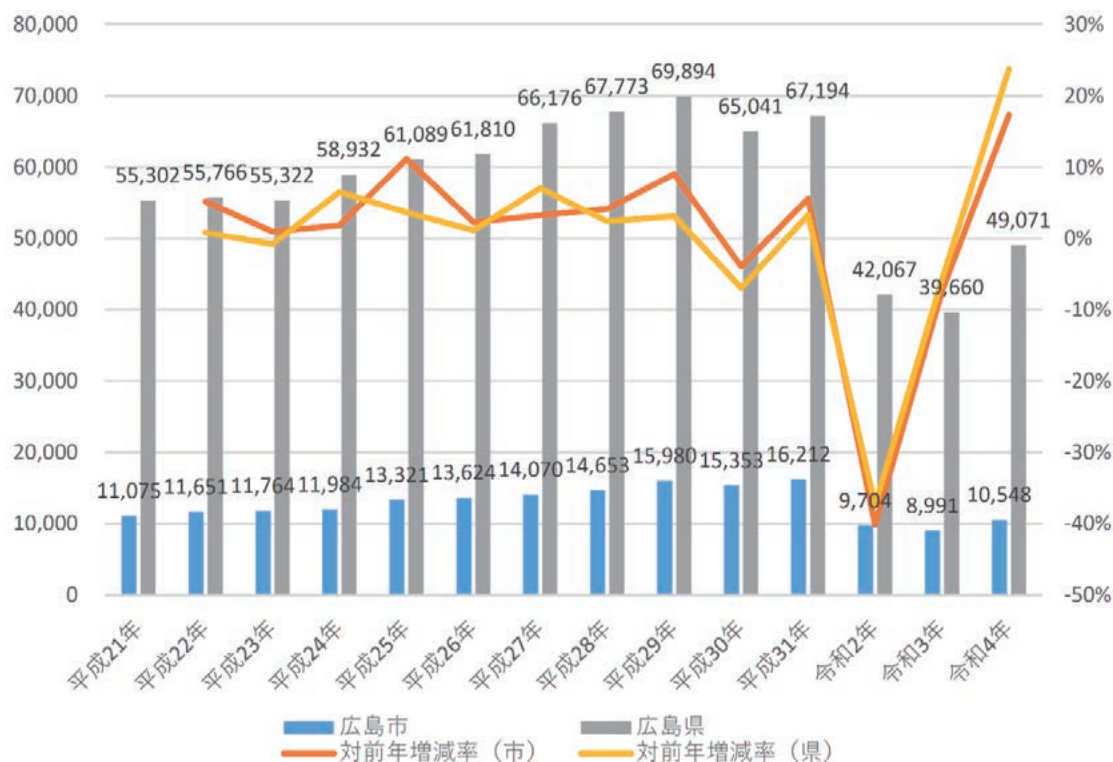


図2-9 観光客数の増減と増減率の推移(単位:千人)(平成21年~令和4年)

4. 築城前の歴史

(1) 旧石器時代

広島城跡が所在する太田川河口部はもちろん、本市内全域を見ても旧石器時代の遺跡の確認例は非常に少ない。下沖5号遺跡（佐伯区五日市町石内）から出土した2万年前のナイフ形石器が本市最古の出土遺物であるが、同遺跡では旧石器時代の遺構は確認されていない。このほか、旧石器時代の遺物と考えられるものとしては倉重2号遺跡（佐伯区倉重）で船底形石器が、縄文時代草創期の遺物と考えられるものとしては高井遺跡（佐伯区高井）・中本遺跡（安佐南区八木）で有茎尖頭器が出土している。

(2) 縄文時代

縄文時代の遺跡は沿岸部から内陸部にわたって分布するが、総数は少ない。太田川河口部周辺における縄文時代の遺跡としては、早期に営まれた早稲田山遺跡（東区牛田早稲田）、後期から晩期に営まれた県史跡比治山貝塚（南区比治山本町）、晩期から弥生中期に営まれた中山貝塚（東区中山東）がある。早稲田山遺跡は貝塚を有していないことから、縄文時代初めころの広島湾（瀬戸内海）は海水の進入が始まっておらず、まだ陸地だったところが多かったと考えられている。海進が進み、現在のような瀬戸内海そして広島湾が形成されるのは、縄文時代早期をやや下る頃（およそ6,000年前）からと考えられている（図2-10）。

(3) 弥生時代

弥生時代の遺跡は数多く分布する。そのほとんどが後期に属するものであり、前期・中期に属するものは少ない。本市域では、小河川沿いに開けた沖積地を見下ろす丘陵上を中心に多くの後期の集落遺跡が確認されているほか、墳丘墓なども確認されている。

河原石で構築された竪穴式石室を持つ墳丘墓が確認された、県史跡西願寺山墳墓群（安佐北区口田）と梨ヶ谷遺跡（安佐北区口田町）では、石室内から舶載品と考えられる鉄器が出土しており、太田川や瀬戸内海の交通を掌握した有力者の存在が想起されている。また、沿岸部・内陸部の両方に眺望の利く標高412.7mの山塊の中腹に位置する木の宗山遺跡（東区福田町 県史跡木の宗山銅鐸銅剣出土地）では、銅鐸・銅剣・銅戈がセットで出土しており（国重要文化財 安芸福田木ノ宗山出土青銅器）、こちらも河川交通と海上交通に関連する集団の存在が想起されている。

太田川河口部付近では、東区の牛田山（通称西山）頂部一帯に貝塚が点在する。そのうち標高258mで確認された西山258m貝塚では、巴型銅器ほか軍事的性格が濃い遺物が多く出土しており、後期の高地性集落の可能性が指摘されている（図2-10）。

(4) 古墳時代

古墳時代になると、太田川の東西両岸で前方後円墳や前方後方墳が現れた。東岸では吾作銘三角縁四神四獣鏡・上方作銘斜縁獣帯鏡・車輪石・玉類などが出土した中小田第1号古墳（国史跡中小田古墳群 安佐北区口田南町）、西岸では内行花文鏡片・玉類などが出土した神宮山第1号古墳（安佐南区緑井）、画文帯環状乳神獣鏡が出土した宇那木山第2号古墳（安佐南区緑井）などが、墳形や副葬品の種類などからいずれも首長墓と考えられている。特に

第2章 広島城跡の概要

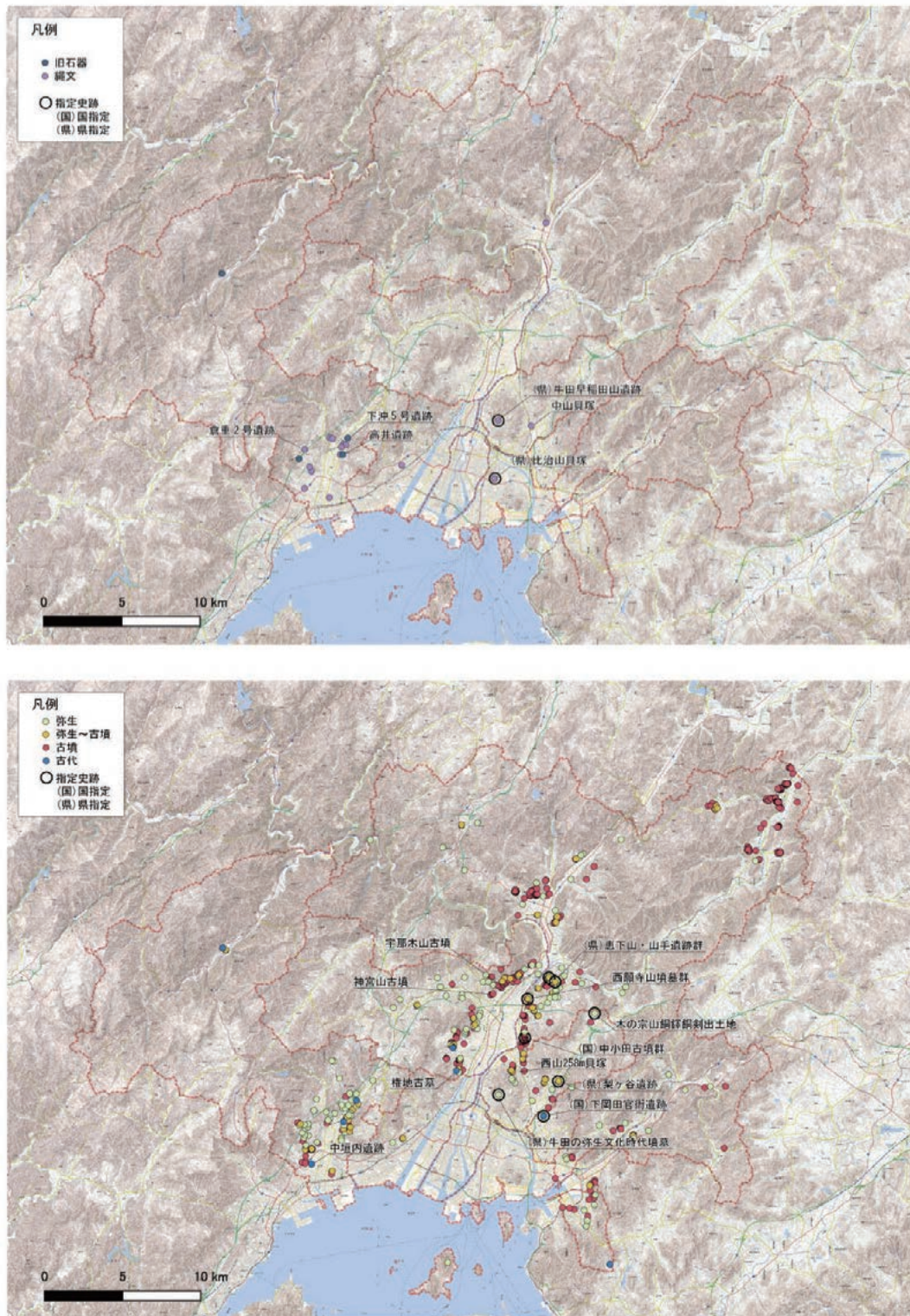


図 2-10 広島市域の遺跡分布 上：旧石器～縄文、下：弥生～古代

三角縁神獣鏡が出土した中小田第1号古墳の被葬者は、太田川河口域を掌握し内海航路による交易にも関わりを持った、畿内政権との関係が深い首長と推測されている。

5世紀代になると、古墳の数は増加する傾向を見せ、小河川を望む丘陵上に鉄製武器類や

農具・工具類を副葬品に持つ古墳が築造されるようになる。しかし、6世紀以降になると太田川下流域の古墳は点在する程度に減少し、逆に太田川を若干北上した安佐北区の可部地域や白木地域に横穴式石室を埋葬施設とする古墳が急激に増加している（図2-10）。

（5）古代

律令国家の成立により、現広島県域には備後国、安芸国の2国が設定された。『延喜式』民部省上によれば、安芸国は沼田・賀茂・安芸・佐伯・山県・高宮・高田・沙田（ますた。後に、豊田）の8郡からなり、本市はこれらの内の安芸郡と佐伯郡、高宮郡に跨っていたと考えられる。国府については、『和名類聚抄』国郡部に「国府在安芸郡」と記されており、平安時代中期には現在の安芸郡府中町に所在していたと考えられている。なお、奈良時代の安芸国府所在地の候補としては、国分寺が所在する西条（東広島市西条町）が有力視されている。ただし、現時点では国庁などに関する遺構は確認されていない。

安芸国には古代の官道のうち唯一の大路であった山陽道が東西に貫いており、当初13、後に削減されて11の駅館が配置された。当時の山陽道推定ルートは、瀬野－中野－畑賀－府中－中山－戸坂－上安－伴－大塚－石内－利松－三宅と、現在の太田川河口部の北側を大きく巡るルートを取っていたと考えられている。

古代の遺跡については、国史跡下岡田官衙遺跡（安芸郡府中町石井城）が安芸駅家跡と推定されているほか、中垣内遺跡（佐伯区三宅）も駅館の可能性が指摘されている。権地遺跡（安佐南区長東西）では、火葬墓が確認され、郡司クラスの地方役人が使用したと推測される石帯の巡方と丸軛が出土した（図2-10）。

（6）中世

平清盛が国司になった久安2（1146）年以降、安芸が平氏の重要な知行国となると、厳島神社は平氏の庇護を受けて繁栄した。それに伴い安芸国内では、中央の大寺社や厳島神社などに寄進された荘園が数多く成立した。また、荘園制の進展に関連して、安佐南区祇園・山本周辺には内陸部の荘園から物資を運び出すための倉敷地が設けられ、倉敷地に近い安佐南区西原には八日市という市が立ち、交易に携わる人々が活動した。

安芸では鎌倉初期に武田信光が守護に命ぜられると、その後も武田氏が断続的ながら守護を務め、元寇の際に在国して居城金山城（県史跡銀山城跡 安佐南区武田山）を築いたとされる（「銀山城」と呼ばれることが多いが、城が存在していた時代の史料では例外なく「金山」と表記されている）。武田氏は南北朝中期に守護を解任され、その後は今川氏・細川氏・渋川氏・山名氏などが守護に任命された。また、周防・長門の守護大内氏も南北朝期に安芸へ進出し、東西条の鏡山城（国史跡鏡山城跡 東広島市鏡山）を拠点に勢力を拡大した。

なお、武田氏は永享12（1440）年に若狭守護職を拝領したため、嫡流は若狭へ移って安芸には庶流（安芸武田氏）が残った。当初、安芸の支配は若狭武田氏が主導したが、後に安芸武田氏が自立性を強めて展開し、戦国時代後期まで太田川河口部一帯を強固に支配した。

一方、鎌倉期に地頭として西国の所領を得た東国武士の中には、南北朝期に土着し、その中から国人領主（在地領主）として成長していくものも現れた。太田川河口部における国人領主としては、矢野城（県史跡矢野城跡 安芸区矢野）の野間氏、鳥籠山城（安芸区中野）

第2章 広島城跡の概要

の阿曾沼氏、八木城（安佐南区八木）の香川氏、高松城（県史跡高松城跡 安佐北区可部）の熊谷氏、出張城（安芸郡府中町）及び仁保島城（南区黄金山町）の白井氏が挙げられる。このほか、本市域には200か所以上で中世城郭が確認されている（図2-11）。

（7）毛利元就と広島

郡山城（国史跡郡山城跡 安芸高田市吉田町）を本拠とする毛利氏が太田川河口部へ進出するのは、16世紀中頃、元就の代のことであった。天文10（1541）年、大内氏・毛利氏連合軍が安芸武田氏を滅ぼすと、元就は太田川下流域の所領を初めて獲得した。さらに、天文20（1551）年の陶隆房（のち、晴賢）による大内氏に対する謀反では、元就は隆房に協力して広島湾頭を占領し、同地で新たな知行を認められている。また、この時期の元就は、芸備国衆との関係を深めており、国人領主連合の盟主としての立場を強化している。

元就は天文23（1554）年に晴賢と決別し、厳島や広島湾頭の陶方諸城を制圧すると、弘治元（1555）年の厳島合戦で晴賢を破った。この勝利で瀬戸内海中央部の制海権を握った元就は、続いて大内義長、尼子義久を破り、毛利氏を中国地方一の戦国大名に成長させた。

厳島合戦後、元就は佐東（太田川河口部の広い範囲を指す地域呼称）を直轄化し、その一部を旧武田氏家臣に与え家臣化した。また、元就は佐東の半分程度を自身の隠居領としたが、長男隆元に対し、分割せず保持し、孫の輝元が当主となった際は隆元が領有して家中の統制にあたってほしいとの意向を示しており（「毛利家文書」）、佐東を毛利氏存続にとって不可欠な場所と認識していた。

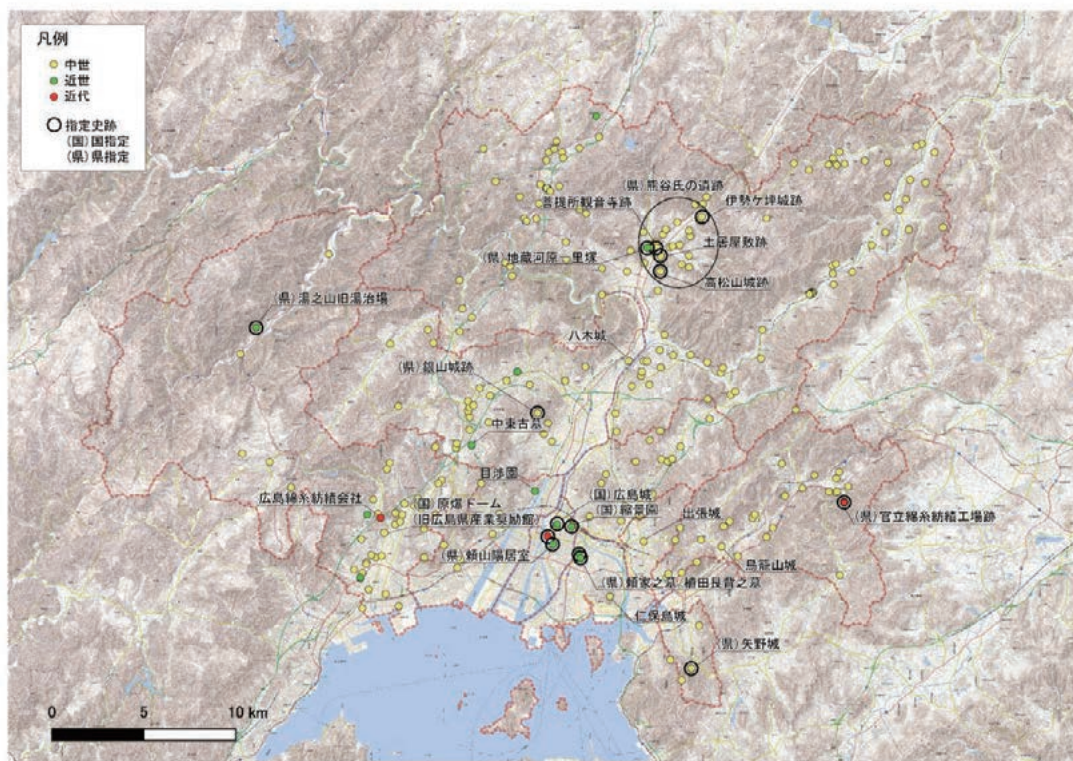


図2-11 広島市域の遺跡分布 中世～近世・近代

5. 広島城の歴史

(1) 築城前

16 世紀中頃になると、太田川河口部は「五ヶ」、「五ヶ村」、「五ヶ浦」という呼称で史料上に確認されるようになる。「五ヶ」とは太田川河口部一帯を指す広範な地域呼称で、史料からは可耕地（田畑）や物資の集散する港湾が存在したと推測されている。また、広島湾岸では南北朝期から小規模な干拓が行われていたが、広島湾頭進出後の毛利氏も、五ヶ村内の干拓地を給地として家臣へ与えていたことが確認できる。

築城前の遺跡としては、広島城跡上八丁堀地点と法務総合庁舎地点がある（中国地方整備局 2010・広島市文化財団 2009）。ともに築城前の戦国期に遡ると見られる畑の痕跡、あるいは当時の地業痕跡と考えられる遺構が確認されており、今後の類例増加等も期待される。なお、上八丁堀地点では土壌の自然科学分析も行われており、築城前の調査区は自然堤防や埋没流路の高まりなどからなる微高地や、後背湿地などの低湿地、沼沢地といった微地形が存在する三角州平野の氾濫原だったとする調査結果が得られている。

図 2-12 は広島城跡周辺の地形変遷について、年代別に可視化したものである。広島城下の発展は、後背湿地などの低湿地、沼沢地、砂洲といった地形の陸地化とともに広がりを見せており、自然地形に対する人々の働きかけの一端がうかがえる。

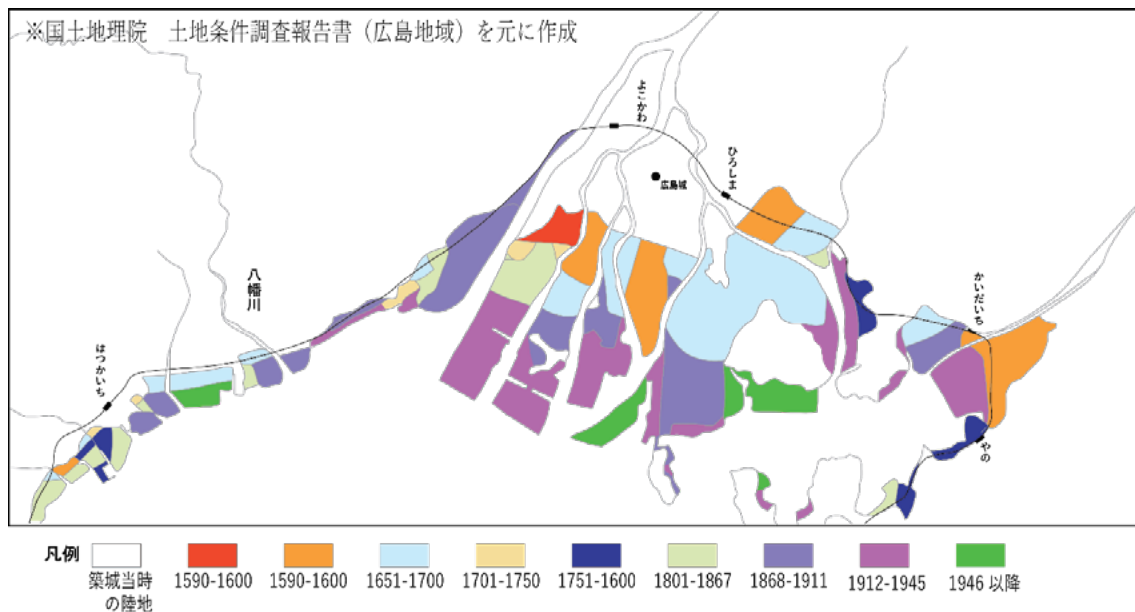


図 2-12 広島城跡周辺の地形変遷(昭和 44 年土地条件調査報告書から作成)

(2) 毛利期

天正10(1582)年、備中高松城で羽柴秀吉と講和を結んだ毛利輝元は、同13(1585)年春頃までに領地分割等の交渉を終えると、その後は秀吉の天下統一戦争に参加し、豊臣大名としての道を歩んだ。輝元は天正17(1589)年から広島城の築城を開始し、同19(1591)年から新たな本拠とした。同年、輝元は秀吉から、安芸・備後・周防・長門・石見・出雲・伯耆三郡・備中(南東部を除く)・隠岐、計112万石を安堵された。しかし、慶長5(1600)年9月の関ヶ原合戦では、戦後に輝元は西軍の総帥とみなされ、周防・長門2か国に減封された。

天正10年代前半の輝元は、郡山城の整備を進める一方で吉田と広島湾頭を結ぶ幹線道路も整備するなど、この時期には新規築城の構想は無かったと考えられている。その後、輝元は天正16(1588)年7～9月に初めて上洛すると、年末までに太田川河口部での新規築城を決定した。上洛時、輝元は聚楽第や大坂城などを訪れており、その経験が広島築城に大きな影響を与えたとされる。築城は天正17(1589)年3月頃までに開始され、同年8月末頃に本格化した。地名広島の初見史資料は同年7月17日付輝元書状(「井原家文書」「湯浅家文書」)で、この頃までには太田川河口部が広島と呼ばれるようになったと考えられている。同年8月末頃には堀の掘削と石垣用石材の調達が行われており、輝元自身も広島に出向して陣頭指揮を執っていたようである。輝元が広島城へ入城したのは天正19(1591)年4月頃で、同年8月には毛利氏家臣が城へ出仕する際に守るべき法度が定められている。また、この年から広島城下で堀川(運河)の普請が行われており、吉川氏配下の石垣職人集団(石つき之もの共)が石垣普請に動員された。

天正20(1592)年4月には、肥前名護屋下向途中の豊臣秀吉が広島城を訪問した。秀吉は東の橋から入り、侍町そのほかを見て地取りを褒め、堀際から一御門を通り城に入ると、甲丸両所を見て、城構えが予想以上と驚き、御殿の内外を残らず見ている(毛利家文書875、1041)。また、ほぼ同時期に広島を通過した佐竹氏家臣平塚瀧俊は、城中の普請は聚楽第にも劣らない、石垣・天守が見事であることは言うまでもない、城下町はいまだ建設中である、と書状にしたためている(「名護屋陣ヨリ書翰」)。

毛利期の広島城を描いた絵図は、萩藩に伝わった芸州広島城町割之図、江戸後期の広島藩で編纂された地誌『知新集』に掲載された毛利期城郭之図、これら二系統が知られている。いずれも同時代史料ではなく、後世に何らかの史資料を参考にして描かれた復元図・考証図というべき性格の絵図と考えられる。

発掘調査では、外堀跡紙屋町・大手町地点において毛利期の石垣が確認された(広島市文化財団1999)。その形状は江戸時代の絵図に見られる縄張と異なっており、部分的ではあれ毛利期の縄張は福島期・浅野期と異なっていたことが明らかになった。

(3) 福島期

尾張清洲(愛知県清須市)の城主だった福島正則は、関ヶ原合戦における功績によって安芸・備後2か国49万8,223石を拝領し、広島城主となった。正則は領国支配の要所6か所(小方・三原・鞆・神辺・三次・東城)に支城を設けて支配を進めたが、一国一城令が発令

された元和元（1615）年より後に存続したのは三原城のみだった。

福島期における広島城の改修、城下町の整備に関する事例の多くは、後世に編纂された記録に見られるものである。正則の一代記、「福島大夫殿御事」には、慶長6（1601）年正月から家臣総動員で広島城の普請を行ったこと、石垣の普請には近江から穴太衆を雇ったことが見られる。また、江戸時代後期に成立した地誌『知新集』には、惣構の櫓大手すなわち外郭の櫓・堀は福島氏が築いたこと、城下南東の武家屋敷・寺を町屋に変更して慶長8（1603）年に胡町・東引御堂町が成立したこと、広瀬地区北部に寺を集めて寺町が造られたことなどが見られる。

元和3（1617）年に広島城が洪水で被災すると、正則は同4（1618）年に修復普請を行った。元和元（1615）年制定の武家諸法度により、大名が居城を修復する際は幕府への届け出が必要になっていたが、正則は無届で修復普請を行った。それが元和5（1619）年4月に2代将軍徳川秀忠の知るところとなり、秀忠は厳しく処分しようとしたが、諸大名への影響を考慮して条件付きで許すこととした。幕府は条件の一つとして、二の丸・三の丸・外郭の破却を命じた。しかしこれに対して正則は同年5月に広島城本丸の石垣・櫓の破却のみを指令した。こうして、正則が破却ほかの諸条件を期限までに履行しなかったとして、6月に改易が決定、福島氏は信濃高井野（長野県上高井郡高山村）へ減転封となった。

福島期の広島城を描いた絵図としては、『知新集』の挿図として掲載された「福島期城郭之図」が知られるが、これも「毛利期城郭之図」と同様に『知新集』編纂時に参考資料をもとに編者が考証を加えて描いたものと考えられる。福島期最終段階の広島城の構造については、浅野期初期段階で作られた絵図に色濃く反映されていると推測される。

発掘調査では、南辺外堀の一丁目口御門の櫓台と土橋は、毛利期に築かれた堀石垣を埋める形で福島期以降に成立したことが明らかになっている（広島市文化財団 1999）。西外郭の太田川河岸沿いの櫓台の調査では、刻印のある築石で構築された石垣が確認されており、その刻印が小方の支城（亀居城跡）と共通することから、福島期の築造と考えられている（図2-13）。

（4）浅野期

福島氏改易後、紀伊和歌山城主浅野長晟が安芸1か国及び備後8郡42万6千石を拝領した。長晟は元和5（1619）年8月に広島へ入封し、以後浅野氏12代が廃藩置県まで城主を務めた。福島期の支城は一国一城令で廃城となっていたが、例外的に存続した三原城は浅野

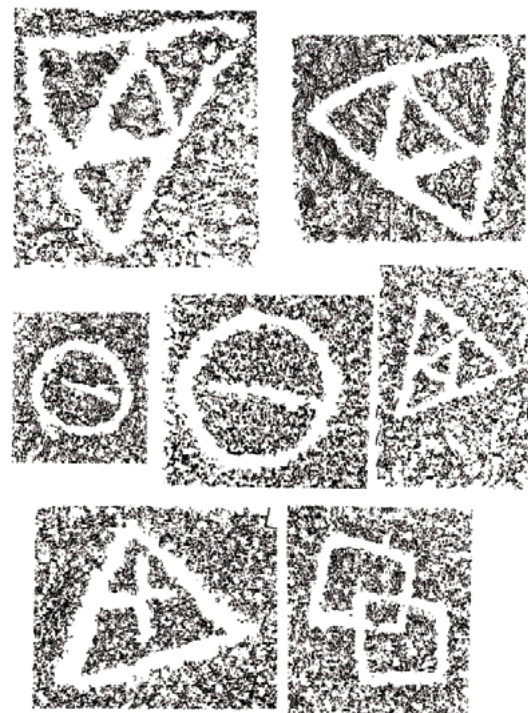


図2-13 外郭櫓台検出石垣の刻印(拓本)
『広島城外郭櫓跡発掘調査概報』

第2章 広島城跡の概要

氏一族で家老の浅野忠吉（三原浅野氏）が配置され、廃藩置県まで使用された。浅野期には支藩が創設され、寛永9（1632）年に三次支藩（5万石）が成立したが、断絶によって領地は享保5（1720）年に本藩へ返還された。その後、享保15（1730）年には蔵米から3万石が分知され、江戸青山に屋敷を置く青山内証分家が成立した。

浅野期の広島城では縄張を大きく変える改変はなかったと考えられているが、入封翌年の元和6（1620）年の水害を皮切りに、地震・水害・火災によって石垣や天守・櫓・御殿な



図 2-14 安芸国広島城所絵図（国立公文書館内閣文庫蔵）

どの建造物が度々被災している。城が破損すると広島藩は幕府へ申請して修復を行った。しかし、全ての修復において申請が必要だった訳ではなく、軽微なものは不必要な場合もあり、申請の要否に関する判断が難しい場合は、幕府に事前相談を重ねながら進められている。なお、享保14（1729）年に、5代吉長は幕府への申請を伴う殿主・櫓・堀・石垣の修築、堀浚え等については継続する一方で、本丸居宅・諸屋敷・その他の普請や作事は控えるよう儉約令を出しており、広島藩が財政難に陥った江戸時代中期頃の修復では、対象によって優先順位が設けられたと思われる。

浅野期の広島城を描いた絵図は多数確認されており、特に本市が旧広島藩主浅野家から寄贈を受けた浅野文庫（広島市立中央図書館蔵）には、城絵図・城下絵図・屋敷図など多くの絵図が残されている。正保3（1646）年に幕命を受けて広島藩が調製・提出した「安芸国広島城所絵図」（国立公文書館内閣文庫蔵、以下「正保城絵図」という、図2-14）は、幕府が指定した図式で城郭・城下町が描かれており、天守・櫓・堀・石垣は側面が描かれ、石垣や堀の規模、道の長さなどの情報も記入されている。鳥瞰図形式のものとしては、文化年間（1804～18）に描かれた「芸州広島図」（広島城蔵、図2-15）、「広島城下絵屏風」（市指定重要有形文化財 広島城蔵、図2-16）、があり、前者は広島城や城下町を含んだ太田川河口部一帯が、後者は西国街道沿いの主要城下域が描かれている。



図2-15 芸州広島図（広島城蔵）

広島城跡の史跡範囲外でこれまでに実施された発掘調査については、第1章の図1-10、表1-8で触れている。また広島城の城下町に相当する位置においては、名勝平和記念公園内遺跡広島平和記念資料館本館下地点で、城下の材木町の町屋に関する遺構が（広島市文化財団2020）、名勝平和記念公園内遺跡レストハウス地点で、同天神町の町屋に関する遺構が（広島市文化財団2021）、それぞれ確認されている。史跡範囲内でこれまでに実施された発掘調査に関しては、後述の第10章の図10-1、表10-1で触れている。調査では主に本丸御殿跡に係る遺構や門跡、櫓跡などが確認されている。

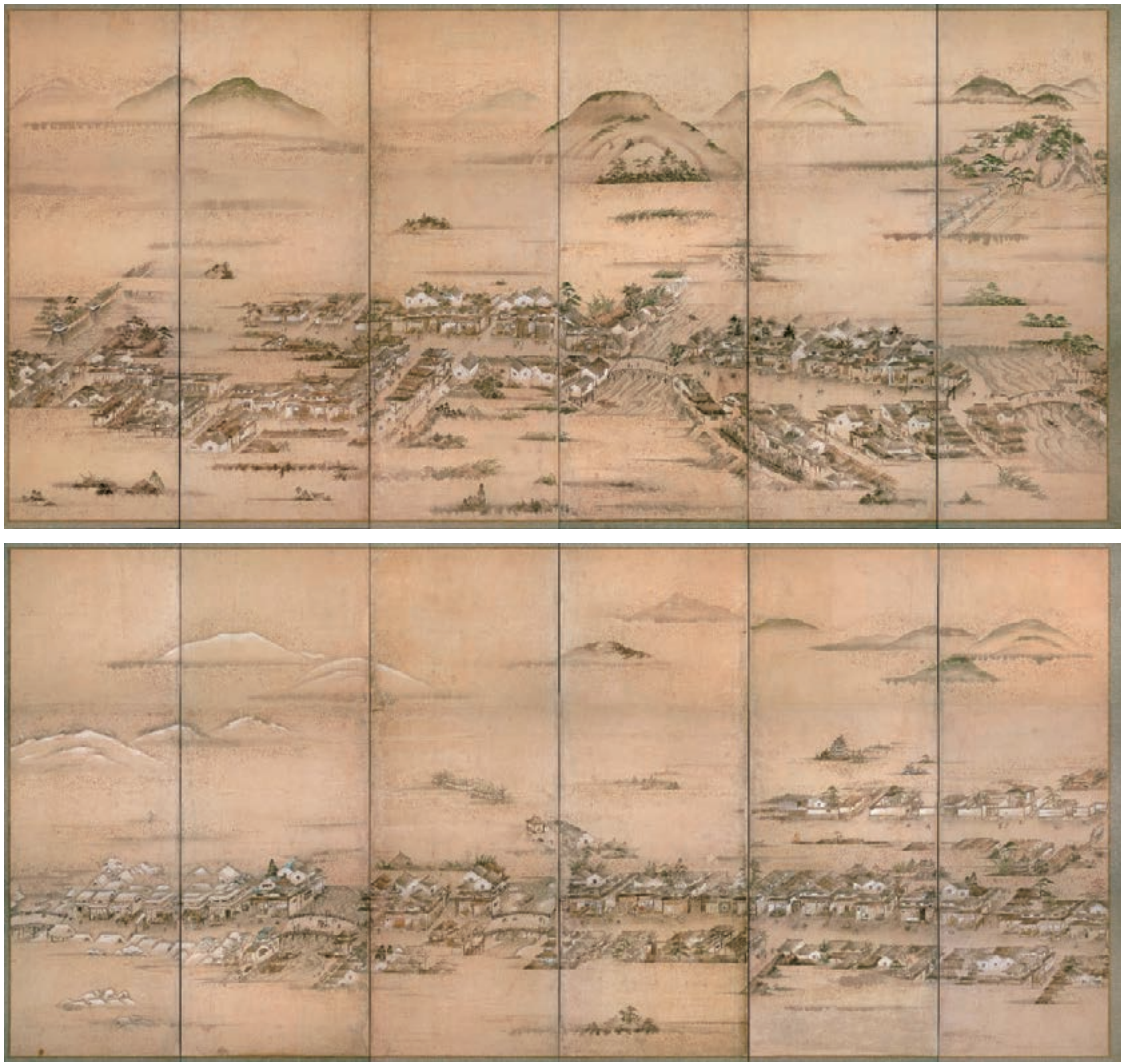


図 2-16 広島城下絵屏風（広島城蔵）

（5）明治初期の広島城

明治2（1869）年2月、12代当主浅野長勲は版籍奉還を建白し、6月には新政府から広島藩の知藩事（後、藩知事と改称）に命ぜられた。同年8月には、これまで未分化だった藩政と家政が分立され、10月には長勲の住居が本丸御殿から三の丸屋敷へと変更された。明治4（1871）年7月に廃藩置県が断行されると、長勲は藩知事を罷免され、東京永住が命ぜられた。旧藩主一族も東京へ移住することとなり、前当主浅野長訓らは同年8月に三の丸（竹の丸屋敷）を出発しようとした。しかし、このとき多くの領民が城内に押し寄せ、長訓らの出発が延期となる事態が起き、さらには武一騒動と呼ばれる全県的な一揆・打ちこわしへと拡大した。これに対し県庁は、三の丸南門の上に大砲一門を備え、城下や各地に鎮圧隊を派遣するなど武力で鎮圧した。

明治4（1871）年7月には広島県の県庁が本丸御殿に設置されたが、同年10月に本丸内へ鎮西鎮台第一分営が設置されたため、県庁は三の丸へ移転した。さらに明治6（1873）年3月には三の丸にも兵営が設置されることとなり、県庁は城外の国泰寺に設けられた仮庁

舎へ移転した。明治8（1875）年には南東外郭内に練兵場（後の西練兵場）が置かれるなど、本丸から拡大していった軍用地化も、この時期には外郭まで及ぶようになり、その後日清戦争が勃発した明治27（1894）年までには城内のほとんどが軍用地となった（図2-17）。

明治6（1873）年には、三の丸と外郭の各城門、及び各所の櫓も解体され、翌7（1874）年には本丸の鎮台建造物と三の丸で火災が起きている。天守周辺の城郭建造物については、南・東の小天守、南側走櫓の大部分が明治初期に解体されたようであり、江戸期以来の城郭建造物の多くがこの時期に失われたと考えられている。

城下については、明治2（1869）年6月に、広島城下の5組からなる町組が東西2組に改変された。明治4（1871）年4月の戸籍法制定後は、侍町・町人町・新開から構成されていた旧広島府は4つの戸籍区に分割された。さらに広島県で大区小区制が導入された明治5（1872）年1月頃、広島城下は第一大区となり、その内部は12の小区に再編され、広島城内は第一小区となった。このとき城内の地名改正が行われ、城内に基町・南町・西町・北町が成立したが、明治20（1887）年4月には全域が基町となった。

（6）陸軍施設の設置とその後の変遷

廃藩置県後の広島城は兵部省（後の陸軍省）の管轄下に置かれ、明治4（1871）年には本丸に鎮西鎮台第一分営が設置されたが、明治6（1873）年1月の2鎮台増置により第一分営は広島鎮台となり、歩兵・砲兵・工兵・輜重兵が配備された。また、「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」（いわゆる廃城令）により、広島城は存城、すなわち陸軍が軍用財産として残す城とされた。明治21（1888）年5月、鎮台を師団に改編する師団司令部条例の制定により、広島鎮台は第5師団と編成替えされ、司令部は本丸跡に置かれた。

明治27（1894）年7月に清国との戦端が開かれると、広島は兵站基地となり、全国から集結した多くの兵が宇品港（現在の広島港）から戦地へ送り出された。明治天皇も広島で指揮を執ることとなり、同年9月に到着すると本丸の第5師団司令部に入り、司令部建造物を大本営とした。伊藤博文首相以下閣僚も長期間にわたって広島に滞在し、10月には西練兵場内に設けられた臨時仮議事堂で第七回帝国議会が開かれた。

日清戦争を機に広島は陸軍の兵站基地としての性格を強め、明治末から大正時代にかけて輸送・補給関連施設の充実が図られた（図2-18）。なお、広島では明治31（1898）年に勅令によって軍用水道が敷設されたが、その際、広島城本丸上段の南東角付近に噴水と築山を伴う噴水池が築造され、後に桜の池と命名された。

大本営となった第5師団司令部庁舎は、明治二十七八年戦役広島大本営として明治29（1896）年1月、永遠保存されることとなった。さらに、大正15（1926）年10月には、史蹟名勝天然紀念物保存法によって史跡指定された。大本営跡と広島城天守の管理は、昭和3（1928）年に陸軍から広島県へ移管された。天守は昭和6（1931）年1月に国宝（一般に旧国宝と呼ばれ、現在の重要文化財と国宝に相当する）に指定された。この当時、江戸時代から残されていた建造物には、大天守・東走櫓・南走櫓の一部・裏御門の一部・中御門・表御門・二の丸の多聞櫓の一部・太鼓櫓などがあったと考えられている。

日中戦争が開戦した昭和12（1937）年以降は、出兵した第5師団に替わって留守師団が

第2章 広島城跡の概要

広島城内に置かれ、歩兵・野砲兵・輜重兵の兵営には兵員を補充する補充隊が駐屯した。昭和20（1945）年には、本土防衛体制の強化を図るため、留守師団に代わり、作戦行動を受け持つ第59軍及び軍事行政をつかさどる中国軍管区が置かれ、各隷下の部隊が駐屯した。また、本土決戦を想定して、第224師団各隊・独立混成第124旅団各隊・独立工兵第116大隊・第154師団砲兵隊などが動員され、被爆直前には、城内に1万人以上の兵員がいたものと推測されている。

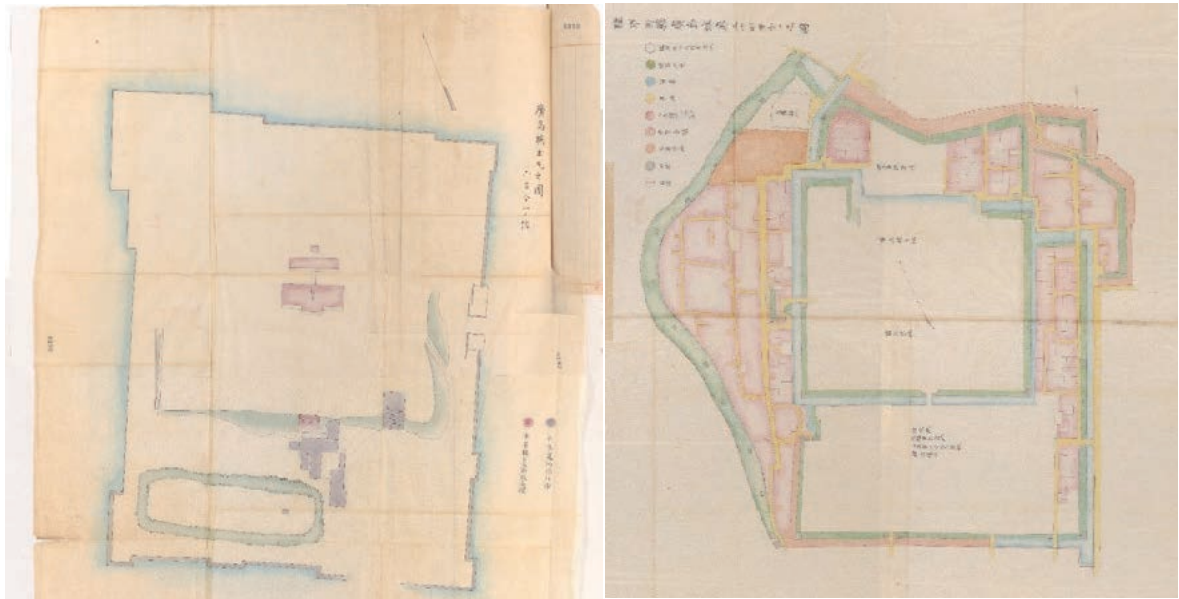


図2-17 陸軍の城内配置図 左：明治10年 右：明治15年
（『陸軍省大日記』防衛省研究所資料より）



図2-18 広島市市街地の拡大 左：明治期 右：大正期
（国土地理院旧版地形図より）

表2-1 広島城跡周辺に所在していた陸軍関連の組織・施設など

名 称	内 容
歩兵第11連隊	明治8（1875）年に編制された。当初、兵営は旧三の丸東側に設けられたが、明治末に隣接する東辺中堀を埋め立てて拡張され、最終的には東辺外堀（八丁堀）まで拡大した。広島城内を衛戍地とする歩兵連隊は複数あったが、終戦時まで存続したのは歩兵第11連隊のみである。終戦時には連隊は出兵中で、兵営にはその留守部隊として歩兵第1補充隊（通称号：中国第104部隊）がいた。
歩兵第21連隊	明治17（1884）年6月に編制され、北側外郭に営所が設けられた。兵営は明治31（1898）年7月に島根県浜田へ移転、明治40（1907）年には新設された第17師団（司令部は岡山県岡山市所在）の隷下となった。
歩兵第41連隊	明治29（1897）年11月、歩兵第11連隊兵営内に開設され、後に北側外郭内の歩兵第21連隊兵営跡を兵営とした。明治40（1907）年に第17師団の隷下となり、翌明治41（1908）年に兵営が福山へ移された。
歩兵第71連隊	明治40（1907）年9月に広島で編制され、北側外郭を営所とした。軍縮により大正14（1925）年に解隊したが、昭和13（1938）年に鹿児島で復活した。
野砲兵第5連隊	明治11（1878）年4月、山砲兵第一中隊として設けられ、その後数度の編制替えを経て、明治20（1887）年に野砲兵第五連隊と改称された。三の丸西半部を兵営とした。終戦時には連隊は出兵中で、兵営にはその留守部隊として砲兵補充隊（通称号：中国第111部隊）がいた。
輜重兵第5連隊	明治13（1880）年4月に輜重兵第5小隊として設けられ、その後数度の編成替えを経て、昭和11（1936）年に輜重兵第5連隊と改称された。兵営は西側外郭の南半部に設けられた。終戦時には連隊は出兵中で、兵営にはその留守部隊として輜重兵補充隊（通称号：中国第139部隊）がいた。
第9旅団司令部	歩兵第11連隊と第21連隊とをもって明治17（1884）年5月に設置された、歩兵第9旅団の司令部。南東外郭内、旧京口門の北側に設けられた。
連隊区司令部	各連隊区に置かれた軍の兵事行政機関で、連隊区内での徴兵・召集のほか、在郷軍人の服役・召集、在郷将校団・在郷軍人会に関する事務を司った。その庁舎は、南東外郭内の旧京口門北側に設けられた。
広島憲兵隊本部	軍隊内の秩序維持を主任務とする憲兵は、東京に置かれた憲兵司令部をトップとし、その下部組織憲兵隊は各師団に置かれた。広島には明治23（1890）年6月に置かれ、西練兵場の南東側に庁舎が設けられた。昭和20（1945）年には機構の整備が行われ、中国憲兵隊司令部となった。
陸軍地方幼年学校・ 陸軍幼年学校	幹部将校候補を養成するために設けられた陸軍の全寮制の教育機関。明治29（1896）年5月、全国6か所（東京・仙台・名古屋・大阪・広島・熊本）に設けられることとなり、翌30（1897）年5月に開校した。当初は陸軍地方幼年学校と称したが、大正7（1918）年に陸軍幼年学校と改称した。軍縮の一環で昭和3（1928）年に廃校となったが、昭和11（1936）年に再興した。開校時は西練兵場内の旧仮議事堂を仮校舎としたが、後に南東外郭の北西部を校地とし、再興した昭和11（1936）年以降は北側外郭を校地とした。
鎮台病院・衛戍病院・ 陸軍病院	傷病兵の治療、看護のために設けられた病院。明治4（1871）年年末、鎮台病院として三の丸の竹の丸屋敷に置かれたが、明治6（1873）年3月には三の丸屋敷へ、翌7（1874）年2月には南東外郭内へ移転した。明治15（1882）年には広島陸軍病院と改称された。さらに同18（1885）年には広島衛戍病院と改称され、西外郭内の小姓町へ移転し、施設も拡充された。なお、日清戦争・日露戦争時には予備病院本院となり、西練兵場内に分院が設けられた。 昭和12（1937）年には広島陸軍病院と改称された。日中戦争が始まると、戦局拡大に伴って施設の拡充が図られ、西練兵場内に第一分院、陸軍地方幼年学校跡に第二分院が設けられたほか、広島県内三か所、山口県内二か所にも分院が設置された。
明治二十七八戦役 広島大本営	明治27・28（1894・95）年の日清戦争時に大本営として使用された建造物で、明治29（1896）年1月に永遠保存されることとなり、大正15（1926）年10月に史蹟指定された。大本営として使用された本館、本館の東に位置する別館、昭憲皇太后御座所からなる。いずれも新設されたものではなく、本館は広島鎮台司令部の庁舎として明治10（1877）年に建てられたものだった。また、別館は明治19（1886）年に竣工し、第5師団軍医部が使用していたもの、昭憲皇太后御座所は明治23（1890）年竣工で、第5師団監督部として使用されていたものであった。

第2章 広島城跡の概要

名 称	内 容
臨時帝国議会仮議事堂	日清戦争の際、西練兵場内に建てられた。明治27（1894）年9月28日に着工し、10月14日に竣工した。日清戦争後、師団司令部の仮庁舎、あるいは広島陸軍地方幼年学校の仮校舎としても使用されたが、明治31（1898）年に解体された。なお、仮議事堂で明治天皇の休憩所として使用された御便殿は、明治28（1895）年に広島市が貰い受け、明治42（1901）年10月に比治山公園（南区）へ移築された。
広島陸軍兵器支廠	兵器支廠は兵器・弾薬などを補給する機関で、明治12（1879）年10月に設置された砲兵第二方面広島武器庫を前身とする。設置当初の城内における正確な所在地は不明だが、明治38（1905）年5月以降は北東外郭に位置したと考えられる。明治40（1907）年には比治山兵器庫が設置され、大正8（1919）年3月には広島支廠そのものが比治山兵器庫へ移転した。
衛戍監獄	明治10（1877）年には鎮台内に囚獄課があり、監獄があったと推測されるが、設置年や設置場所は不明である。明治20（1887）年に北東外郭の馬出へ移転し、明治35（1902）年に廃止されたと思われる。
（西）練兵場	明治8（1875）年に鎮台練兵場として南東外郭内に設けられた。明治23（1890）年には、大須賀村（東区二葉の里ほか）に東練兵場が開設されたため、西練兵場と改称した。その後、官祭広島招魂社（広島護国神社と改称）や衛戍病院（陸軍病院）などの設置に伴い、規模が縮小した。
中国軍管区司令部 防空作戦室	本丸南辺の石畳下に設けられた鉄筋コンクリート製の覆土型の地下室。設置年は不明だが、太平洋戦争末期には作戦の立案、敵の情報の収集・発信の役割を担っていた。
広島偕行社	偕行社は明治10（1877）年に創立された陸軍将校の親睦共済団体で、全国各地に集会所を持っており、広島では明治17（1884）年頃に西練兵場南東隅に設けられた。
済美学校	軍人子弟のために設けられた私立学校。山県郡出身の僧侶能美円乗が明治5（1872）年に開校した開成舎を前身とし、円乗が辞職した明治26（1893）年からは偕行社が運営した。開成舎開校時の所在地は広島城内霞亭跡で、一時期城外で運営されていたが、明治37（1904）年に西練兵場の東端に移転した。
官祭広島招魂社・ 護国神社	招魂社の前身は饒津神社の側につくられた水草霊社で、明治8（1875）年には官祭招魂社、同34（1901）年には官祭広島招魂社と改称した。老朽化のため西練兵場に移転して新殿を建設することとなり、昭和8（1933）年8月に起工、翌9（1934）年に竣工、11月に遷座式が行われた。昭和14（1939）年4月、広島護国神社と改称した。
広島通信局	通信省の管理機関で、昭和8（1933）年に北東外郭内の衛戍監獄跡地に建設された。鉄筋コンクリート造りの建造物で、被爆しても倒壊しなかった。戦後も郵政局と電気通信局として利用されていたが、郵政局の新庁舎の建設に伴い昭和50（1975）年に撤去された。
広島通信病院	通信省が全国に設置した病院の一つ。昭和10（1935）年11月に北東外郭内の衛戍監獄跡地に建設された。建築家山田守が設計した鉄筋コンクリート造りの建造物で、被爆しても倒壊しなかった。旧外来棟は平成6（1994）年1月に被爆建物に登録され、翌平成7（1995）年には被爆50周年記念施策の一環で保存措置が取られ、一室が被爆資料室として公開された。平成30（2018）年7月には日本郵政株式会社から広島市に寄贈された。
広島県商工経済会	商工業の改善・発展を目的とした経済団体、広島県商工経済会の事務所建造物。官祭招魂社の南を建設地とし、昭和10（1935）年4月に着工、翌11（1936）年4月に竣工した。

※表中に記した内容や数字等については諸説あるが、本書内では主に以下の資料に基づいて取りまとめた。

「新修広島市史第1巻－総説編」	昭和36（1961）年	広島市
「広島城の近代」	平成20（2008）年	広島城
「広島城壊滅！」	平成22（2010）年	広島城
「絵葉書の中の広島」	平成25（2013）年	広島市郷土資料館
「明治時代の広島」	平成30（2018）年	広島市郷土資料館
調査報告書第20集「陸軍の三廠」	令和4（2022）年	広島市郷土資料館
「写された広島城」	令和5（2023）年	広島城

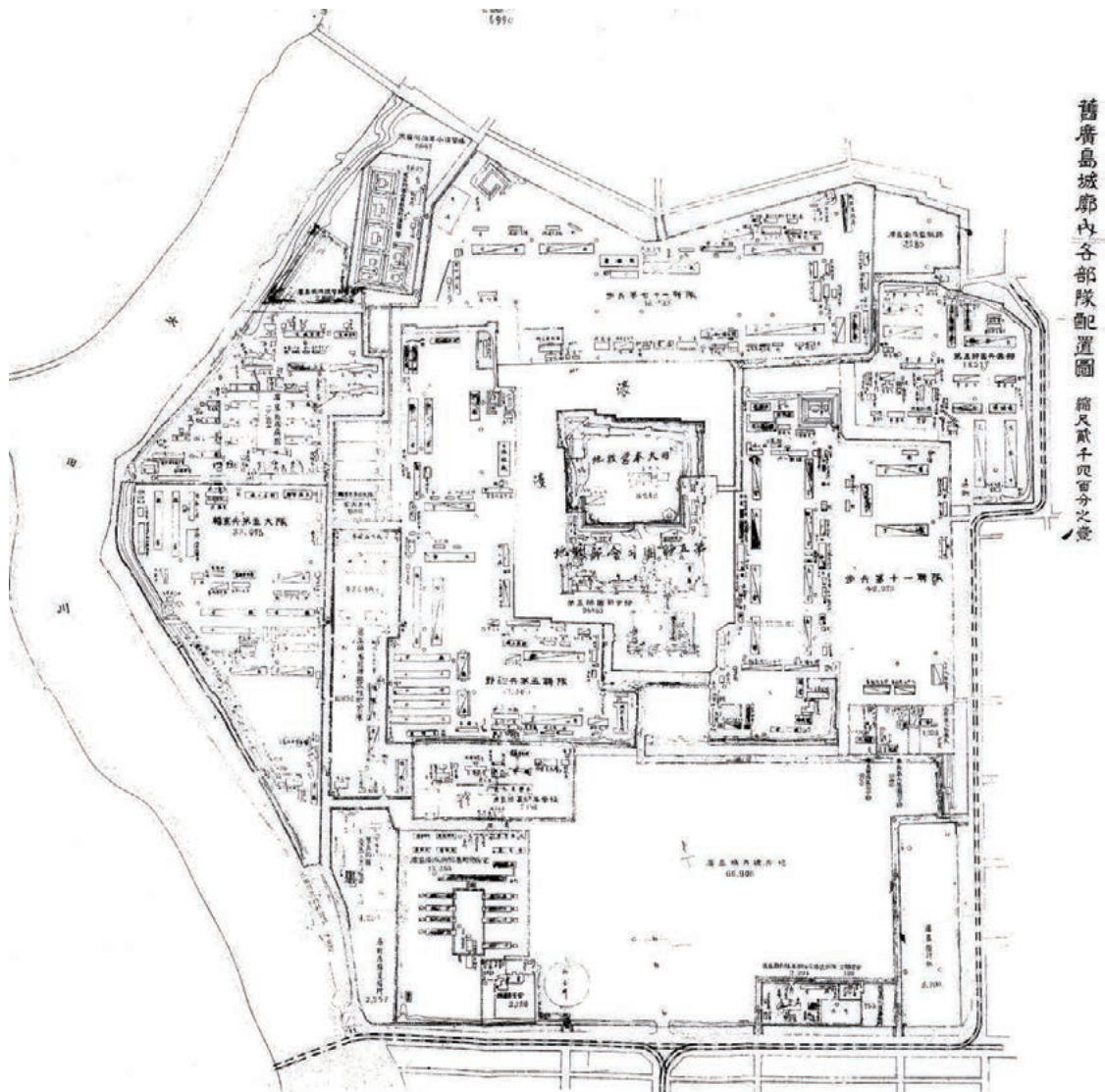


図2-19 陸軍施設の城内配置図（昭和2年）
 （「広島旧大本営史蹟指定に関する件（付図）」防衛省防衛研究所資料より）

（7）被爆時の広島城

昭和20（1945）年8月6日、1発の原子爆弾により広島は一瞬にして壊滅的な被害を受け、爆心地から約1km圏にあった広島城では、軍事施設にいた約1万人の兵員が死亡した。広島城内に遺されていた城郭建造物（天守・中御門・表御門・太鼓櫓など）や、第5師団の木造建造物のほとんどは衝撃波や爆風によって倒壊し、その後、火災も起こった。本丸の中御門櫓台石垣や二の丸の表御門櫓台石垣には、この時の火災の痕跡が残っている。一方、倒壊した天守・旧大本営主屋・旧昭和天皇御座所は焼失を免れた。倒壊を免れた建造物は、広島陸軍幼年学校の炊事場とそれに付属する大煙突、広島通信局、広島通信病院などで、その多くは鉄筋コンクリート造の建造物であった。

なお、被爆時、本丸の南辺石垣に構築された中国軍管区司令部防空作戦室には学徒動員された女学生が勤務していたが、うち2名が伝えた被爆の報告が広島市外に原爆被害を伝える第一報であったとされる。

（8）戦後の広島城

本市における戦災復興計画は、広島県都市計画課、市復興局、及び市長の諮問機関である市復興審議会によって進められ、昭和21（1946）年秋に復興都市計画が決定した。

計画は資金難などによって進捗しなかったが、我が国最初の特別法である広島平和記念都市建設法が昭和24（1949）年8月に公布されると、国による支援が可能となり平和記念都市建設計画に基づいて復興が本格的に進んだ。

復興計画では、広島城跡のうち内堀内と西側の大部分が都市公園、東側の大部分が官庁地と位置付けられ、前者が現在の中央公園となった。しかし、公園予定地には住宅不足解消のため応急的に住宅が建築され、その状態が長く維持されたため、昭和32（1957）年には公園予定地の一部を正式に住宅地とし、公的住宅が建築された。中央公園の整備が進むのは昭和42（1967）年以降で、それまでは内堀内の城跡、市民球場などの体育施設の整備が中心であった。

（9）天守復興へ

昭和26（1951）年に広島県を会場として開かれた第6回国民体育大会では、付帯事業として広島城跡一帯で体育文化博覧会が開催され、その会場の一つとして広島城跡本丸に木造仮設の模擬天守が建てられた。この建造物は国体終了後に解体されたが、天守再建を求める市民の声を高める契機となった。

昭和28（1953）年3月には、本丸・二の丸を含む内堀の内側は国の史跡に指定された。その一方で、内堀の外側は戦後の都市開発に伴い、残されていた遺構の多くが壊されたか、もしくは埋め立てられた。

昭和32（1957）年2月、本市は復興を内外にアピールすることなどを目的とした広島復興大博覧会の開催を決定、同年5月には第三会場として天守を鉄筋コンクリート造で外観復元することとした。総工費約3,600万円を投じた工事は同年10月20日に始まり、5か月後の翌33（1958）年3月に完成した。博覧会は4月1日から5月20日にかけて行われ、約87万人が来場した。

博覧会終了後の昭和33（1958）年6月1日、復興天守は「広島城郷土館」として開館し、人文系と自然科学系の両分野の資料を展示した。築城400年を契機として平成元（1989）年にリニューアルし、その際、広島武家文化を中心とした歴史資料を専門に扱う施設とし、名称も「広島城」と改めた。

また、史跡内の整備も進め、原子爆弾によって焼失するなどした二の丸建物について、発掘調査の成果や古写真・図面に基づき、平成3（1991）年に表御門・御門橋を、同6（1994）年に平櫓・多聞櫓・太鼓櫓を、それぞれ復元した。

第2節 広島城跡の構造

1. 縄張

広島城は太田川河口部最大の中州に築かれた平城で、本丸・二の丸・三の丸・外郭、及び内堀・中堀・外堀によって構成された。その配置は、中心部の内堀内に本丸と二の丸が配置され、これらの周囲を三の丸と中堀、さらに外郭と外堀が囲繞しており、三重の同心円構造を持つ縄張だった（図 2-20）。

郭や堀の形状は直線・直角を基調とするが、西側外郭ラインは旧太田川の自然堤防を土塁として利用したため湾曲していた。また、北側の外郭ライン（北辺外堀の東西ライン）も湾曲していたが、こちらは、自然流路が閉塞されて堀になったと考えられている。したがって、広島城は、西は旧太田川、東は京橋川、北は自然流路、南は海岸線に囲まれていた中州の北西部に位置し、その東側と南側に外堀を掘削することで城域が区画されていたと言える。その規模は東西 1.3km×南北 1.3km 程度で、徳川期大坂城や名古屋城にも引けを取らない大規模城郭だった。

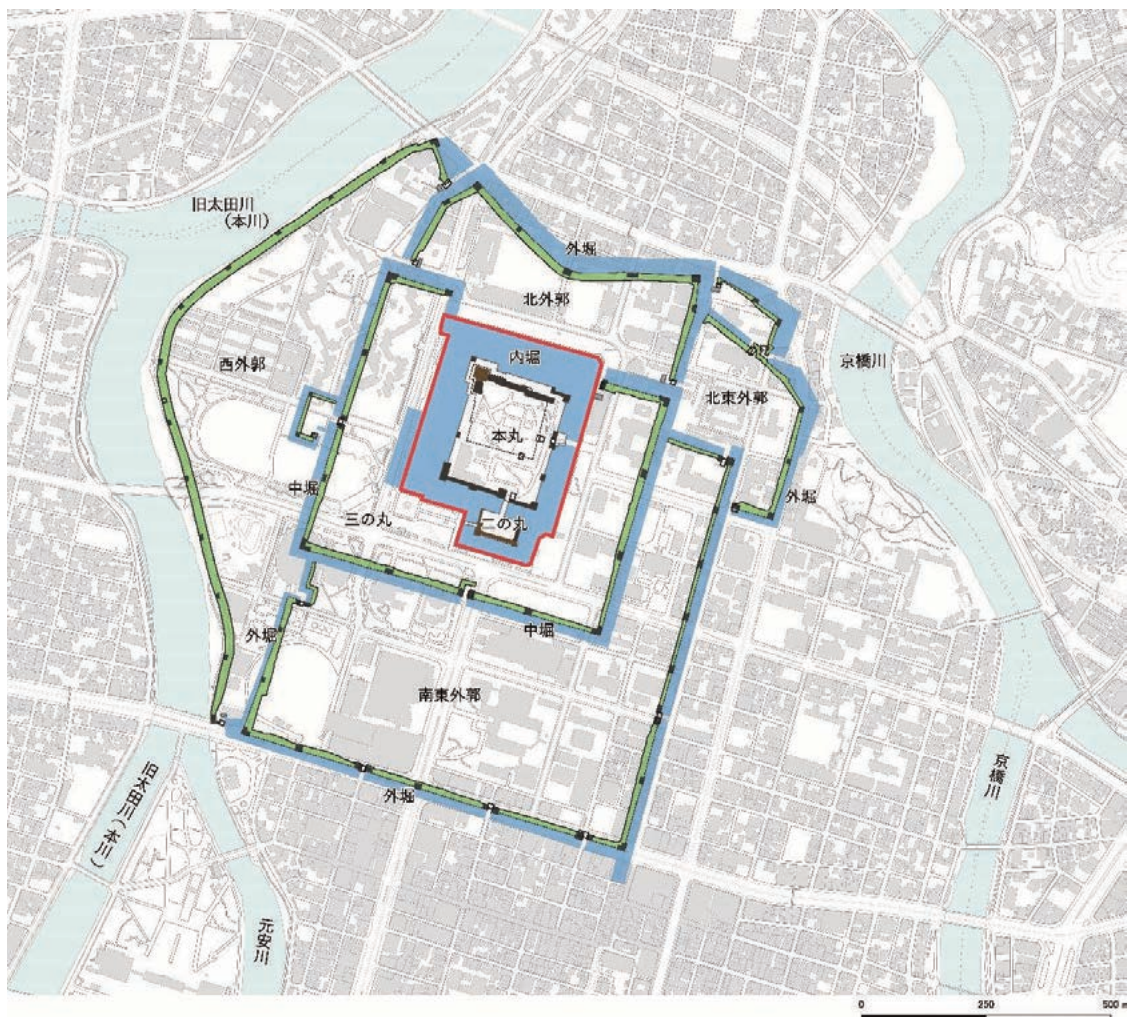


図 2-20 広島城の縄張

第2章 広島城跡の概要

縄張での特筆すべき特徴としては、次の三つが挙げられる。

(1) 馬出を伴う本丸の形状

方形を呈する本丸に小さな馬出が付属する縄張の原型は豊臣秀吉の聚楽第にあり、広島城中心部の構造は聚楽第の構造を色濃く反映したものと評価されている。なお、馬出については、三の丸西御門に伴うものがもう1基あるほか、北東外郭の北にある小規模な郭も形状から馬出と見なすことができ、城郭の中心部以外にも複数の馬出が設けられていた点も注目される。

(2) 櫓を多用した縄張

18世紀初頭に広島藩で成立した「広島藩御覚書帖」によると、広島城には、平櫓・二重櫓・多聞櫓・櫓門などが計88棟（うち3基は櫓台のみ）あったとされる。西外郭を除く各郭では、角部（隅）に二重櫓を、その他部分に平櫓を設置していた。西外郭の西辺土居上では計13棟の櫓台のうち12棟が二重櫓であった。

(3) 五重五階の大天守1基と三重三階の小天守2基からなる天守

浅野期の絵図に見られる天守は、五重五階の大天守1基と三重三階の小天守2基、これらを結ぶ2基の渡櫓から構成される複連結式の天守であった。

2. 郭（曲輪）

(1) 本丸（図2-21 左：赤色範囲・右：橙色範囲）

広島城の中心部に位置する郭で、形状は南北方向に長い長方形を呈しており、周囲は内堀で囲まれている。内部は北半分が高くなっており、上下2段の平坦面で構成される（以下、便宜的に本丸上段・本丸下段と呼称する）。

なお、本丸上段と本丸下段については、構造や建造物配置から別の郭と見なすことができ、江戸時代の絵図・記録の中にも、本丸上段を本丸、本丸下段を二の丸と表記したものも確認されており、両者が別の郭として扱われた事例があった。

本丸上段（図2-21 左 赤色範囲）

形状は正方形に近い方形で、現状では北辺と西辺北半分のみ高石垣が築かれ、西辺南半分は二段構築の低い石垣、東辺・南辺は法面となっている。ただし、東辺については、発掘調査によって、かつては石垣が築かれていたことが確認されている。北辺石垣は東端部で不自然に途切れているが、これは元和5（1619）年に福島氏が破却した痕跡と考えられている。

外周部の北辺と西辺北半分には櫓台を兼ねた石塁が築かれている。また、現状では東辺と南辺の一部、西辺南半部に高さ1mに満たない土塁状の高まりが見られるが、これらは近世の絵図では確認できないため、近代以降の改変によって築造されたものと考えられる。

虎口は南・東・西の三方5か所にあった。これらのうち、南辺東部に設けられた内枅形形式の冠木門（門の建築様式は冠木門）は御殿の表への入口、東辺中央の坂口御門は中奥

への入口東辺北側の虎口（名称はない）は奥への入口であった。このほか、南辺西側と西辺中央には、本丸上段内へ入るための扉が堀に設けられていた。

建造物は、本丸上段の北西隅に天守が、中央部に本丸御殿があったほか、北辺及び西辺北半分には二重櫓・平櫓・長櫓があった。これらのほか、半地下式の穴蔵、番所、蔵、物置などもあった。

本丸下段（図2-21 右 橙色範囲）

形状は南北方向に長い長方形で、郭内は南半分に広い空間を有するが、北半分、本丸上段の東・北・西側は幅が狭く腰曲輪として機能していた。

虎口は、南に内枳形形式の中御門、東に外枳形形式の裏御門があり、前者は土橋を介して二の丸に、後者は土橋を介して三の丸につながっている。

本丸北西角部などを除き、外周部には石塁が築かれていた。

建造物や施設には、南半部に馬場、馬屋、塩蔵、米蔵、鉄砲庫、武器庫などが、外周部に二重櫓・平櫓・長櫓などがあった。

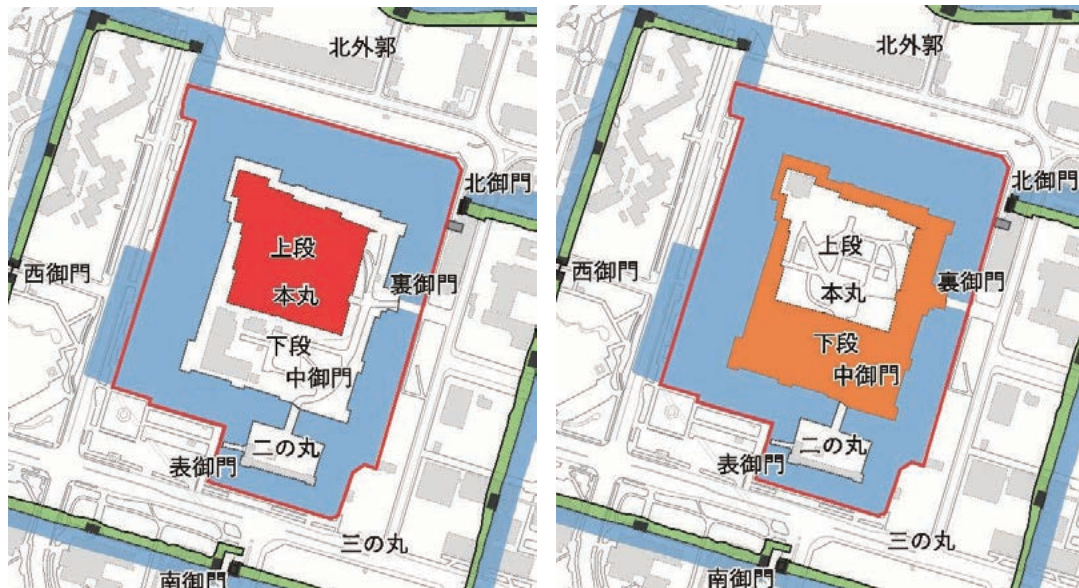


図2-21 広島城の郭（左：本丸上段、右：本丸下段）

（2）二の丸（図2-22 左 黄色範囲）

本丸の南に設けられた小規模な郭で、馬出として機能した。形状は東西方向に長い長方形である。

虎口は北辺と西辺にあり、前者は土橋を介して本丸中御門に、後者は表御門・御門橋を経て三の丸につながっている。外周部の東辺・西辺・南辺には石塁が設けられたが、北辺には築かれていない。なお、北辺に関して、「正保城絵図」では、土橋より西側には柵らしき描写が、東側には土塀らしき描写が見られる。

建造物は、表御門、平櫓、多聞櫓、太鼓櫓、馬屋、番所、物置などがあり、井戸も複数か所に掘られていた。なお、表御門や櫓群を除く建造物は、郭内東半分に建てられたが、西半分には建造物は設けられず空地となっており通路として使われていた。

(3) 三の丸(図2-22 右 緑色範囲)

本丸と二の丸を取り囲む凹字型の郭で、くぼんだ部分を除く外周部は中堀に面していた。

虎口は、南に内枳形形式の南御門、西に平入り形式の西御門、北東に内枳形形式の北御門が設けられており、南御門は土橋を介して南東外郭(大手郭)へ、西御門は馬出を介して西外郭へ、北御門は土橋を介して北外郭へつながっていた。

中堀に面した外周部には土塁と櫓台が設けられ、各櫓台間には土塀が設けられていた。

郭内には藩主一族の屋敷や藩の公的施設が置かれたほか、重臣の屋敷地として使用された。浅野期前半には重臣の屋敷地としての利用が多かったが、時代が下るにつれ公用地化が進んだ。藩主一族の屋敷としては、「御三之丸」(「三之御丸」)屋敷(御三之丸屋敷)、「御新屋敷」、「竹之丸御屋敷」などがあり、これらには、世子、隠居などが居住した。藩施設としては、土木建築や城下の職人を所管する御作事所、藩財政を所管する御勘定所などがあり、江戸時代後期には藩校「学問所」も設けられた。

(4) 外郭(外曲輪)(図2-22 右)

城郭中枢部を同心円状に囲む郭で、外堀により、南東外郭、西外郭、北外郭、北東外郭の四つに分けられる(名称についてはいずれも仮称)。外周部には土居と櫓台が設けられており、各櫓台間には土塀が設けられていた。

郭内の土地利用については、武家屋敷地あるいは公用地として使用されたが、三の丸同様に時代が下るにつれ公用地化が進んだ。また、武家屋敷地については、江戸時代後期には広大な屋敷地の細分化も進んだ。

南東外郭

広島城の南東部に位置する鉤状の郭である。虎口は7か所に設けられていた。南辺には一丁目口御門、研屋町口御門、立町口御門の三つが、東辺には京口御門が設けられ、それぞれ土橋を介して城外と結ばれていた。また、西辺の小姓町口御門は土橋を介して西外郭へ、北東の栗林御門は土橋を介して北東外郭と結ばれていた。残る一つは北辺中央部に位置し、土橋を介して三の丸南の南御門と結ばれていた。

藩施設は、厩、町方吟味屋敷、郡方吟味屋敷、新開方役所などがあった。京口御門と小姓町口御門を東西に結ぶ直線道路は八丁馬場と呼ばれ、馬場を兼ねていた。

江戸時代後期には、南東外郭北東部の栗林地区に新小路という新たな道路が敷設され、その周囲の武家屋敷地も細分化された。

西外郭

広島城跡の西部に位置する南北方向に細長い郭で、西辺は旧太田川、北端部と東辺は外堀あるいは中堀に接しており、その形状は弦を張った弓のように見える。

虎口は、郭の南北両端に2か所、西辺に1か所、東辺に3か所の計6か所あり、いずれも平入り形式だったと考えられる。南端の虎口は矢倉之下御門と呼ばれ、門外には堀はなく地続きで猿楽町に接していた。一方、北端の虎口は白島口御門と呼ばれ、土橋を介して城外の白島西町と結ばれていた。西辺の虎口は今門と呼ばれ、ここを出ると太田川の河

川敷に出られ、さらに渡し舟で対岸に渡ることができた。

藩施設は御作事所材木蔵や武具方役所などが置かれていた。

北外郭

広島城跡の北部に位置する郭で松原とも呼ばれた。北辺・東辺・西辺は M 字型を呈する外堀に、南辺は内堀と中堀に面しており、全体的には東西方向に長い、いびつな形状を呈している。東辺と南辺それぞれの南端に食い違い虎口があり、前者は西松原口御門と呼ばれ、土橋を介して西外郭に、後者は東松原口御門と呼ばれ、北東外郭につながっていた。

浅野期初期には大区画の武家屋敷地が多かったが、後期には細分化と公用地化が進んだ。その契機と考えられるのは享保 14 (1729) 年 3 月に松原・白島が延焼した大火で、多くの侍屋敷・町屋が焼失した。大火後、城郭中心部への延焼防止を目的とした改変が行われ、郭の北部（後松原）に馬場兼避災地（火除地）が設けられたとされる。

藩施設は、塩硝蔵、射的場、七間多門、百間馬場、松原講武所などがあった。

北東外郭

広島城跡の北東角部に位置する郭で、鉤型を呈しており、堀を隔てて北側には馬出が付属した。虎口は 4 か所にあり、それらのうち北辺に位置するウズノ御門（宇津御門）と南東部に位置する八丁堀御門が食い違い虎口、残る 2 か所は平入り虎口だった。

北側にある馬出は平行四辺形に近い形状で、城内側に土橋は無かったが、城外へ至る食い違い虎口が東西 2 か所に設けられ、それぞれ土橋を伴っていた。これらの虎口は、西側が西アケズノ御門（西不明之御門）、東側は東アケズノ御門（東不明之御門）と呼ばれた。

浅野期初期には、後に支藩三次藩初代藩主となる浅野因幡守長治の屋敷があった。藩施設としては、御用屋敷、稽古御屋敷、講学館などがあった。

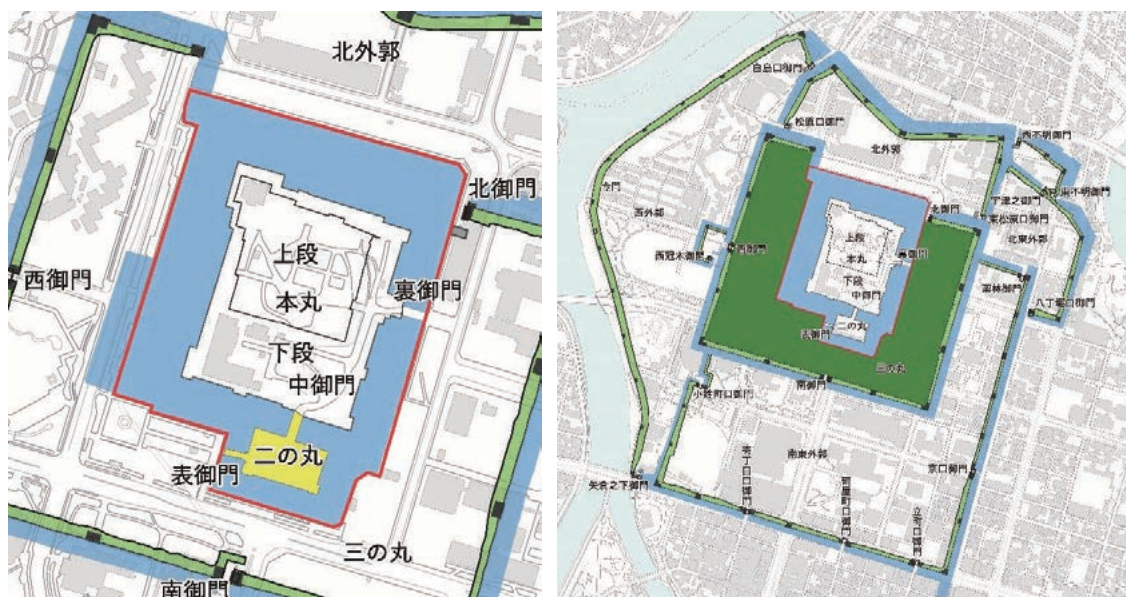


図 2-22 広島城の郭（左：二の丸、右：三の丸、外郭）

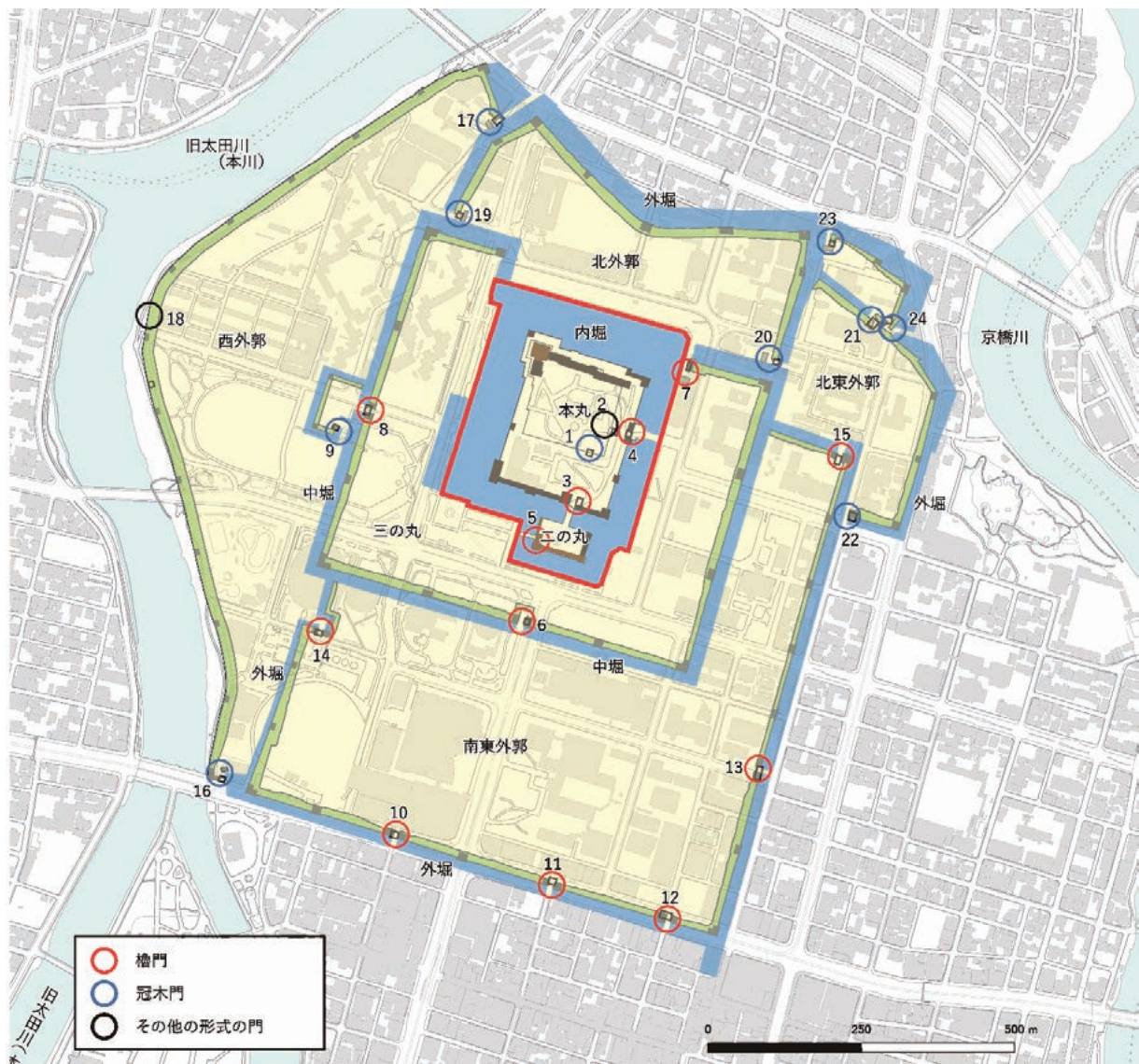


図 2-23 広島城の門及び虎口一覧（広島城作成を再編集）

表2-2 広島城の門及び虎口一覧（広島城作成）

No.	位置	名称	虎口形態					建造物形態		
			内枘形	外枘形	平入	食違	その他	櫓門	冠木門	その他
1	本丸上段	冠木御門	○						○	
2		坂口御門					○			○
3	本丸下段	中御門	○				○	○		
4		裏御門		○				○		
5	二の丸	表御門			○			○		
6	三の丸	南御門	○					○		
7		北御門	○					○		
8		西御門	○					○		
9	三の丸馬出し	西冠木御門				○			○	
10	南東外郭	一丁目口御門			○			○		
11		研屋町口御門					○	○		
12		立町口御門			○			○		
13		京口御門					○	○		
14		小姓町口御門			○			○		
15		栗林御門			○			○		
16	西外郭	矢倉之下御門				○			○	
17		白島口御門				○			○	
18		今門			○				○	
19	北外郭	(西) 松原口御門				○			○	
20		東松原口御門				○			○	
21	北東外郭	宇津御門			○				○	
22		八丁堀御門				○			○	
23	北東外郭 馬出し	西不明之御門				○			○	
24		東不明之御門				○			○	

1・2・18を除く各門の名称は「第四章 體國院時代 第八節 編年記事」『広島市史 第2巻』広島市役所1922に拠る。なお、21・23・24は、片仮名・漢字混在の表記だったが、漢字表記に改めた。

1・2の名称については「御城絵図」（広島市立中央図書館蔵）に拠る。18の名称については、「芸藩広島城下之要図」（広島市公文書館蔵）に拠る。

3. 石垣・堀

(1) 石垣

広島城跡内に現在残っている石垣には、その使用石材や構築方法などに違いが認められるため、構築時期の異なった石垣が存在している可能性が考えられている。近世から残されている諸記録類には、地震や洪水などで被害を受けたことにより、たびたび石垣の修復が行われていたことが記されており、これ以外にも、明治期以降に陸軍によって改変された記録や戦後になって公園整備の一環として修復された部分も存在している（図2-24）。



図2-24 広島城の石垣（上：天守台、下：東走櫓）

(2) 堀

堀は明治末期から段階的に埋め立てられ、現在は内堀のみが残る。現在の内堀の形状は、大部分が旧状をとどめていると考えられているが、西辺南半分のもっとも堀幅が広がった突出部は、遅くとも大正14（1925）年頃までに埋め立てられたと推測される。

中堀は、東辺・南辺西部・西辺南部（西御門以南）が大正14（1925）年頃までに、西辺北部の南半部は昭和14（1939）年までに埋め立てられたと推測される。残りの部分も戦後に埋め立てられた。

外堀は明治42（1909）年から明治44（1911）年にかけて埋め立てられて幹線道路となり、大正元（1912）年にはその一部に路面電車が開通した。ただし、城郭の北西に位置した四角堀部分は、このときの埋め立ての対象外だったようで、その後大正14（1925）年頃までに埋め立てられたと考えられる（図2-25）。

なお、内堀については、昭和30年代後半に湧水によって干上がったため、昭和40（1965）年から昭和44（1969）年にかけて堀底と石垣基底部の補修工事が行われた。その際、堀底は30cm掘り下げられ、異物除去、砂の敷設が行われた後、その上に防水用のポリエチレンフィルムが敷設された。石垣につ

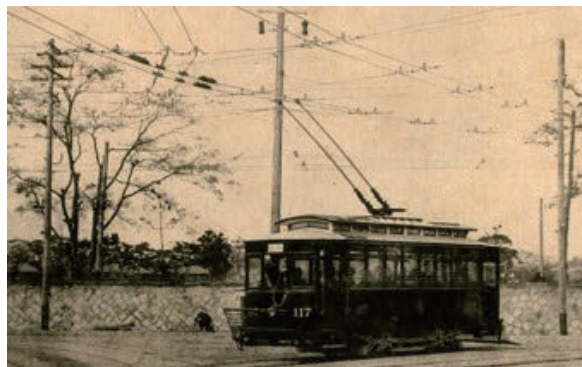


図2-25 城濠埋立地(紙屋町)付近を走る電車（広島電鉄HPより）

いては、補強のため基底部がコンクリート止水壁で固められた。上記対策により堀は常に湛水するようになったが、数年経つと水質が再び悪化した。堀水の浄化対策として、昭和 51 (1976) 年から昭和 63 (1988) 年にかけて、堀水を攪拌する機械の設置や堀干しが行われたものの効果はなかった。そのため、旧太田川からポンプで水を汲み上げ、地上及び地下の導水路を経由して内堀まで水を引き、また旧太田川まで戻す、という「堀川浄化事業」が行われることとなり、その工事が平成 2 (1990) 年から平成 5 (1993) 年に行われた。また、平成 4 (1992) 年には、堀底が再度掘削され、セメントで塗り固められたのちに約 20cm の厚さで砂層が設けられた。

(3) 運河

城下には運河として開削された西堂川と平田屋川も存在したが、近代以降埋め立てられた。西堂川は明治 44 (1911) 年から大正元 (1912) 年にかけて埋め立てられて道路（現在の鯉城通りの一部）となり、同年に路面電車の軌道が敷設された。一方、平田屋川は、大正 4 (1915) 年に川幅を半分にする埋め立てが行われ、残りは昭和 30 (1955) 年頃に埋め立てられて道路（現在の並木通り・地藏通り）となった。

4. 天守の特徴と外観

広島城は天正 17 (1589) 年に毛利輝元によって築城が開始されたと考えられている。本来の姿は、五重五階の大天守と、その東側と南側に三重三階の小天守を二つ従え、それぞれを渡櫓で結んだ複連結式の天守であった。

天守台は石垣を始めとした築城技術が未発達だったため、平面形が不等辺四角形を呈し、天守の一階も著しく歪んでいる。一階は平十二間（六尺五寸間）に妻九間の規模を持ち、当時は大坂城天守に次ぐ大きさであった。大天守の天守台は小天守よりも一段高い場所にあり、天守台の下からの高さは 12.4m、天守を加えると高さは 26.6m となる。この大天守の東側と南側に小天守を従えた姿は、広島城を最も特徴づけるものだったと考えられる。

天守に穴蔵は無く、渡櫓の石垣下から玄関内の木階で渡櫓一階へ上り、渡櫓の二階から天守に入った。天守は一階と二階を同大平面に造り、二階の入母屋造りの屋根上に三重三階の望楼を上げている。天守最上階の五階は三間四方で、廻縁があり入母屋破風を正面に向けている。平には二層目屋根に比翼千鳥破風、三層目に千鳥破風、妻には二層目屋根が基部の入母屋破風で、三層目に千鳥破風を設けていた。破風の間は基部の入母屋破風にのみある。窓は一間幅の格子窓に突上戸を吊っていた。また、二階・三階・四階に排煙窓を設けていることは、実際に銃が使用された場合を想定しており注目に値する。石落は、一階の北西隅に一カ所だけあり、福島正則が城主の時に付加されたと考えられている。最上階五階の柱間寸法は、京間ではなく中央間は八尺一寸、両脇間は七尺三寸と大きかった。柱間寸法が京間より大きく、中央間を脇間より少し大きく造ることは社寺建築の手法であった。

城の構造の特徴としては、上階の床を下階の梁組から分離して高く上げることで屋根裏階ができることを防ぎ、層階が一致していることが挙げられる。また破風の間がなく、単なる飾りの千鳥破風を取り付けていることが挙げられる。広島城天守の千鳥破風は八つあり、

関ヶ原合戦以前の天守では最多とされる。また比翼千鳥破風を付けた最初の天守とされるが、これらの千鳥破風は外壁面に破風の屋根を取り付けたのみで、破風の屋根の下に破風の間や屋根裏（小屋組）を持たない（図2-26）。

その他の外観上の特徴としては、外壁の仕上げに下見板張を採用している点が挙げられる。現在の下見板は煤と柿渋を混ぜた墨を塗ったものであるが、創建当初は黒漆塗りであったとも言われている。下見板の無い部分は木材の上に白壁を塗った大壁造、最上層のみは木材を塗りこまない真壁造とされ、回廊（廻縁）と手すり（高欄）が設けられていた。昭和6（1931）年の国宝保存法に基づく指定文には「最上層に高欄を設くるなど、現存天守中、古制を遺せるものにして、すこぶる荘重の外観を呈している」と評されていた。

天守屋根は他の近世城郭と同様に本瓦葺である。近年の発掘調査において金箔瓦の出土が見られていることから、天守や本丸の建造物においても使用されていた可能性もあるが、これまでのところ、本丸での出土は確認されていない。また平成21（2009）年、広島城上八丁堀地点の発掘調査において井戸中から多量の鬼板瓦とともに出土した雌雄一对の金箔押鯨瓦は、雌が高さ66.6cm・全長56.3cm、雄が高さ69.5cm・全長60.9cmで、金箔の残り具合が良好な上、ほぼ完全な形をとどめていた（図2-27）。

その大きさから出土地点周辺の櫓あるいは門で使用されていたものと考えられているが、出土した金箔瓦の特徴から毛利期に造られたものと考えられ、福島期もしくは浅野期の初期に屋根から下ろされて、井戸に埋納されたと推測され、同様の金箔鯨瓦が大天守屋根上に据えられていた可能性もある。

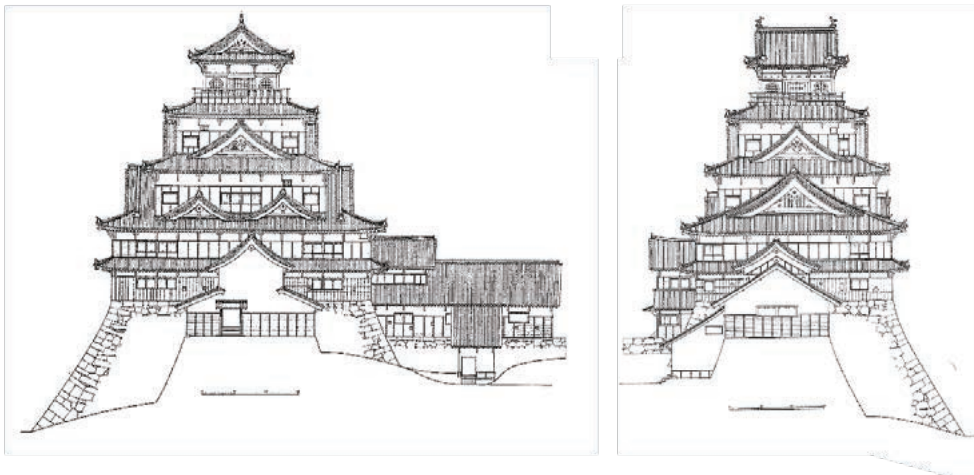


図2-26 広島城天守立面図（左：南面、右：東面）『史跡広島城跡資料集成 第一巻』
共に奈良文化財研究所蔵



図2-27 上八丁堀地点出土 金箔押鯰瓦

5. その他広島城跡に関する建造物など

明治の初期に広島城から別の場所に移築されていたことによって、原爆の惨禍から免れた広島城の建造物が県内各地に残されている。

表2-3 広島城跡に関する建造物

名称・位置	内容
多家神社宝蔵 安芸郡府中町宮の町	多家神社（別名埃宮）は延長5（927）年成立の延喜式神名帳に見られる古社で、長らく所在不明だったが、明治6（1873）年に府中村内の惣社と松崎八幡宮を合祀して復興されることとなり、その際に旧藩主浅野長勲が広島城三の丸稲荷社の社殿を寄進した。本殿と拝殿は大正4（1915）年に火災で焼失したが、宝蔵は被災せず、昭和29（1954）年に県指定重要文化財に指定された。 宝蔵は校倉・入母屋造・檜皮葺で、校倉の材に四角形の校木を用いている点に特徴があり、現存例としては全国唯一のものという。
旧重谷家土蔵 （伝広島城土蔵） 広島市中区南千田西町	以前は広島市東区愛宕町の重谷氏宅地に建っていたもので、明治初期に広島城内のゴサンノクラを移築したとの伝承がある。学問所（天明2〔1782〕年、三の丸内に設置）の蔵であった可能性が高いことから、学問所の後身である学校法人修道学園が旧所有者から無償譲渡を受け、現在地へ移築された。 土蔵の構造は切妻造・二階建・本瓦葺で、用材や仕上げが極めて良好であること、六尺五寸の柱間寸法を用いること、広島城跡出土瓦と同じ瓦を使っていること、これらにより19世紀前期頃に広島城で建築されたものと推定されている。平成30（2018）年に市指定重要有形文化財に指定された。
法圓寺山門 安芸高田市吉田町竹原	元は禅宗の寺院で別の場所にあったが、天文2（1533）年に真宗に改宗し、現在地に移転し寺号も改めたと伝えられる。広島城の城郭建造物が不要となって売りに出された明治初頭に、当時の住職が東側外郭にあった京口門の門扉を購入し、山門の門扉にしたと伝わる。

6. 名勝縮景園

国名勝縮景園は、広島藩主浅野氏の別邸として、茶人として名高かった家老上田宗箇の指揮の下で元和6（1620）年に築庭された庭園である。当初の庭は素朴で力強く、武家風の茶の精神にふさわしい姿をしていたと言われている。以後、歴代藩主により愛好され、修飾が加えられていった。第7代藩主浅野重晟は、宝暦8（1758）年の宝暦の大火によって被害を受けた園内の改修・拡張を行い、さらに天明3～8（1783～88）年には京都の庭師清水七郎右衛門を招いて大改修を行い、現在見られるような姿となった。

明治以後も浅野家の別邸として泉邸とよばれ、大正2（1913）年には邸内に私立博物館観古館が設置された。昭和14（1939）年に浅野家より広島県に寄贈され、昭和15（1940）年に国名勝となった。

広島城同様、原子爆弾によって壊滅的被害を受け、建造物・樹木のほとんどが焼失したが、現在はほぼ昔の姿を取り戻している。



図 2-28 縮景園（左：縮景園被爆の説明板、右：現在の縮景園）

第3章 史跡指定の状況

第1節 指定に至る経緯

昭和20(1945)年の原爆投下によって、その時点まで残されていた建造物の全てが倒壊あるいは焼失した広島城跡では、昭和23(1948)年6月、大正15(1926)年に史蹟名勝天然紀念物保存法により史蹟として指定されていた大本営跡の指定が解除され、昭和28(1953)年3月31日付けで、本丸・二の丸を中心とした内堀の内側の区域が史跡として指定された。

昭和31(1956)年には、城跡を含む一帯を中央公園として整備することが都市計画決定され、以後都市公園としての性格も有した整備を継続している。また、昭和33(1958)年には広島復興大博覧会に合わせて、天守が鉄筋コンクリートによって復元的に再建(現天守)されている。

第2節 指定の状況

1. 指定告示と指定説明文

広島城跡の史跡指定は昭和28(1953)年3月31日であり、次のように官報告示された。

文化財保護委員会告示第19号

文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号)による改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、昭和二十八年三月三十一日付をもって、次のとおり指定した。

昭和三十一年五月十五日

文化財保護委員会 委員長 高橋誠一郎

説明文

種 別 史跡

指 定 昭和28年3月31日(31年5月15日官報告示第19号)

所在地 広島市

指定の理由

イ 史跡名勝天然記念物指定基準

史跡の部 第2類

ロ 説明

天正十七年毛利輝元は郡山城から移って初めてこの地に築城、文禄二年工を竣えたといわれる。関原役後、毛利氏転封の後を承けて、福島正則これを領して修築を行ったが、元和五年幕府の忌諱に触れて封を奪はれ、同年七月浅野長晟これに代って領した。爾来山陽道の鎮として重きをなし明治維新に至り廃城となった。

城は太田川河口の平地中に営まれ、本丸は南北に少々長い矩形をなしている。こ

第3章 史跡指定の状況

れを守って堀をめぐらし、大手虎口を堅めて堀の内に狭小な二の丸が設けられ、この本丸、二の丸は更に三の丸惣構によって囲まれている。いま遺るところの旧経始は本丸と二の丸及びその堀であって、他は早く失はれているが、天守台を始め、石垣、虎口等旧規よく遺存し、殊に島岐状に設けられた二の丸はこの種の遺構が多く失はれている現在、築城史上貴重である。

指定地域等に関する事項

郡市区	町村	大字	字	地番	地目	地積	所有者・占有者の住所 及び氏名又は名称	備考
広島市	基町	－	－	1番の内	－	9,019坪 6,432坪	文部省 大蔵省	本丸および二の丸跡
－	－	－	－	〃	－	20,244坪	大蔵省所管	堀ならびにその周辺、 ただし、周辺は、堀外側 石垣に沿う6尺幅の地 域

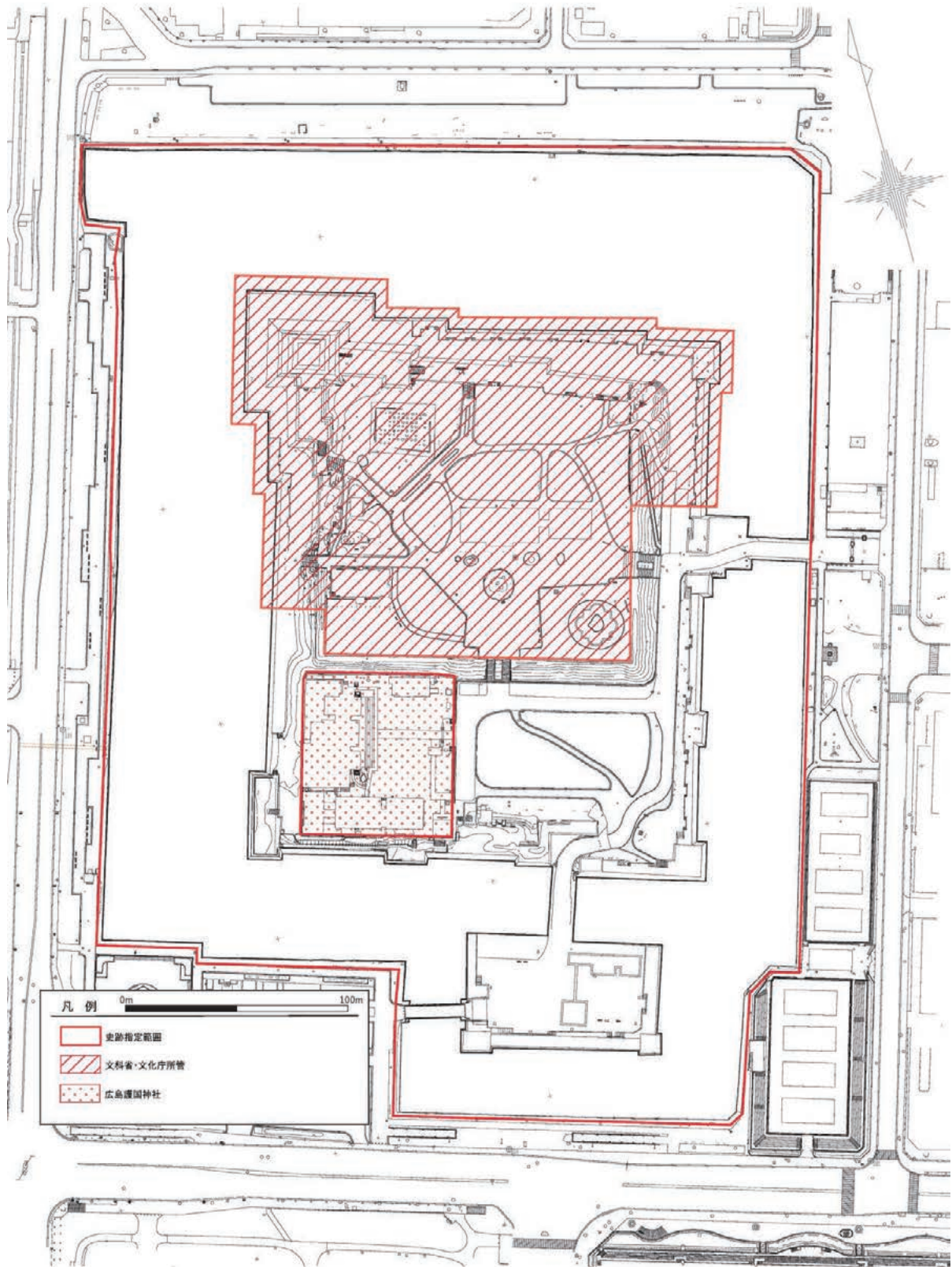


図3-1 史跡指定範囲

第3章 史跡指定の状況

2. 管理

昭和 32（1957）年に文化財保護委員会委員長から、本市が管理団体となるよう要請があったため、これを受けて下の同意書を提出した。

同 意 書 文化財保護法の規定により、広島市が左の指定物件の管理団体に指定されることに同意いたします。なお、このことについては、広島市長においても同意済みである旨を申し添えます。 史跡 広島城跡 昭和三十三年八月一日 広島市教育委員会委員長 奥田達郎 文化財保護委員会委員長 河井彌八殿
--

以上の同意書に基づき、次のように管理団体が指定された。

文委管第 54 号 広島市 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 71 条の 2 第 1 項及び第 95 条第 1 項の規定により広島城跡（昭和 31 年文化財保護委員会告示第 20 号）を管理すべき地方公共団体として、貴市を指定します。 昭和 34 年 3 月 2 日 文化財保護委員会

また、同日付けで文化財保護委員会告示第 8 号で官報告示された。

第3節 指定地の土地所有関係

広島城跡はそのほとんどが国有地（財務省・文部科学省）であるが、一部が宗教法人広島護国神社の所有地となっている（図 3-1）。土地所有関係について、史跡内土地所有状況を表 3-1 に、周辺の土地所有状況を表 3-2 に示した。

なお、宗教法人広島護国神社が現在地へ移転した経緯について、保存管理計画に記載された内容を要約して以下に示す。

- 昭和 20 年 8 月 原子爆弾により旧護国神社（現広島商工会議所付近）が全壊。
- 昭和 21 年 11 月 中央公園の都市計画決定（70.48ha）
- 昭和 27 年 4 月 護国神社復興奉賛会が結成され、新社地の検討に入る。広島市では、復興都市計画のなかで護国神社の旧社地を中央公園内児童センターとして計画決定したため、広島城跡内への移転に向けて、各方面へ度重なる請願が行なわれた。
- 昭和 30 年 11 月 護国神社移転について、文化財保護委員会において内定。
- 昭和 31 年 4 月 護国神社旧社地（1,500 坪）を、現在の社地（1,500 坪）及び境外地（1,500 坪）との換地手続きが終了。
- 昭和 32 年 9 月 広島城跡内陸軍第 5 師団司令部跡地に広島護国神社を移転し建物を建設することについて文化財保護委員会から許可される。
- 昭和 33 年 10 月 境外地（1,500 坪）をラジオ中国株式会社に譲渡（その際、史跡隣接地 275 坪 18 を使用禁止する旨の条件を付す）。

表 3-1 史跡内土地所有者一覧

所有者	面積（㎡）	住所	備考
国	28,821.47	広島市中区基町21-1	文部科学省所管行政財産（文化庁所管）
国	84,240.36	同上	財務省所管普通財産
宗教法人広島護国神社	4,958.00	広島市中区基町21-2	公簿面積
	計118,019.83	－	－

表 3-2 広島城跡周辺の土地所有状況

所有者	所有箇所
国及び関係機関	中央公園、基町高層アパートの敷地、国の機関などの敷地、国道54号の区域など
広島県	県庁本館、東館、広島中央警察署などの敷地
広島市・広島市立病院機構	基町高等学校、白島小学校、広島市水道局、市営基町駐車場、逓信病院旧外来棟被爆資料室、広島市民病院の敷地、京口門公園、市道の区域など
民間	商業・業務施設などの敷地

第3章 史跡指定の状況

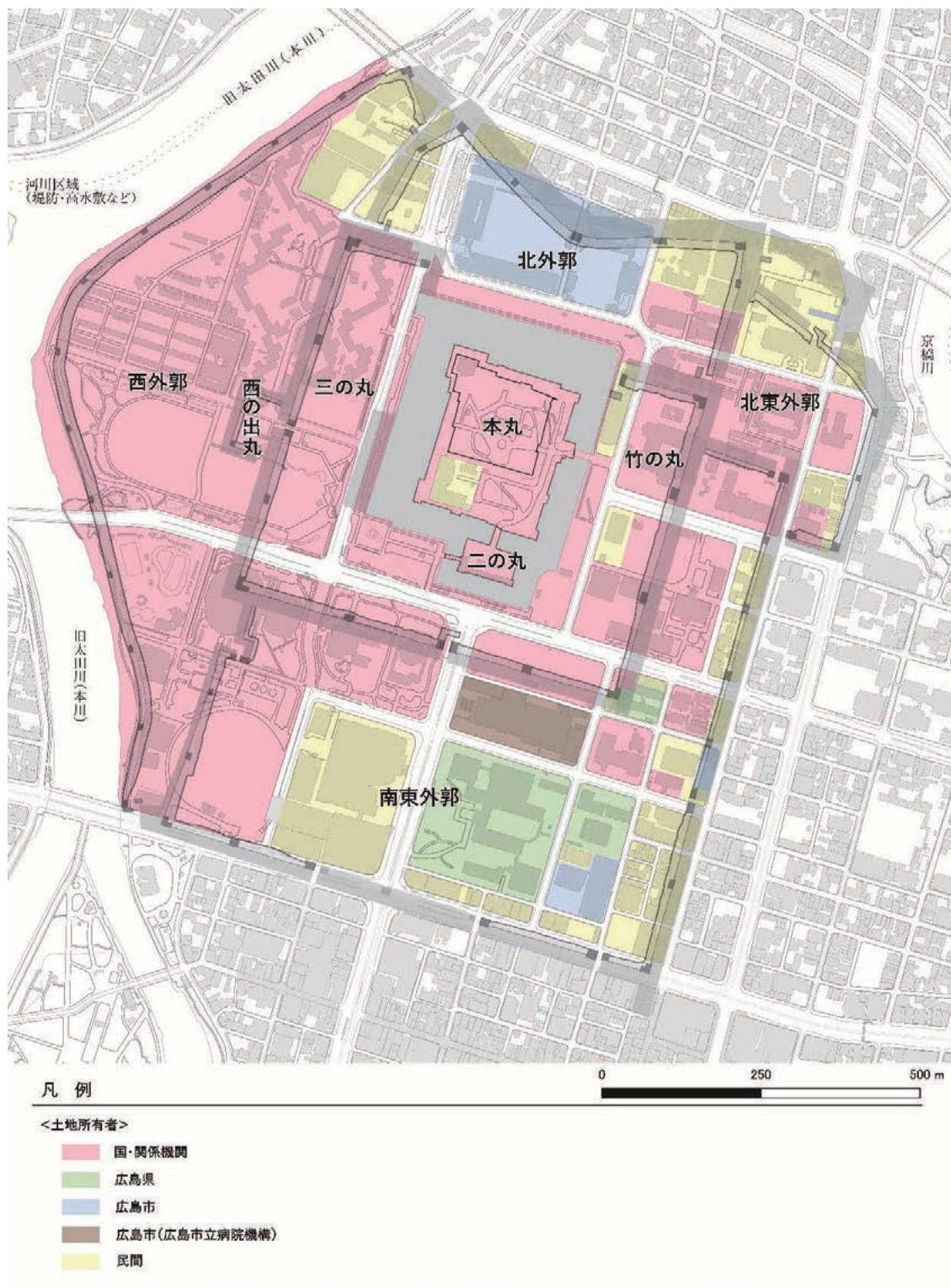


図 3-2 土地所有状況（令和元（2019）年度 広島城城郭標識設置等に係る基礎調査 より）

第4章 史跡の本質的価値

第1節 本質的価値

1. 広島城跡の本質的価値

太田川河口部に築かれた都市広島の原点

太田川河口部は海・川・陸の交通の結節点であり、築城前から安芸における政治経済の要所として機能してきた歴史を持つ。内陸部の吉田を本拠としていた毛利輝元は、太田川河口部の地政学的特徴を継承・再構築することにより広島城と城下町広島を誕生させ、それが今日の都市広島の原点となっている。以後、広島城を引き継いだ福島氏、浅野氏の治世においても領国支配の中核として機能し続けることとなった。

戦国大名から豊臣系大名へと変容した毛利輝元が、中世城郭（戦国期城郭）から近世城郭へという城郭史における大変革を受容しながら築き、新たな領国支配の拠点とした城

16世紀中後期まで毛利氏が拠点としていた郡山城は、戦国大名としての毛利氏の在り方を示す巨大城郭だったが、構造的には大部分が中世城郭のままで石垣・礎石建築・瓦葺建造物といった近世城郭の要素は部分的な導入にとどまっていた。

一方で広島城は、輝元が畿内で発達した築城プランを受容し、近世城郭として築かれた。天正17（1589）年から築城を開始した広島城の原型は豊臣秀吉の聚楽第にあると考えられる。聚楽第は徳川期に築城された城郭にも影響を与えるなど、近世城郭の縄張りにおける規範の一つになっていたと考えられ、広島城も狭小な虎口を中心として設けられた二の丸等に聚楽第の構造を色濃く反映していると評価される。

広島城の築城は輝元が構想した新領国支配体制を構築するための一手段でもあり、これにより輝元は新たな権力構造を様々な出自の家臣団や他大名に向けて可視化・体感させることができた。

二つの小天守を従えた壮大な天守と広大な城域を誇る平城

広島城天守は五重五階の望楼型天守で、南・東二つの三重の小天守を従え、それらを連結する走櫓（渡櫓）を有した壮大なものであった。

現在の広島城跡の指定範囲は、現存する本丸及び二の丸とその周囲を囲む内堀及び内堀の外側石垣に沿う6尺幅の区域からなるが、かつての広島城は、内堀を囲む凹形の三の丸とそれを囲む中堀、その周囲に配された四つの外郭とそれを囲む外堀、西側の旧太田川（本川）によって画されており、郭の総面積は約90万㎡以上をはかるものであった。

江戸時代中頃（正徳年間1711～1716年）の記録である「広島藩御覚書帖」からは、福島正則改易後に浅野氏が受け継いだ時点で、広島城に存在していた櫓の総数は、二重櫓35、平櫓30、御門櫓12、長櫓5、走櫓6、総数88基に及ぶことがうかがえる。

築城技術の変遷を示す多様な石垣を有する城

城内に残されている石垣には、築城技術の変化などが特徴的に残されていると考えられる。

無断改築の咎めに対する措置として福島正則は、自ら広島城本丸石垣の破却を命じており、それを指令した史料とともに、史跡内に残る破却の痕跡と考えられる箇所を確認することができる。

その後を受け継いだ浅野氏の治世とその間に残された豊富な史料類は、広島城に施されてきた様々な作事・修復行為を、現存する石垣の調査によって実証していける可能性がある。

2. 広島 of 歴史的経緯を示す要素

近代広島 of 都市形成 of 沿革を刻む城跡

広島城跡は明治4（1872）年に鎮西鎮台第一分営が設置されたのを皮切りに様々な陸軍関連施設が置かれ、城堀の埋め立てとその地を活用する形で行われた電車軌道の敷設は、城下町広島の景観を大きく変貌させた。

広島城跡は昭和20（1945）年の原子爆弾投下により壊滅的な被害を受け、多くの人々の生命が奪われた。陸軍関連施設のみならず残されていた天守を始めとした城郭建造物も一瞬にして倒壊し、多くの建造物がその後の火災により焼失した。広島城内には被爆遺構としての性格を持った石垣石材や施設跡、被爆に耐え生き残った被爆樹木などが数多く残されており、被爆の実相を伝える重要な遺構の一つとなっている。

第2節 要素 of 分類と地区区分

1. 構成要素 of 分類

広島城跡は様々な要素から構成されており、要素の所在する位置からA：史跡広島城跡を構成する要素（史跡指定範囲内に存在する要素）、B：史跡広島城跡の周辺地域を構成する要素（指定範囲外に存在する要素）に分類できる。

A・Bを構成する要素は、史跡指定 of 経緯及び広島城跡 of 背景等も踏まえて、その特徴・性格から、I：本質的価値を構成する要素、II：広島 of 歴史的経緯を示す要素に区分する。また、広島城跡 of 価値であるI・II of 理解を助ける要素として、III：本質的価値 of 理解を助ける要素、IV：広島城跡 of 保存管理・活用 to 有効な要素、V：その他の要素に分類して以下のとおり整理する。

I 本質的価値を構成する要素

史跡としての評価や理解の中心となるものである。

近世に形成され、広島城跡を構成してきた石垣や土居を始めとする地上遺構と、埋蔵文化

財調査によって明らかになった地下遺構が挙げられる。埋蔵文化財調査で確認された地下遺構のうち、絵図等の史資料との照合によってその遺構本来の役割が推測されるものについては、米蔵跡や番所跡など具体的な名称を記載する。

表 4-1 本質的価値を構成する要素

区分		要素
近世	地上遺構	堀、曲輪、石垣、土居、虎口など
	地下遺構	建造物等の基礎、築城当初の地形や整地層、出土遺物など

II 広島市の歴史的経緯を示す要素

広島城跡が史跡指定された要素とは異なるが、都市広島の歴史的経緯を示すものとして、本質的価値とともに評価されるべき要素である。

広島城築城以前の状況を示す埋蔵文化財や、本来は広島城に所在していた建造物で現在は城外に移築されている建造物、広島城跡の近代の変遷を示す陸軍関連の遺構などが挙げられる。また、これらの中には、唯一の被爆した城郭である広島城内に立地していたことから、被爆時の火災痕跡などを併せ持つ例が含まれている。

特に重要な要素として例を挙げると、広島原爆遺跡の構成要素として国の史跡に指定されている旧中国軍管区司令部防空作戦室が、広島城跡本丸下段部に所在している。広島城跡の本質的価値の観点から考えると、近代の改変を示す要素のひとつであるが、被爆の実相を伝える重要な遺構として、また、歴史の重層性を示す要素として、その原位置とともに評価していく必要があるものである。

表 4-2 広島市の歴史的経緯を示す要素

区分		要素
中世	地下遺構	築城以前の遺構・遺物（未発見のものを含む）
近世	地上遺構	*三の丸稲荷社の宝蔵、*外堀京口門の門扉、*学問所内の土蔵
近代	地上遺構	旧中国軍管区司令部防空作戦室、大本営跡、石垣等の被爆遺構
	地下遺構	陸軍関連遺構、その他の近代の遺構
・その他被爆の痕跡をとどめる要素（被熱・火災の影響が見られる石垣石材など）については、その保全についての配慮が必要である。 *は現在城外に所在する。		

III 本質的価値の理解を助ける要素

解体や戦火による焼失などにより一度は失われたが、詳細な史資料によって忠実に復元

第4章 史跡の本質的価値

された表御門などの復元建造物や、外観復元された現天守、広島城跡の周知の役割を担う案内板、説明板などが挙げられる。

表 4-3 本質的価値の理解を助ける要素

区 分		要 素
現代	復元建造物等	二の丸復元建造物、天守（外観復元建造物）
	サイン	広島城跡に係る標柱、名称板、説明板、案内板

Ⅳ 広島城跡の保存管理・活用に有効な要素

広島城跡を訪れる利用者に必要なトイレなど、便益施設や管理施設等の諸施設が挙げられる。

表 4-4 広島城跡の保存管理・活用に有効な要素

区 分		要 素
現代	園路・広場	園路、広場
	修景施設	植栽、生け垣など
	休養施設	ベンチ
	教養施設	記念碑、石碑など（史跡に関連の無いものは除く）
	便益施設	駐車場、トイレ、水飲み場、手洗い場
	管理施設	照明施設、ごみ箱、柵、詰所等、倉庫など

Ⅴ その他の要素

I～Ⅳに含まれない、広島城跡の本質的価値や広島 of 歴史的経緯にかかわりのない施設類が該当する。

2. 地区区分の設定

現行の整備基本計画では、城跡を構成する諸空間をその性格から本丸上段、本丸下段、腰曲輪、二の丸、城跡外周部の5つに区分し、それぞれの空間の整備方針を定めている。

本計画においてはこれを踏まえた上で、本丸上段、本丸下段、二の丸、史跡外周部、旧広島城範囲の5つの地区に区分する（表4-5）。

表4-5 地区区分

地区区分		立地していた建造物	
A 史跡範囲	(1) 本丸上段	北西隅に天守が、中央部に本丸御殿があったほか、北辺及び西辺北半部には二重櫓・平櫓・長櫓があった。	
	(2) 本丸下段	南半部に馬場、馬屋、塩蔵、米蔵、鉄砲庫、武器庫などが、外周部に二重櫓・平櫓・長櫓などがあった。	
	(3) 二の丸	表御門、平櫓、多間櫓、太鼓櫓、馬屋、番所、物置などがあり、井戸も複数か所に掘られていた。建造物は、郭内東半部に建てられ、西半部には建造物は設けられず空閑地となっており通路として使われていた。	
B 史跡範囲外	(4) 史跡外周部	三の丸の一部	下記三の丸参照
		北外郭の一部	下記北外郭参照
	(5) 旧広島城範囲	三の丸	藩主一族の屋敷や藩の公的施設が置かれたほか、重臣の屋敷地として使用された。藩主一族の屋敷としては、三之丸御屋敷（御三之丸屋敷）、御新屋敷、竹之丸屋敷などがあった。藩施設としては、土木建築や城下の職人を所管する御作事所、藩財政を所管する御勘定所などがあり、江戸時代後期には藩校である学問所も設けられた。
		南東外郭	藩施設は、厩、町方吟味屋敷、郡方吟味屋敷、新開方役所などがあった。
		西外郭	藩施設は、御作事所材木蔵や武具方、役所などがあった。
		北外郭	藩施設は、塩硝蔵、射的場、七間多門、百間馬場、松原講武所などがあった。
		北東外郭	藩施設は、御用屋敷、稽古御屋敷、講学館などがあった。
	(6) その他		かつて広島城内に所在し、移設された近世建造物

このうち、史跡外周部は、史跡と一体的な整備を実施する範囲として、内堀に面した三の丸の一部と北外郭の一部を、旧広島城範囲は、中堀と外堀及び河川によって画された四つの外郭を含む範囲全体を、それぞれ示す（図4-1）。

その他の地上遺構については、元々広島城内に存在していた近世建造物が他所へ移設された、あるいは移設されたと伝わるもので、現時点では多家神社宝蔵、法圓寺山門、旧重谷家土蔵の3件の建造物が該当する。

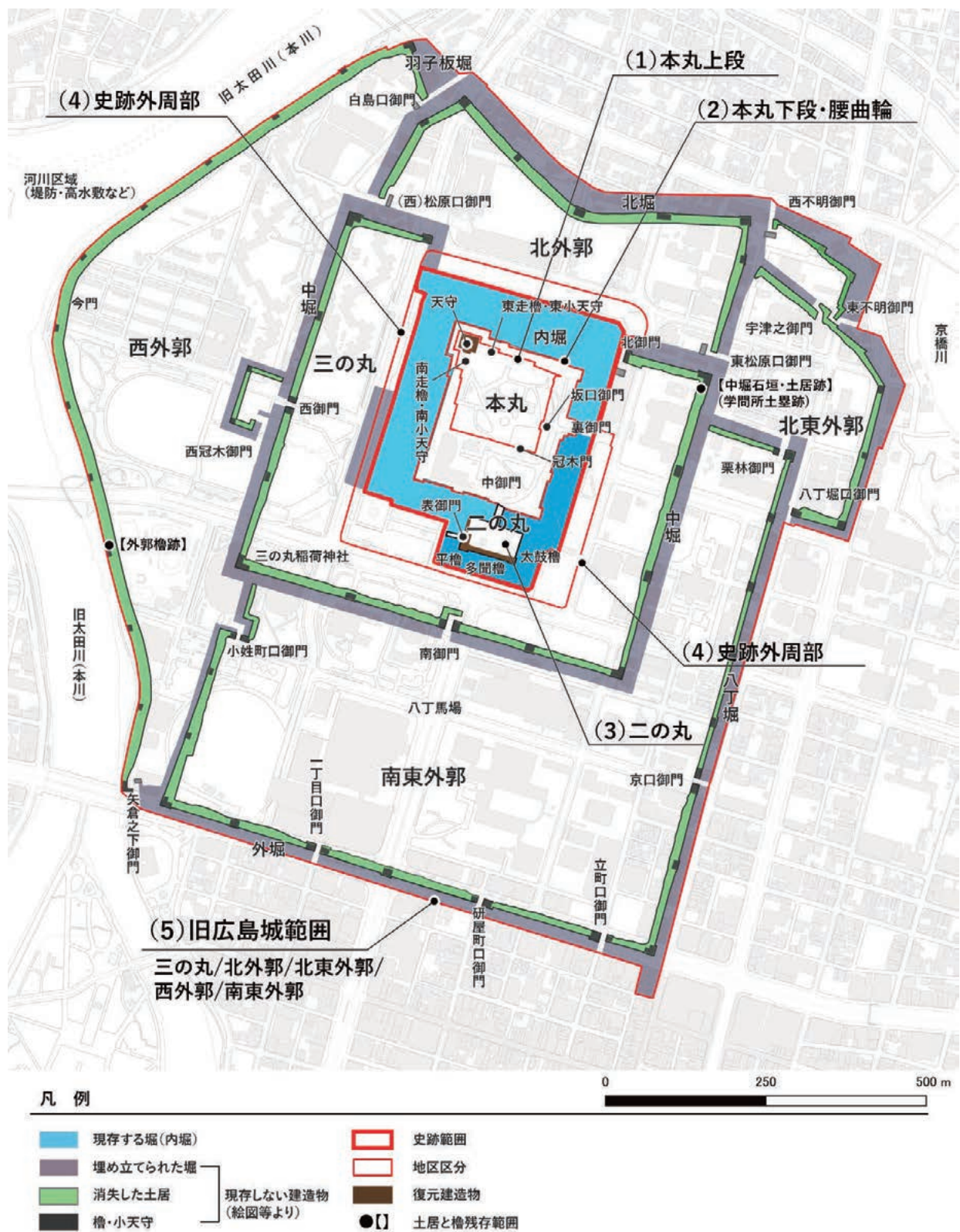


図 4-1 広島城跡の地区区分

3. 各地区の要素と概要

地区区分と各地区における主要要素について示す。

(1) 本丸上段

表 4-6 史跡の構成要素【本丸上段】

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
I	近世	曲輪	本丸上段 ・本丸の北側に位置する。 ・南と東側は土居、北側と西側は石垣で囲まれている。		
		石垣	天守台石垣 天守台南側石垣（南走櫓及び南小天守跡） ・走櫓及び櫓台の石垣が残存している。 天守台東側石垣（東走櫓及び東小天守跡） ・走櫓及び櫓台の石垣が残存している。 ・北東端の石垣端部は福島氏の時代の破却の痕跡と考えられる。 西側石垣 ・昭憲皇太后御座所跡の西側法面に残存している。	[1] [2][3][4][5][6] [7][8][9][10]	
			土居	・本丸上段の南側と東側は土居となっていたが、後世に園路や階段などで大きく改変されている部分がある。	[11]
			天守の礎石	・昭和33（1958）年の天守再建に際し検出された礎石を現在の展示位置に表示した。 ・礎石の一部は撤去されておらず、原位置に遺されている。	[12]
		地下遺構	本丸御殿跡に伴う遺構 奥向殿舎跡 ・柱穴列・溝などの区画施設、廃棄土坑 中奥・台所・役所跡 ・排水溝と考えられる溝跡 表御殿跡 ・排水溝、砂雪隠と考えられる遺構 ・庭園に伴う庭石		
			天守に伴う遺構	天守東廊下玄関跡の建造物基礎 ・天守から東小天守に渡る東廊下の南側石垣に接する石列	
			櫓に伴う遺構	北面多聞櫓跡 ・多聞櫓の礎石、武者走り 北面二重櫓跡 ・建造物の礎石	
			その他の地下遺構	東斜面北端付近石垣跡 ・石垣跡と考えられる石列や間詰とみられる礫群	

第4章 史跡の本質的価値

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅱ	近代	広島大本営跡		・大正5（1915）年に史蹟となったが、原爆によって倒壊し、昭和23（1948）年に指定が解除された。 現在は基礎と礎石のみが残存している。 本館（広島鎮台司令部、第5師団司令部庁舎） ・明治10（1877）年に広島鎮台司令部として建てられ明治27・28（1884・85）年の日清戦争の際に大本営として使用された。 別館 ・明治19（1886）年に東側に建てられた洋館で、広島鎮台軍医部として利用されていた建造物が利用された。 昭憲皇太后御座所跡 ・明治23（1890）年に建てられた洋館で、第5師団監督部として利用していたものを、昭憲皇太后の広島行啓の際に御座所とした。	[13]



図 4-2 本丸上段の要素

第4章 史跡の本質的価値



[1] 天守台西側石垣



[2] 南小天守・南走櫓西面



[3] 南側石垣東面



[4] 南側石垣上面



[5] 南側石垣西面の築石に見られる加工痕



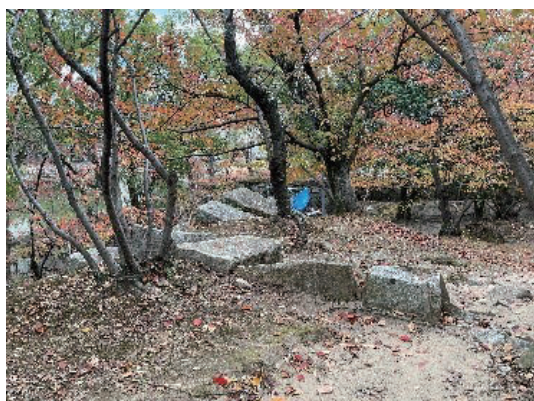
[6] 南側石垣上面に見られる櫓台の重複状況



[7] 東側石垣北面



[8] 東側石垣東端に見られる破却痕跡



[9] 東側石垣東端の檣台跡



[10] 東側石垣南面の鎬（しのぎ）部



[11] 土居（南面）



[12] 天守の礎石の遺構展示



[13] 大本営跡（本館）



[14] 大本営跡（昭憲皇太后御座所）



[15] 桜の池



[16] その他の近代遺構

第4章 史跡の本質的価値



[17] 車回し跡と被爆樹木（クロガネモチ）



[18] 天守（外観復元）



[19] 天守内部の展示施設



[20] 広島城説明板



[21] 史跡広島城跡記念碑（石碑）



[22] 全体案内板



[23] 広島大本営跡説明板



[24] 天守標柱



[25] 大本営跡標柱



[26] 銅板造の本丸・二の丸説明板



[27] 園路



[28] 管理用通路（左）と車椅子等用スロープ



[29] 排水溝



[30] ごみ箱

(2) 本丸下段

表 4-7 史跡の構成要素【本丸下段】

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅰ	近世	堀跡		内堀	[1][2][3]
		曲輪		腰曲輪及び本丸南側	[4][5][6][7]
		石垣		石垣 ・内堀に面する東・西・南・北に残存する。 ・本丸下段東側の合坂石段3か所は、三段ほどが地中に埋まっており、最下段は築城期遺構面に据え置かれたことが確認されている。 櫓台	[8][9][10]
		門跡		中御門跡、裏御門跡 ・袖石垣のみが残存し、城門部は現存しない。	[11][12][13][14] [15][16][17][18]
		地下遺構	建造物跡・溝跡	米蔵跡 ・本丸下段の東側、石垣近くに米蔵が、その南に番所が設けられていた。 番所跡 ・番所跡の北東部塀の基礎と考えられる地伏石が検出されている。また番所の前身と推測される建造物跡の飛石又は地伏石列が検出された。 厠跡 ・厠跡と考えられる土師質埋置甕が検出された。 暗渠跡 ・南側内堀に面した石垣排水口に繋がる、板状の石樋を確認した。 土塀基礎跡 ・裏御門跡の東側の外柵形を囲む石列が検出された。	
				櫓跡	
			その他の地下遺構（土坑など）		
Ⅱ	近代	旧中国軍管区司令部 防空作戦室		・鉄筋コンクリート製の覆土型の半地下式の地下室。作戦の立案、敵の情報の収集・発信の役割を担っていた。 ・現在は外観のみ公開している。	[19][20]
		その他の遺構		その他の遺構 ・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝や集水遺構のほか、改変された櫓台等が残存する。	[21]
		地下遺構	建造物跡・溝跡	厩舎建造物跡・倉庫跡 ・陸軍関連の遺構として、小石を大量に含んだ漆喰が帯状に伸びる厩舎建造物跡と、同様の構造を持つ倉庫跡が確認された。	
		被爆樹木		マルバヤナギ ・土橋北東部に現存する。幹の空洞化が見られ、樹勢回復措置が取られている。	[22]
Ⅲ	説明板等			・全体案内板、遺構説明板、標柱など	[23]～[29]

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅳ		公園施設		・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣） ・休養施設（ベンチ） ・便益施設（トイレ、手洗場・水飲場、売店） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、資材置場、水質浄化施設（内堀西側）	[30]～[31]
Ⅴ		その他		・広島護国神社	



図 4-3 本丸下段の要素



[1] 西内堀（南西から）



[2] 東内堀（南東から）



[3] 北内堀（東から）



[4] 北側腰曲輪（東側）



[5] 西側腰曲輪（西側）



[6] 東側腰曲輪



[7] 本丸下段南西側



[8] 石垣（西内堀北側）

第4章 史跡の本質的価値



[9] 石垣（西内堀北側）



[10] 櫓台への石段



[11] 中御門跡と櫓台



[12] 中御門跡枅形



[13] 中御門跡南側櫓台



[14] 中御門跡鏡石



[15] 中御門跡枅形西側櫓台



[16] 裏御門跡前の枅形



[17] 裏御門跡前の土橋



[18] 裏御門跡



[19] 旧中国軍管区司令部原爆慰霊碑



[20] 旧中国軍管区司令部防空作戦室



[21] 陸軍時代の櫓台改変箇所



[22] 被爆樹木（マルバヤナギ）



[23] 旧中国軍管区司令部原爆慰霊碑の説明板



[24] 旧中国軍管区司令部防空作戦室の説明板

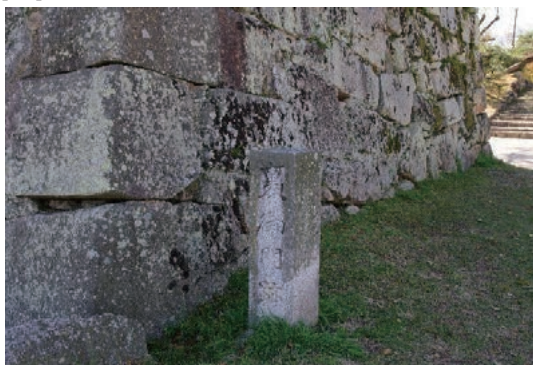
第4章 史跡の本質的価値



[25] ピースツリズムの説明板



[26] 中御門跡標柱



[27] 裏御門跡標柱



[28] 広島城跡標柱



[29] 広島城跡イベント等看板掲示位置



[30] 園路と土留め縁石



[31] 水飲場

(3) 二の丸

表 4-8 史跡の構成要素【二の丸】

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅰ	近世		堀跡	内堀	[1][2]
			曲輪	二の丸	[3][4]
			石垣	石垣 ・東辺・西辺・南辺に残存し、東辺は欠損部を復元している。 表御門櫓台 ・石材表面に剥離や熱による変色等、火災で被熱した痕跡が残る。 ・隅角部の一部は新補材で修復されている。 平櫓櫓台、太鼓櫓櫓台 堀護岸石垣 ・南辺石垣の一部に、付着物による黒ずみが見られる。	[5][7] [22] [6]
		地下遺構	建造物跡・溝跡	番所跡・馬屋跡、井戸跡 ・建造物の礎石等が確認された。	
Ⅱ	近代		被爆樹木	ユーカリ ・昭和46（1971）年の台風で上部が折れたが、現在では樹高9m以上にまで成長している。	[8]
Ⅲ		復元建造物		表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓 ・創建時期は天正期末（16世紀末）と推定され、二の丸の馬出し機能を強化する建造物として設けられていた。 ・平成元年の広島城築城400年を記念して発掘調査の成果や昭和初期の実測図、古写真等を基に復元整備された。	[9][10][11][12]
			二の丸を構成する施設跡	堀 ・表御門と共に、瓦葺きの下見板張の壁で復元整備された。	
		遺構表示		番所跡、馬屋跡、井戸跡（2箇所）、多聞櫓跡（二の丸東側） ・築城400年記念の整備において江戸時代後期の姿を基準に整備を行った。 石垣 ・欠損していた東辺石垣の中央部は、新補材で修復されている。 被爆石材 ・被爆した石垣の石材を展示している。	[13][14][15] [16]
		説明板等		・全体説明板、遺構説明板など	[17][18][19][20]
Ⅳ		公園施設		・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱側溝・暗渠、発電設備） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	[21]



図 4-4 二の丸の要素



[1] 二の丸北側内堀（土橋西）



[2] 二の丸南側内堀



[3] 二の丸東側（南から）



[4] 本丸中御門への土橋



[5] 二の丸東面の石垣



[6] 太鼓櫓櫓台



[7] 二の丸南面の石垣



[8] 被爆樹木（ユーカリ）

第4章 史跡の本質的価値



[9] 復元建造物（御門橋）



[10] 復元建造物（平櫓）



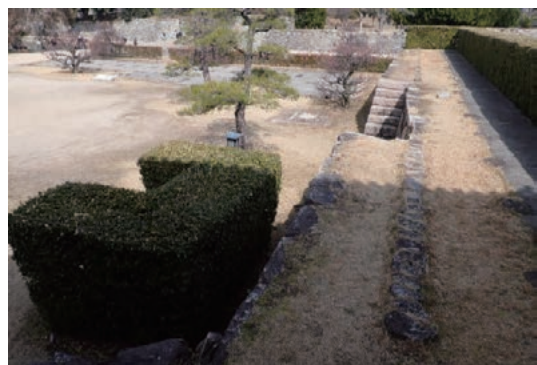
[11] 復元建造物（多聞櫓）



[12] 復元建造物（太鼓櫓）



[13] 遺構表示（番所跡）



[14] 遺構表示（東側多聞櫓跡）



[15] 遺構表示（井戸跡）



[16] 被爆石材



[17] 二の丸説明板



[18] 復元建造物説明板



[19] 復元建造物説明板



[20] 遺構名称板 東側多間櫓跡



[21] 西側ベンチ



[22] 被爆の痕跡が残る石垣

第4章 史跡の本質的価値

(4) 史跡外周部

表 4-9 史跡外の広島城構成要素【史跡外周部】

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅰ	近世	曲輪	三の丸、外郭		[1][2]
		石垣	堀の石垣の天端石 ・内堀北西の緑地帯の中に、面を西に向けて南北方向に伸びる中堀石垣の天端石が見えている。		[3]
		その他の遺構	二の丸南側暗渠跡 ・昭和59（1984）年、国道54号城南地下道の建設に当たり発見された石組暗渠。 ・内堀と中堀を結び、排水や水質維持の役割を担ったと考えられる。 ・地下道スロープの両側壁面に、暗渠の断面が展示されている。		[4][5][6][7][8]
Ⅱ	近代	陸軍関連施設の遺構	歩兵第十一聯隊跡表門柱 ・三の丸東部及びそれに隣接する南東外郭の一部を営所とした歩兵第11連隊の表門で使用されたもの。 ・表門は、もともと営所南西部に位置したが、後に西練兵場へ直接出られるよう営所南部に移設された。 ・戦後篤志家が門柱を保管していたが昭和59（1984）年に内堀外周部東側の緑地帯の中に移設された。 ・なお、被爆直後の写真に見られる形状とは異なるとされ、広島偕行社の門柱である可能性も指摘されている。 広島陸軍幼年学校門柱 ・昭和11（1936）年に北外郭内を校地として再興した広島陸軍幼年学校の校門の門柱。		[9] [10]
		被爆樹木	クスノキ ・北面の傷みはその方向にあった広島陸軍幼年学校の火災の影響によるものと考えられる。		[11]
Ⅲ	説明板等		・全体説明板、遺構説明板など		[12][13][14]
Ⅳ	公園施設		・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣、彫像、噴水） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備、管理事務所） ・教養施設（記念碑） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）		[15][16][17] [18] [19][20][21][22] [23][24]
Ⅴ	その他		・広島護国神社鳥居		



図 4-5 史跡外周部の要素

第4章 史跡の本質的価値



[1] 北側外周



[2] 東側外周



[3] 北西緑地帯に露出する埋没石垣の天端石



[4] 内堀南側暗渠の位置



[5] 内堀南側暗渠



[6] 史跡南側外周地下道



[7] 史跡南側外周地下道の遺構モニュメント
(暗渠位置)



[8] 史跡南側外周地下道の遺構モニュメント
(説明板)



[9] 歩兵第11聯隊跡表門柱



[10] 広島陸軍幼年学校門柱



[11] 被爆樹木（クスノキ）



[12] 御門橋南側の広島城案内板



[13] 御門橋南側の広島城案内板



[14] 御門橋南側の史跡説明板と表御門（復元）説明板



[15] 南側外周の中国軍管区司令部・第59軍司令部跡ほか説明板



[16] 北側外周の園路

第4章 史跡の本質的価値



[17] 西側外周の園路



[18] 南側外周のベンチ



[19] 東側外周の広島城周辺誘導板と案内図



[20] 南側外周歩道の広島城周辺案内図



[21] 南側外周地下道の広島城周辺案内図



[22] 南側外周地下道の広島城周辺誘導板



[23] 東側外周の銅像（池田勇人）



[24] 池田勇人遺愛の灯籠

(5) 旧広島城範囲

表 4-10 史跡外の広島城構成要素【旧広島城範囲】

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅰ	近世	櫓台跡		三の丸北東隅二重櫓の櫓台 ・広島城三の丸北東隅の土居上にあった櫓の櫓台 外郭櫓台跡（外郭西側） ・広島城の西側の防御として建ち並んでいた櫓台 外郭櫓台跡（三の丸）	[1]
		石垣・土居跡		中堀石垣（三の丸） ・裁判所北側に中堀に北面する石垣と土居跡がL字型にわずかに残る。 ・かつて学問所土塁跡とも呼ばれ、三の丸北東角にあったもので、近代には弾薬庫の土塁に転用された。	[2]
		地下遺構・遺物		金箔鯉瓦 ・上八丁堀地点の井戸跡内から出土した。 外郭北西隅櫓台跡 ・二重櫓。西白島交差点地点で検出された。 外郭北西隅櫓台跡 ・平櫓。西白島地点で検出された。	
Ⅱ	近代	地下遺構		陸軍関連施設の遺構 ・中央公園西側（サッカースタジアム地点）で検出された。	
		被爆樹木		クスノキ ・被爆樹木の中では背の高い木の一つで、幹は爆心地方向に傾いている。	
Ⅲ		石垣の石材を活用したモニュメント		外堀石垣（外郭北側） ・外郭北側で外堀が屈曲する交差点付近の調査で、平成3～7（1991～95）年に堀の石垣や櫓台などが確認された。外堀の石垣に使用されていた石材を加工し、地下道の壁や床に検出位置が表現されている。 外堀石垣（外郭北側：基町高校地点） ・平成4～5（1992～93）年に調査された北側外堀跡の石材を利用したモニュメントで、櫓台のイメージが表現されている。 外堀石垣（外郭東側：法務総合庁舎南側） ・平成17～19（2005～07）年に調査された東側外堀の石垣の石材を用いて舗装が行われている。 被爆樹木クスノキの周りの石（外郭北側） ・被爆樹木のクスノキの周囲に巡らされた石組には矢穴の跡が見られ、この周辺にあった中堀の石垣が使われている可能性がある。	[3] [4] [5] [6]

第4章 史跡の本質的価値

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅲ	石垣の石材を活用した モニュメント			中堀の石（西側：堀川導水路の護岸） ・内堀の水質改善を目的として、平成元～5（1989～93）年に実施された堀川浄化事業では、旧太田川からの導水路の一部に中堀の石垣として使用されていた石材が利用されている。 県庁西側地下街出入口の石垣 ・平成8～9（1996～97）年に紙屋町交差点を挟んで東西500mに渡り南側外堀跡の調査が行われ、堀の石垣を始め広島城の大手門に当たる一丁目口御門の櫓台や土橋など多くの遺構が検出された。出土した石材を使って壁面が装飾されている。 中堀の石垣（三の丸） ・平成3（1991）年の体育館の建設工事で出土した中堀跡の石垣に用いられていた石材が積まれている。 中堀の石垣（三の丸） ・平成3（1991）年に調査された東西200mに渡る中堀跡の調査成果についての説明板が設置されている。説明板台座には石垣の石材が利用されている。	[7] [8] [9]
	説明板等			・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	[10]～[20]

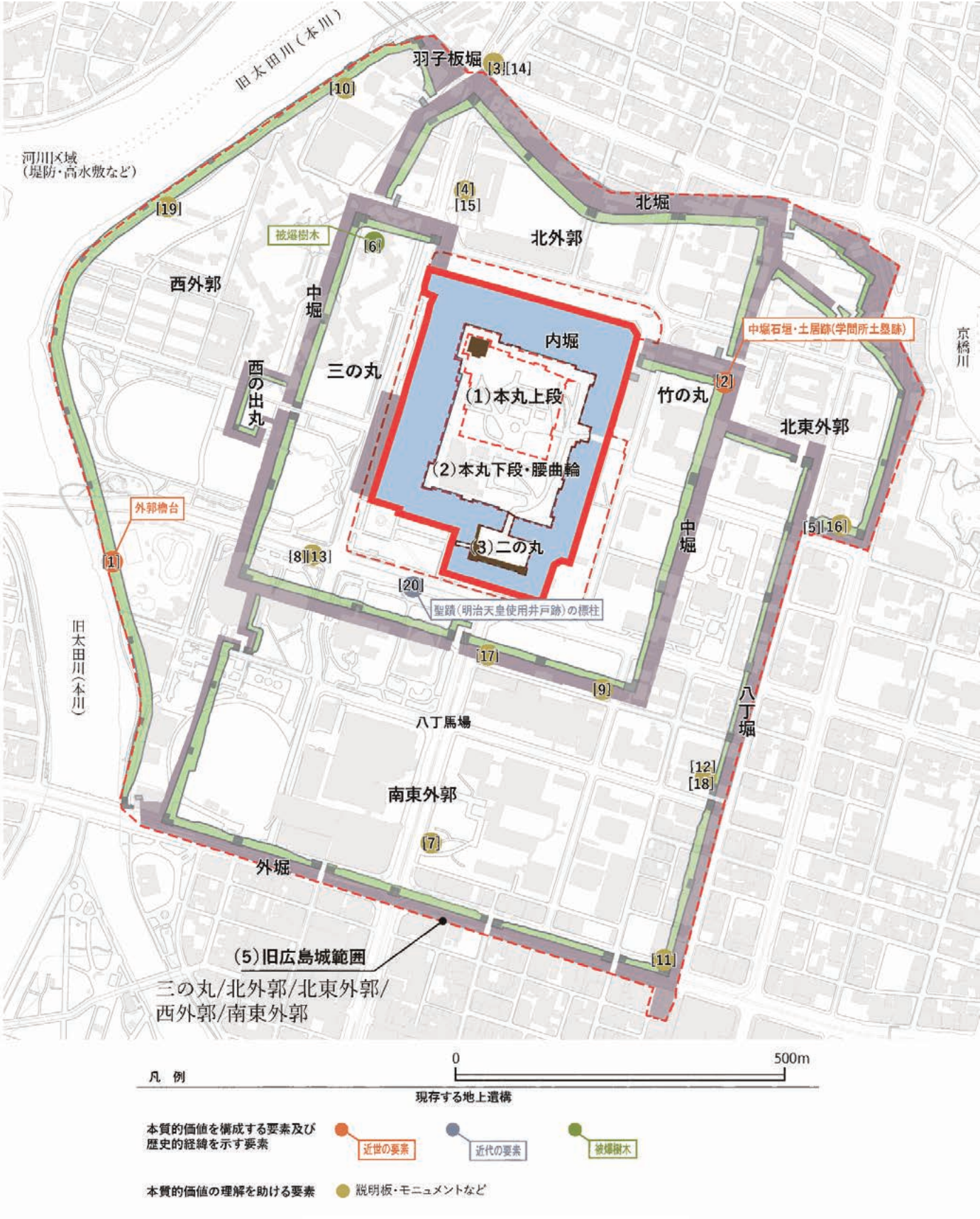


図 4-6 旧広島城範囲の要素

第4章 史跡の本質的価値



[1] 外郭櫓台跡(外郭西側)



[2] 中堀の土居(三の丸：裁判所北側)



[3] 石垣の石材を活用したモニュメント
外堀石垣 (外郭北側)



[4] 石垣の石材を活用したモニュメント
外堀石垣 (外郭北側：基町高校地点)



[5] 石垣の石材を活用したモニュメント
外堀石垣 (外郭東側：法務総合庁舎南側)



[6] 被爆樹木クスノキの周りの石 (外郭北側)



[7] 県庁西側地下街出入口の石垣



[8] 中堀石垣(三の丸)



[9] 中堀跡の説明板(中央庭球場・東側)



[10] 広島城の取水口に関する説明板



[11] 「広島城八丁堀外濠跡」の標柱



[12] 「広島城八丁堀外濠跡」の標柱



[13] 中堀石積の説明板(広島県立体育館)



[14] 外堀石垣の説明板(城北駅北交差点)



[15] 広島城の説明板(基町高校前交差点)



[16] 広島城下と石の説明板(広島高等裁判所)

第4章 史跡の本質的価値



[17] 中堀の説明板（中央庭球場・西）



[18] 八丁堀馬場跡と京口御門の説明板



[19] 広島第二陸軍病院跡の説明板



[20] 聖蹟の標柱(明治天皇使用の井戸跡)

(6) その他

表 4-11 史跡外の広島城構成要素【その他】

区分	時期	種別	要素	概略	写真の番号
Ⅱ	近世	三の丸稲荷社の宝蔵		多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町） ・三の丸稲荷社の宝蔵。明治初期に移設された。	[1]
		外堀京口門の門扉		法圓寺山門（安芸高田市吉田町） ・広島城南東外郭の東辺にあった、京口門のものと伝わる門扉	[2]
		学問所内の土蔵		旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区） ・明治初期に広島城内のゴサンノクラを移築したと伝わる。	[3]



[1] 三の丸稲荷社の宝蔵（多家神社宝蔵）



[2] 外堀京口門の門扉（法圓寺山門）



[3] 学問所内の土蔵（旧重谷家土蔵）



図 4-7 広島城天守（外観復元）（南東から）

第5章 広島城跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

広島城跡では整備基本計画に基づいた二の丸復元建造物の整備終了後、本丸部分の遺構保存状況確認のための発掘調査を、広島市文化財団（平成9（1997）年度までは広島市歴史科学教育事業団）に委託する形で実施している。調査は本丸内整備のための基礎資料を作成することを目的として、平成8（1996）年度～14（2002）年度の7年間に延べ調査日数約9か月をかけて実施され、その成果が平成15（2003）年度に報告書として刊行されている（『史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告』広島市教育委員会・広島市文化財団2004）。前章の史跡を構成する要素表のうち、地下遺構として確認されている遺構の多くはこの調査の過程で確認され、絵図資料等との照合の結果、その性格や機能が明らかとなったものである。

これ以降、史跡範囲内の継続的・計画的な埋蔵文化財調査は実施されていないため、整備基本計画において検討を行っていた本丸整備計画を具体化するには、基礎的な情報が不足しており、現時点では史跡の価値の積極的な顕在化が十分に図られているとは言い難い状況にある。

このような現状を踏まえ、以下では、近代を含め、遺構などの保存対象を中心に、史跡の構成要素の現状と課題について地区ごとに示す。

1. 本丸上段

本丸上段は、天守が置かれた郭であるとともに、城郭の中心として本丸御殿などの建造物が立ち並び、藩政の拠点として重要な位置付けにあった。廃藩置県後は鎮西鎮台第一分営（後の第5師団）が置かれ、日清戦争を機に輸送・補給施設が拡充されるなど、軍都としての色彩を強めた近代都市広島の中心的役割も担っており、性格を異にする二つの施設が位置していた歴史的経緯を有する場である。このため、整備基本計画では、こうした事実を意識できるよう、「天守閣をはじめとした城郭建造物や御殿跡等の遺構とともに、大本営跡及びそれに関連する遺構の存在を示す整備が重要」とされ、「本来的な姿である城跡としての整備を“主”とする中で、両者のバランスを図り、城跡の中心性と城跡の辿った歴史的変遷を意識できる重厚な空間とする必要がある」としている。

本地区に残されている石垣は、その使用石材や構築方法などに違いが認められるため、構築時期の異なった石垣によって構成されていると考えられている。その違いの中には、織豊期から近世にかけての築城技術の変化が特徴的に残されていると見られ、広島城跡の歴史的変遷を如実に示す構成要素の一つとなっている。また、天守台東側石塁の北東端には、福島期の石垣破却の痕跡と考えられている場所が残されているが、周辺の土砂流出が懸念される状況にある。城内の石垣についての総合的な調査はこれまで十分に行われていないため、石垣管理の基礎資料としての石垣カルテの作成が急務となっている。

第5章 広島城跡の現状と課題

この他の地上遺構には、広島大本営跡とその前庭、桜の池、昭憲皇太后御座所跡などの近代の陸軍関連施設遺構が存在する。これらは、設置された前後に行われた近世城跡の改変範囲が明らかでない部分も多いため、今後は施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類の整理や発掘調査などによりそれらを特定していく必要もある。

昭和33（1958）年に外観復元された現天守は、令和元（2019）年度に実施した耐震診断調査で「震度6強から7に達する程度の大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」との結果が示された。これを踏まえ広島城跡のあり方に関する懇談会において天守の耐震対策の方向性等について意見交換を行った結果、耐震改修を行わず木造復元を目指した本格的な調査・検討を進めてはどうか、との意見が出された。こうしたことから、本市では現在、絵図や図面、古写真等の収集・整理を始めとした天守の木造復元に向けた調査等を進めるとともに、その一環として現天守の解体及び天守群の復元に向けた技術的な課題について、考古学的及び工学的な視点から基礎的な検討を行っている。

こうした状況の中、地下遺構を適切に保存・活用していくための観点、また、調査検討の一環として必須となる基礎的な情報を取得する観点から、天守台周辺を始めとした石垣基礎部等の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を計画的に実施する必要が生じている。

表5-1 保存管理の現状と課題（本丸上段）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
I	近世	曲輪		- 近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。 - 石垣の構成石材の一部が残置されており、その経緯が不明である。	⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		石垣		- 残存する石垣には、築城技術の変化等が特徴的に残されており、広島城の歴史の変遷がうかがえる。 - 天守台東側石垣北東端の福島期の破却痕跡と考えられる石垣の周辺に土砂の流出がある。 - 南側小天守の石垣東端に土砂の流出がある。 - 一部に孕み、石材剥落、間詰の欠落等がある。 - 後世の改変が認められる箇所がある。 - 石垣石材の一部には、被爆時の火災痕跡が残されている。 - 石垣カルテの作成に着手している。	⇒石垣カルテにより、史跡内全体の石垣の現状を記録するとともに、継続的な観察に基づく整備を検討していく必要がある。 ⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒被爆時の火災痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。
		土居		- 近代の改変が認められる箇所がある。 - 昭和21（1946）年に都市計画決定された中央公園整備計画の一環で、都市基幹公園として整備が進められる過程で、園路や階段の設置等により改変された箇所がある。	⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒遺構保護層の現況把握も含め、園路や施設類の更新計画を検討する必要がある。

区分	時期	種別	要素	現状	課題
I	近世	天守の礎石		- 昭和33（1958）年の天守再建の際に撤去された天守の礎石を、後年移設して遺構表示としている。ただし、一部は撤去されておらず、現天守の下部に原位置のまま残されている。 - 天守礎石の遺構表示の下部に本丸御殿に係る遺構が埋没していると考えられるが、未調査のため遺構表示に伴う改変範囲は不明である。	⇒遺構表示は正確な位置を示していないと考えられるため、天守礎石検出時の記録について調査するとともに、遺構表示のあり方を検討する必要がある。
		地下遺構		- 平成8(1996)年度～14(2002)年度の遺構保存状況確認のための発掘調査により、地下遺構は良好に遺存すると考えられている。 - 地下遺構の確認のため昭和60（1985）年に4か所の試掘調査が実施されたが、調査実施箇所が部分的であり、整備計画を検討する基礎的な情報が不足している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
II	近代	広島大本営跡		- 戦前は史蹟として保存されていたが、原子爆弾により倒壊し、現在は基礎と礎石のみが残っている。 - 昭和60（1985）年に実施した試掘調査では、建設時に近世遺構の一部を削平していた可能性が指摘されている。 - 近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒構造物の一部と考えられる残置されている石材等について、経緯や関連性を調査する必要がある。 ⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		その他の遺構		- 桜の池や、近世から継続的に使用されていたと考えられる石組遺構や集水遺構などが存在する。 - 現在の雨水排水等は、当時から残存する排水施設等を継続利用している箇所も多い。 - 近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒残存する排水施設等を継続利用していることから不具合が生じているため、対応について検討する必要がある。 ⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		被爆樹木		大本営建造物前の庭園植込み内にあった樹木の一つとされるクロガネモチが残り、樹勢回復を始めとした維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、史跡に与える影響を観察する必要がある。
III		天守（外観復元）		- 外観復元された天守は広島戦後復興のシンボルであるとともに、常設展示・企画展示によって広島市の歴史・文化を発信してきた。 - 天守の耐震診断調査結果において、現行の耐震基準を満たさないことが判明したため、対応について検討する必要がある。	⇒検討の一環として、基礎的な情報を取得するため、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を計画的に実施する必要がある。 ⇒調査に当たっては遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		説明板等		設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅳ		公園施設		・園路 一部が舗装されている。真砂土範囲の土砂流出が見られる。 ・便益施設 天守台南側にトイレが設置されているが、設備が老朽化している。 ・修景施設 景観阻害となっている植栽がある。一部の生け垣が園路の妨げとなっている。 ・休養施設 ベンチは非舗装範囲に設置され、地盤の影響を受け傾いているものがある。またベンチの安定性が悪く使用しづらいものがある。 ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備） ・その他の施設（延焼防止の散水施設等）	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。
Ⅴ		その他		・記念樹（桜の池西側のマツ）に係る石碑が設置されている。	⇒植栽に関する計画策定の際に、記念樹及び石碑についても合わせて検討する必要がある。

2. 本丸下段・腰曲輪

本丸下段は、近世には馬場などがあった空間であった。現行の整備基本計画では、こうした性格を踏襲することで城跡の基本構成の理解を促すとともに「開放性を有した快活な空間」づくりをその方向性として挙げている。

腰曲輪は、本丸上段と内堀の間の三方向を帯状に取り囲む部分を便宜的に区分した空間であるが、城郭の搦手であり防衛空間としての性格を有していた。このため、現行の整備基本計画では、「樹木を適正に配置し、それを透かすなどして石垣、堀、天守閣等を強く意識できる幽玄な空間」として特徴づけることをその方向性としている。

本地区ではこれまでの調査により、中御門櫓台、裏御門櫓台など地上に露出している石垣を始め、中御門跡や裏御門跡といった門跡、米蔵跡や番所跡といった建造物跡、北東隅二重櫓跡や兵月櫓跡などが検出されており、近世に構成された広島城跡の本質的価値を構成する要素である多くの地下遺構が良好に残存していると考えられる。今後は地区内の地下遺構の状態を把握し、これを損なわないための措置を講じていくため、計画的・継続的な調査実施について検討する必要がある。

戦後に実施された都市公園的な整備の影響を強く受けていることも、この地区の特徴のひとつである。過去の公園整備に伴って植栽された樹木が多く存在し、石垣や復元天守が視認しづらいことに加え、植物根の侵入により石垣や地下遺構が損なわれないよう留意する必要もあり、植栽の更新計画を始めとした具体的な対策を講じる必要も生じている。また、本丸上段からの雨水流入の結果として、遺構保護層の流出が認められる部分も存在している。雨天時・雨天後に安全・快適な通行が妨げられる場所もあり、具体的な対策検討が必要である。

本丸下段の中央南側には近代の遺構として、旧中国軍管区司令部防空作戦室が存在する。老朽化によって内部天井コンクリートの剥落などが進行していることから、安全のため平成29（2017）年度より外観のみ公開している。今後は、保存に向けた各種の調査検討が必要となる。

なお、旧中国軍管区司令部防空作戦室は、広島原爆遺跡の構成要素の一つとして国の史跡に指定されている。同じ場所に存在する異なった時代の内容が、それぞれ史跡として指定されるという数少ない事例であるため、重なる史跡双方の価値を活かしながら整合性を図って計画を策定していくことが肝要となる。

表5-2 保存管理の現状と課題（本丸下段・腰曲輪）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
I	近世	堀跡		- 戦後、堀水の浄化対策の一環で各種の改修工事が実施されており、堀水の水質保全について、継続的な管理が行われている。 - 堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変範囲の全容が明らかでない。 - 堀周囲に安全対策がなされていない箇所がある。	⇒堀水の水質保全について、引続き適切に管理する必要がある。 ⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒堀周囲に注意喚起表示するなど、来訪者の安全を図る必要がある。
		曲輪		- 都市公園的な整備等に伴い植栽された樹木が多く、遺構や天守が視認しづらい。 - 近代の施設等設置に伴う改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。 - 石垣の構成石材の一部が残置されており、その経緯が不明である。 - 本丸上段からの雨水流入の影響により、遺構保護層が流出している箇所がある。	⇒史跡内の植栽について、整備基本計画の改定の際に検討を行う必要がある。 ⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		石垣		- 中御門櫓台、裏御門櫓台、堀護岸石垣などが露出しているが、孕みや石材の剥落、間詰の欠落が見られる。 - 堀に面した石垣の天端石に欠落が見られる。 - 後世の改変が認められる箇所がある。 - 石垣石材の一部には、被爆時の火災痕跡が残されている。	⇒石垣カルテにより、史跡内全体の石垣の現状を記録するとともに、継続的な観察に基づく整備を検討していく必要がある。 ⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒被爆時の火災痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。
		門跡		過去の調査成果により、中御門跡や裏御門跡などの地下遺構が良好に残されていることが判明している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	- 過去の調査成果により、米蔵跡・番所跡・厠跡・暗渠跡・土堀基礎跡などが部分的ではあるが確認されている。 - 本質的価値の構成要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。

第5章 広島城跡の現状と課題

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	地下遺構	櫓跡	・過去の調査成果により、北東隅二重櫓跡や南面平櫓跡、兵月櫓跡、南西隅二重櫓跡などが確認され、礎石や基礎の抜き取り痕跡が確認されている。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
			その他の地下遺構	・本質的価値を構成する要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
Ⅱ	近代	旧中国軍管区司令部防空作戦室		・広島原爆遺跡として史跡に指定されている。 ・安全のため、現在は外観のみ公開している。	⇒劣化状況調査等により、保存管理の方法等を検討していく必要がある。
		その他の遺構		・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝などが残存している。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	・過去の調査成果により、厩舎建物跡及び倉庫跡などが確認されている。 ・近代の施設等設置に伴う近世城跡の改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木（マルバヤナギ）について、樹勢回復を始めとした維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、史跡に与える影響を観察する必要がある。
Ⅲ	説明板等			・全体案内板はあるが、史跡の本質的価値である遺構の標示が不足している。 ・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒説明板や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。
Ⅳ	公園施設			・園路 部分的に舗装されている。 ・便益施設 裏御門北側（東側腰曲輪）にトイレが設置されているが、設備が老朽化している。 ・修景施設 景観阻害となっている植栽がある。一部の生け垣が園路の妨げとなっている。 ・休養施設 ベンチの安定性が悪く使用しづらいものがある。 ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒特に腰曲輪部については排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。
Ⅴ	その他			・広島護国神社	⇒保存管理計画において、「広島城跡の保存整備の観点から、将来的な課題として検討することとする」としている。

3. 二の丸

二の丸は虎口の前面に設けられる馬出の役割を果たしている。堀に囲まれ独立した形態となっており、明瞭な構成の馬出は広島城跡の特徴の一つともなっている。現行の整備基本計画では、このような個性的な形態を活かし、「馬出としての特徴を意識できる臨場感のある空間」とすることを整備の方向性として挙げており、平成6（1994）年に二の丸復元建造物として整備が完了した。史資料調査や発掘調査成果等を基に木造で江戸時代の姿を蘇らせた建造物には、表御門、御門橋、平櫓、多聞櫓、太鼓櫓があり、城の役割・機能や伝統文化を学び、体験できる施設として各種取組が実施されている。

また、発掘調査によって確認された番所跡、馬屋跡、井戸跡などが埋没保存され、その上部に平面表示されているが、経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。

表5-3 保存管理の現状と課題（二の丸）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	堀跡		・戦後、堀水の浄化対策の一環で各種の改修工事が実施されており、堀水の水質保全について、継続的な管理が行われている。 ・堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変範囲の全容が明らかでない。 ・堀周囲に安全対策がなされていない箇所がある。	⇒堀水の水質保全について、引続き適切に管理する必要がある。 ⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒堀周囲に注意喚起表示するなど、来訪者の安全を図る必要がある。
		曲輪		・堀跡との対比により、広島城跡の特徴的な縄張を意識することができる。 ・石垣の構成石材の一部が残置されており、その経緯が不明である。	⇒過去の工事記録類の整理や史跡整備の記録等を基に、適切に管理していく必要がある。
		石垣		・平成6（1994）年までに行われた二の丸建造物復元整備の際に、石垣も修復、整備されている。 ・石垣の東辺や表御門櫓台隅角部は、欠損部を修復・復元したことが判明しているが、この他にも戦後に積み直されたと推測される部分が存在する。 ・表御門櫓台の石材表面や堀護岸南辺石垣の一部には、火災の痕跡が残されている。	⇒石垣カルテにより、史跡内全体の石垣の現状を記録するとともに、継続的な観察に基づく整備を検討していく必要がある。 ⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒火災の痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	・番所跡、馬屋跡、井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。
Ⅱ	近代	被爆樹木		・被爆樹木（ユーカリ）は樹高9m以上まで成長しており、堀石垣の孕みに、樹根の影響が考えられる。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、石垣等と与える影響を観察し、それを軽減するための対策を検討する必要がある。
Ⅲ	復元建造物		二の丸を構成する施設跡	・二の丸復元建造物（表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）は、平成6（1994）年までに復元整備が完了している。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。

第5章 広島城跡の現状と課題

区分	時期	種別	要素	現状	課題
III		遺構表示	二の丸を構成する施設跡	・過去の調査成果により番所跡・馬屋跡・井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。
		説明板等		・全体説明板、遺構説明板などが存在する。 ・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒説明板等や標示について、劣化により読みにくさなどの支障が生じないよう維持管理する必要がある。
IV		公園施設		・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。



中御門跡の石垣変位状況



被爆による石垣の赤変、摩耗（二の丸）



園路の劣化



説明板の劣化（本丸）

4. 史跡外周部（三の丸、外郭）

史跡外周部は便宜上、内堀外周を囲う範囲としており、更にその外側周囲は市道等で囲まれている部分を指している。かつての城郭の外郭北側の一部と、凹字型の郭で本丸と二の丸を取り囲んでいた三の丸の一部によって構成されており、内堀沿いを除いて史跡指定範囲外となっている。用途区域としては中央公園の公園区域内であり、文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、現在も適宜、試掘調査の実施及び現地工事立会が行われている。

本エリアについては、これまでどおり広島城跡を構成する本質的価値要素を損なわないように留意し、計画的な埋蔵文化財調査の実施などによって地下遺構に関する調査・研究を推進していくとともに、史跡と一体的な整備についても検討していく必要がある。

表5-4 保存管理の現状と課題（史跡外周部）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	曲輪		・三の丸、外郭の遺構が地下に埋没保存されている状態と考えられる。	⇒中央公園の区域内であり、埋蔵文化財調査の実施などの取組を検討するとともに、地下遺構の保護対策等についても柔軟に検討する。
		石垣		・北西の緑地帯中に、中堀石垣の天端石が一部露出している。	⇒周辺の被覆保護層の現況把握とともに、地下遺構の保護対策を検討する必要がある。
		その他の遺構		・国道54号城南地下道の建設に当たり発見された二の丸南側暗渠跡断面が、地下道スロープの両側壁面に展示されている。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
Ⅱ	近代	陸軍関連施設の遺構		・歩兵第十一聯隊跡表門柱、広島陸軍幼年学校門柱が存在している。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木（クスノキ）について、樹勢回復を始めとした維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理する必要がある。
Ⅲ	説明板等			・全体説明板、遺構説明板など	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
Ⅳ	公園施設			・園路 ・修景施設（植栽、芝生、生け垣、彫像、噴水） ・休養施設（ベンチ） ・管理施設（柵、掲示板、標識、照明施設、ごみ箱、側溝・暗渠、発電設備、管理事務所） ・教養施設（記念碑） ・その他の施設（延焼防止の散水施設）	⇒基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒史跡の内外で、統一感を持った園路や施設類の更新を検討する必要がある。
Ⅴ	その他			・広島護国神社鳥居	⇒保存管理計画において、「広島城跡の保存整備の観点から、将来的な課題として検討することとする」としている。

5. 旧広島城範囲

中堀と外堀及び河川によって画された四つの外郭を含む範囲では、これまでに実施された埋蔵文化財調査の成果から、広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣などの一部が地下に比較的良好に残されており、また、江戸時代の郭内外の地割や外郭を形成していた堀跡や石垣などが存在していると推測される。これらについて、現状では埋蔵文化財包蔵地として周知されているにとどまり、将来的な保存・管理については種々の課題を抱えている。

このため、機会をとらえて適切に発掘調査を実施するなど、遺構の遺存状況を把握するための取組を継続していくとともに、現状が明らかとなっていない旧城下町範囲の地下遺構に関しても、土地所有者等の協力を得ながら可能な範囲での情報取得や遺構保存に努める必要がある。

また、今後重要な遺構の発見や調査の進展過程において、所有者等関係者との調整が整えば、その保存をより積極的に図るため、史跡の追加指定を視野に入れた検討を行っていくことも考えられる。

表5-5 保存管理の現状と課題（旧広島城跡範囲）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	櫓台跡		・三の丸北東隅二重櫓の櫓台、外郭櫓台跡（外郭西側）が残されており、北外郭北西隅櫓台跡が過去の調査で知られている。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。 ⇒必要な調査を行い、史跡の追加指定を検討する必要がある。
		石垣・土居跡		・裁判所北側に、三の丸中堀北東隅の石垣と土塁跡がL字型にわずかに残る。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。 ⇒必要な調査を行い、史跡の追加指定を検討する必要がある。
		地下遺構・遺物		・上八丁堀地点の井戸跡内から出土した金箔鯰瓦、外郭北西隅二重櫓台跡、外郭北西隅平櫓台跡などが、過去の調査成果として知られている。 ・市街化により城の一部と理解されにくい、地下には未調査の遺構が残されている可能性がある。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。
Ⅱ	近代	地下遺構		・中央公園西側（サッカースタジアム地点）で陸軍関連施設の遺構が確認され、その一部について近隣地での復元展示する予定としている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す遺構として適切に展示し、維持管理していく必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木（クスノキ）について、樹勢回復を始めとした維持管理を実施している。	⇒被爆樹木として適切に維持管理する必要がある。
Ⅲ	石垣の石材を活用したモニュメント			・過去に実施された調査地点や、その検出遺構の構成石材などを用いたモニュメント展示が各所でなされているが、その調査成果や経緯についての説明が不足している。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
	説明板等			・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	⇒共通するデザインで説明板や案内板を更新するなど、史跡の内外で統一感を持った総合的なサイン計画を検討する必要がある。

6. その他

その他に挙げているものは、元々は広島城内に存在していた近世建造物のうち、他の場所へ移設された、あるいは移設されたと伝えられているもので、現時点では多家神社宝蔵、法圓寺山門、旧重谷家土蔵の3件が知られている。

これらについては、移設先での保存管理が行われているが、活用面において、史跡内の構成要素との積極的な連携が図られているとは言い難いため、今後その在り方を検討していく必要がある。また、移設前の本来の位置を確定するための発掘調査についても、機会をとらえて実施する必要がある。

表5-6 保存管理の現状と課題（その他）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅱ	近世	三の丸稲荷社の宝蔵	多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町） ・三の丸稲荷社の宝蔵。明治初期に移設された。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒発掘調査等の機会を捉え、移設前の原位置等を確定する必要がある。	
		外堀京口門の門扉	法圓寺山門（安芸高田市吉田町） ・広島城南東外郭の東辺にあった京口門のものと伝わる門扉。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒発掘調査等の機会を捉え、移設前の原位置等を確定する必要がある。	
		学問所内の土蔵	旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区） ・明治初期に広島城内のゴサンノクラを移築したと伝わる。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒発掘調査等の機会を捉え、移設前の原位置等を確定する必要がある。	

7. 総括

以上、広島城跡を構成する要素の分類に基づいて、そのそれぞれが抱える現状と課題を抽出した表5-1～5-6からは、大別すると二つの課題が存在していることが読み取れる。

一つ目は特に本質的価値を構成する要素について、その顕在化とそれを実現するための基礎的な情報の取得、整理に関する取組が不足していることから史跡としての魅力・価値を高めきれていないこと、二つ目は過去に実施された都市公園的な整備について、その劣化が進んでいることである。

このため、現時点では広島城跡を訪れる来訪者に対し、十分に歴史的な体験を快適な環境で提供することができていない状況にある。この二つの課題は、ともにハード面の取組抜きには解決し得ない事項であり、各種調査に基づいた基礎的な情報取得を計画的に実施していく取組が必要である。

第2節 活用の現状と課題

1. 史跡周辺を取り巻く現状

広島城跡の周辺では、令和2（2020）年3月策定の中央公園の今後の活用に係る基本方針、令和2（2020）年5月策定の広島城基本構想及び令和3（2021）年7月策定の広島城三の丸整備基本計画に基づいた各種整備事業が実施されており、令和5（2023）年に旧広島市民球場跡地のイベント広場が、令和6（2024）年に中央公園広場にサッカースタジアムがそれぞれ開業するなど、周辺環境や人の流れが大きく変化することが見込まれている。

2. 史跡とその周辺の活用の課題

こうした各種整備事業の実施に当たって、これまでのところ広島城跡の本質的価値を活かした活用が十分であったとは言えないため、今後は、継続的に実施していく調査・研究やその成果に基づいた史跡の本質的価値の顕在化とともに、その価値を基にして来訪者に対し十分な歴史的な体験を提供できるように、活用の方向性を検討していく必要がある。

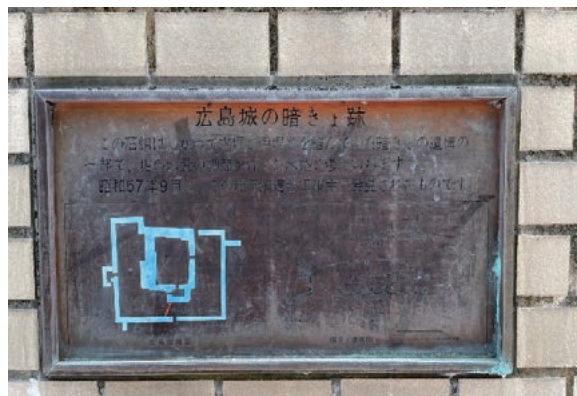
表5-7 活用の現状と課題（本丸上段）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
I	近世	曲輪		・これまで行われた埋蔵文化財調査の成果が十分に活用されていない。	⇒調査成果に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。
		石垣		・残存する石垣には、築城技術の変化等が特徴的に残されているが、それらを解説するための基礎情報が不足している。 ・刻印のある石垣石材や、福島期の破却痕跡と考えられる部分について、説明板を設置している。	⇒石垣カルテの作成過程で明らかとなる調査成果を積極的に公開することで、史跡の魅力向上を図る必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		土居		・本丸上段と下段、腰曲輪との境の一部が土居によって構成されていることが広島城跡の特徴の一つであるが、周知されていない。 ・近代の改変や、戦後の公園整備の際の改変により、本来の縄張が理解しづらく、近世から残る範囲が周知されていない。 ・説明板や標示が設置されていない。	⇒園路や施設の更新計画を検討する際に、旧状の復元や遺構表示について史跡の活用の面から検討する必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		天守の礎石		・天守の広さを直感的に理解できるよう、昭和33（1958）年の天守再建の際に撤去された天守の礎石を、後年移設して遺構表示としている。 ・天守礎石の遺構表示の下部に本丸御殿に係る遺構が埋没していると考えられるが、そのことが周知されていない。	⇒遺構表示は正確な位置を示していないと考えられるため、天守礎石検出時の記録について調査するとともに、遺構表示のあり方を検討する必要がある。
		地下遺構		・遺存する地下遺構について周知されていない。 ・調査実施箇所が部分的であり、遺構表示のための基礎的な情報としては不十分である。	⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。

区分	時期	種別	要素	現状	課題
II	近代	広島大本営跡		・現在は基礎と礎石のみが残っている。また、側溝や一部礎石は土砂に埋没しており、来訪者に視認されにくい。 ・説明板と標柱が設置されている。	⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとすることが必要である。 ⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		その他の遺構		・桜の池や、近世から継続的に使用されていたと考えられる石組遺構や集水遺構などが存在する。 ・当時の施設配置などを示した説明板などは設置されていない。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、その成果に基づいた活用方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとすることが必要である。
		被爆樹木		・被爆樹木（クロガネモチ）について、認識番号標示されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素の一つとして、引続き周知していく必要がある。
III		天守（外観復元）		・外観復元された天守は広島戦後の復興のシンボルであるとともに、常設展示・企画展示によって広島の歴史・文化を発信してきた。 ・天守の老朽化や耐震対策などについて議論を行い、木造復元に向けた調査・検討を進めていくこととしている。 ・展示・収蔵機能を引き継ぐ広島城三の丸歴史館を整備中である。	⇒検討の一環として、基礎的な情報を取得するため、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を計画的に実施する必要がある。 ⇒調査成果に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。
		説明板等		・設置されている説明板が古く劣化が見られる。 ・本質的価値である遺構の標示が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。



城外展示の劣化



城外説明板の劣化

第5章 広島城跡の現状と課題

表5-8 活用の現状と課題（本丸下段）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
I	近世	堀跡		・堀に関する説明板等や標示がない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		曲輪		・城郭の搦手であり、本丸上段を帯状に囲む防衛空間としての特性を持つが、その空間構成についての周知がされていない。 ・調査実施箇所が部分的であり、遺構表示のための基礎的な情報としては不十分である。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。
		石垣		・中御門櫓台、裏御門櫓台、堀護岸石垣などが露出しているが、説明板や標示が不足している。 ・残存する石垣には、築城技術の変化等が特徴的に残されているが、それらを解説するための基礎情報が不足している。	⇒石垣カルテの作成過程で明らかとなる調査成果を積極的に公開することで、史跡の魅力向上を図る必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		門跡		・過去の調査成果により、中御門跡や裏御門跡などの地下遺構が良好に残されていることが判明しているが、往時の施設配置などを示した説明板等は設置されていない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	・過去の調査成果により、米蔵跡・番所跡・厠跡・暗渠跡・土塀基礎跡などが部分的に確認されているが、説明板等は設置されていない。 ・調査実施箇所が部分的であり、遺構表示のための基礎的な情報としては不十分である。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。
			櫓跡	・過去の調査成果により、北東隅二重櫓跡、南面平櫓跡、兵月櫓跡、南西隅二重櫓跡などが確認され、礎石や基礎の抜き取り痕跡が確認されているが、説明板等は設置されていない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
			その他の地下遺構	・本質的価値を構成する要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に残存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的とした計画的・継続的な調査を検討する中で、遺構表示のための情報の取得も考慮する必要がある。
II	近代	旧中国軍管区司令部防空作戦室		・広島原爆遺跡として史跡指定されている。 ・安全のため、現在は外観のみ公開している。 ・中国軍管区原爆慰霊碑及び慰霊碑の建立経緯についての石碑と説明板が設置されている。 ・ピースツーリズムの案内が掲示されている。	⇒史跡広島原爆遺跡の標柱を設置する必要がある。 ⇒劣化状況調査等により、保存管理の方法等を検討していく必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。
		その他の遺構		・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝などが残存している。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅱ	近代	地下遺構	建造物跡・溝跡	・過去の調査成果により、厩舎建物跡及び倉庫跡が確認されているが、説明板等は設置されていない。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、その成果に基づいた活用方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木（マルバヤナギ）について、認識番号標示や説明板が設置されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素の一つとして、引続き周知していく必要がある。
Ⅲ	説明板等			・全体案内板はあるが、史跡の本質的価値である遺構の標示が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。

表5-9 活用の現状と課題（二の丸）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
I	近世	堀跡		・堀に関する説明板や標示がない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		曲輪		・遺構表示に加え、二の丸及び復元建物に係る説明板が設置されている。 ・二の丸本来の使われ方についての説明が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		石垣		・被爆時の火災痕跡を含め、石垣についての説明板や標示がない。	⇒石垣カルテの作成過程で明らかとなる調査成果を積極的に公開することで、史跡の魅力向上を図る必要がある。 ⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	・番所跡、馬屋跡、井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。 ⇒城内の他の要素などと連携し、城内の回遊性向上に向けた取組を検討する必要がある。
II	近代	被爆樹木		・被爆樹木（ユーカリ）について、認識番号標示や説明板が設置されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、引続き周知していく必要がある。
III	復元建造物		二の丸を構成する施設跡	・二の丸復元建造物（表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）は、平成6（1994）年までに復元整備が完了している。 ・城の役割・機能や伝統文化を学び、体験できる施設として積極的な活用が図られている。	⇒周辺で整備が予定されている施設等と連携した取組について、整備基本計画の改定の際に盛り込む必要がある。

第5章 広島城跡の現状と課題

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅲ	遺構表示		二の丸を構成する施設跡	・過去の調査成果により、番所跡・馬屋跡・井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。 ⇒城内の他の要素などと連携し、城内の回遊性向上に向けた取組を検討する必要がある。
	説明板等			・全体説明板、遺構説明板などが存在する。 ・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。

表5-10 活用の現状と課題（史跡外周部）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	曲輪		・三の丸、外郭の遺構が地下に埋没保存されている状態と考えられる。	⇒これまでの調査成果等に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。
		石垣		・北西の緑地帯中に、中堀石垣の天端石が一部露出している。	⇒これまでの調査成果等に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。
		その他の遺構		・国道54号城南地下道の建設に当たり発見された二の丸南側暗渠跡断面が、地下道スロープの両側壁面に展示されている。	⇒これまでの調査成果等に基づいて史跡の本質的価値の顕在化を図り、来訪者に歴史的な体験を提供する必要がある。
Ⅱ	近代	陸軍関連施設の遺構		・歩兵第十一聯隊跡表門柱、広島陸軍幼年学校門柱が存在している。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木（クスノキ）について、認識番号標示されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。 ・被爆樹木（クスノキ）の幹北面の傷みは、広島陸軍幼年学校の火災の影響と考えられる。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素の一つとして、引き続き周知していく必要がある。
Ⅲ	説明板等			・全体説明板、遺構説明板など	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。



堀の石垣の天端石



東側外周

表5-11 活用の現状と課題（旧広島城範囲）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	櫓台跡		・三の丸北東隅二重櫓の櫓台、外郭櫓台跡（外郭西側）、北外郭北西隅櫓台跡などが知られている。	⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。
		石垣・土居跡		・裁判所北側に、三の丸中堀北東隅の石垣と土塁跡がL字型にわずかに残る。 ・三の丸北東角の石垣・土居跡で、近代に弾薬庫土塁に転用されたとされる。	⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。
		地下遺構・遺物		・上八丁堀地点の井戸跡内から出土した金箔鯔瓦、外郭北西隅二重櫓台跡、外郭北西隅平櫓台跡などが、過去の調査成果として知られている。 ・過去の調査地点に説明板などは設置されておらず、活用が不十分となっている。	⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。
Ⅱ	近代	地下遺構		・中央公園西側（サッカースタジアム地点）で陸軍関連施設の遺構が確認され、その一部について近隣地での復元展示する予定としている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す遺構として適切に展示し、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木（クスノキ）について、認識番号標示されているほか、ホームページ等で広く周知が図られている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素の一つとして、引続き周知していく必要がある。
Ⅲ		石垣の石材を活用したモニュメント		・過去に実施された調査地点や、その検出遺構の構成石材などを用いたモニュメント展示が各所でなされているが、その調査成果や経緯についての説明が不足している。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下で更新を検討する必要がある。 ⇒史跡外に存在するかつて広島城を構成していた要素については、史跡を中心としたネットワーク形成のため、調査成果をより顕在化する必要がある。
		説明板等		・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	⇒共通するデザインで説明板や案内板を更新するなど、史跡の内外で統一感を持った総合的なサイン計画を検討する必要がある。

表5-12 活用の現状と課題（その他）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅱ	近世	三の丸稲荷社の宝蔵		多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町）	⇒本来の位置から移設されているものの、本質的価値を構成していた要素として、連携を検討する必要がある。
		外堀京口門の門扉		法圓寺山門（安芸高田市吉田町）	⇒本来の位置から移設されているものの、本質的価値を構成していた要素として、連携を検討する必要がある。
		学問所内の土蔵		旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区）	⇒本来の位置から移設されているものの、本質的価値を構成していた要素として、連携を検討する必要がある。

第3節 整備の現状と課題

1. 都市公園としての整備

広島城跡の公園としての整備は、昭和21（1946）年に都市計画決定された復興都市計画に始まる。復興計画では、広島城跡のうち内堀内と西側の大部分を都市公園として、東側の大部分を官庁地として位置付けており、前者が現在の中央公園の基となっている。

図5-1は昭和30（1955）年当時の公園整備の計画図であり、そこからは後に外観復元されることとなる天守の代わりに天守台上には休憩所が設けられ、石垣上面への植樹や各所への階段設置などが整備予定であったことが理解される。園路動線も近世広島城の建物配置などを考慮したものとはなっていないため、広島城跡の本質的価値や魅力、歴史的な経緯などを伝えるにくくなっている側面もある。またこれ以外にも、内堀に面した石垣の補修・改修工事が計画、実施されており、その過程においては、本質的価値の保全の観点からは適切ではない手法が選択・実施されていた事実も断片的に記録が残されている。

このように、広島城跡には近代以降の陸軍施設等の設置に伴う改変箇所に加え、こうした戦後の公園整備の際に設けられた園路・階段の設置や石垣等の補修・積み直し等に伴う改変箇所も存在するが、その範囲が整備・工事記録として統一的には残されていないため、今後の整備を検討していくに当たっての課題の一つとなっている。また、実施された各種公園整備については、これまでも維持の措置が継続的に行われてきているが、各所で経年劣化による不具合も認められており、抜本的な対策検討も必要となってきた。

2. 史跡としての整備

広島城跡の史跡としての整備は、昭和33（1958）年に広島復興大博覧会の会場として鉄筋コンクリート造で外観復元され、博覧会の終了後に博物館として利活用されてきた現天守や、天守復元の際に撤去された天守礎石を一部用いた平面遺構表示、平成6（1994）年に復元整備が完了した二の丸復元建造物（表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）や番所跡・馬屋跡などの平面遺構表示などが挙げられる。また近年では、広島城跡の持つ歴史的経緯などを来訪者に分かりやすく伝えるため、要所に固定式ではない説明板を追加して説明を補うなどの取組も実施されつつある。

このうち二の丸を中心とした部分については、事前の発掘調査実施とその他の調査成果に基づいた検討・計画策定を行った結果として、具体的な整備が実施されている。その他の部分については、整備時の調査記録が限定的であり不明な箇所も多い。また第10章でも触れるが、史跡内整備のための基礎資料取得を目的とした遺構保存状況確認調査などが現状では計画的・継続的に実施されていないため、整備を検討するのに必要な基礎情報が不足している傾向にある。史跡の全体的な整備を具体的に見据えるためにも、各種調査・研究の検討と、それを継続的に実施していくための体制づくりについて早急に検討する必要がある。

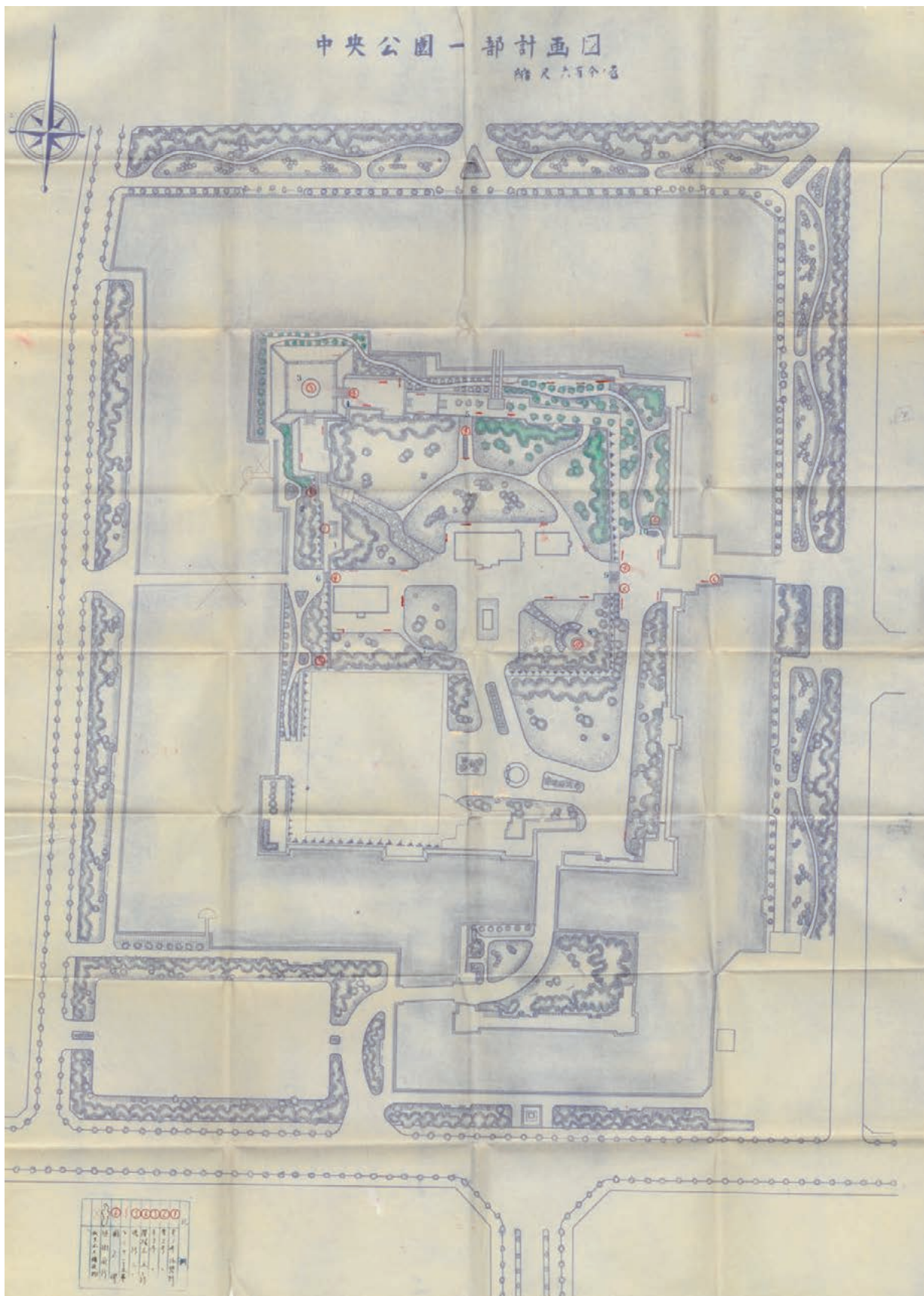


図 5-1 昭和 30（1955）年の現状変更許可申請に添付された公園計画図

表5-13 整備の現状と課題（本丸上段）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	曲輪		・昭和21（1946）年に都市計画決定された中央公園整備計画の一環で、都市基幹公園として整備が進められた。 ・史跡の本質的価値とは関連の薄い園路整備となっている。また、その際の改変について詳細な記録が整理されていない。 ・遺構保護層の部分的な流出が認められる。また、降雨時に適切な排水ができていない。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		石垣		・一部に孕み、石材剥落、間詰の欠落等がある。 ・後世の改変が認められる箇所がある。 ・石垣カルテの作成に着手している。	⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒石垣カルテの作成過程で明らかになる調査成果に基づき、整備内容を検討する必要がある。
		土居		・近代の改変が認められる箇所がある。 ・昭和21（1946）年に都市計画決定された中央公園整備計画の一環で、都市基幹公園として整備が進められる過程で、園路や階段の設置等により改変された箇所がある。	⇒過去の工事記録類の整理や発掘調査等により、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒石垣カルテ作成の一部として土居の現状を記録し、改変箇所の確定とそれに基づく整備内容を検討する必要がある。
		天守の礎石		・昭和33（1958）年の天守再建の際に撤去された天守の礎石を、後年移設して遺構表示としている。ただし、一部は撤去されておらず、現天守の下部に原位置のまま残されている。 ・天守礎石の遺構表示の下部に本丸御殿に係る遺構が埋没していると考えられるが、未調査のため遺構表示に伴う改変範囲は不明である。	⇒天守礎石検出時の記録について調査するとともに、遺構表示のあり方についても整備計画の中で検討する必要がある。 ⇒礎石は本質的価値を構成していた要素の一部のため、整備に当たっては取扱いに十分な検討が必要である。
		地下遺構		・調査によって確認された遺構は、絵図資料等との照合の結果、その性格や機能がある程度明らかとなっている。 ・調査実施箇所が部分的であり、整備計画を検討する基礎的な情報が不足している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
Ⅱ	近代	広島大本営跡		・現在は基礎と礎石のみが残っている。また、側溝や一部礎石は土砂に埋没しており、来訪者に視認されにくい。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、遺構展示に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。
		その他の遺構		・桜の池や、近世から継続的に使用されていたと考えられる石組遺構や集水遺構などが存在する。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、整備に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。	⇒史跡整備に当たっては、現在の位置を維持するとともに、必要に応じ史跡への影響を軽減するよう配慮が必要である。

区分	時期	種別	要素	現状	課題
III	天守（外観復元）			- 昭和33（1958）年の広島復興大博覧会の会場として復元整備された。総重量は2,900 tで、天守台への負荷軽減のためグラウト工法により栗石が固められている。 - 復元整備時の調査記録が限定的であり不明な箇所も多い。	⇒整備検討の一環として、基礎的な情報を取得するため、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を計画的に実施する必要がある。 ⇒史資料等調査や埋蔵文化財調査について具体的な調査計画を策定するとともに、計画的・継続的な調査計画とその実施体制について検討が必要である。
	説明板等			- 設置されている説明板が古く劣化が見られる。 - 本質的価値である遺構の標示が不足している。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
IV	公園施設			- 天守台や小天守台、櫓台の石垣辺縁部には、進入防止柵（擬木・チェーン）が設けられている。 - 導線は南側の表御門からと東側の裏御門からの2ルートがあり、幅約10mの階段が設けられている。 - 本丸上段北東部に幅約1mのスロープが設けられている。 - 園路として舗装されていない箇所では遺構保護層の流出が認められる。 - 植栽の中には周辺ビルなどの景観阻害要素を隠蔽する樹木もある。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。 ⇒検討すべき事項が多岐に及ぶため、史跡全体の整備に係る検討を行った上で個別の整備計画を策定するなど、段階的に整備を進める必要がある。



天守の礎石



本丸上段平場（南から北方向）



本丸上段平場（東から西方向）



本丸上段平場（北から南方向）

第5章 広島城跡の現状と課題

表 5-14 整備の現状と課題（本丸下段）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	堀跡		・戦後の堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変範囲の全容が明らかでない。	⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		曲輪		・都市公園的な整備等に伴い植栽された樹木が多く、残存する遺構や天守が視認しづらい。 ・本丸上段からの雨水流入の影響により、遺構保護層が流出している箇所がある。	⇒史跡内の植栽について、整備基本計画の改定の際に検討を行う必要がある。 ⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		石垣		・中御門櫓台、裏御門櫓台、堀護岸石垣などが露出しているが、孕みや石材の剥落、間詰の欠落が見られる。 ・堀に面した石垣の天端石に欠落が見られる。 ・後世の改変が認められる箇所がある。 ・石垣カルテの作成に着手している。	⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒石垣カルテの作成過程で明らかになる調査成果に基づき、整備内容を検討する必要がある。
		門跡		・過去の調査成果により、中御門跡や裏御門跡などの地下遺構が良好に残されていることが判明している。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	・過去の調査成果により、米蔵跡・番所跡・厠跡・暗渠跡・土堀基礎跡などが部分的ではあるが確認され、絵図資料等との照合の結果、その性格や機能がある程度明らかとなっている。 ・本質的価値の構成要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
			櫓跡	・過去の調査成果により、北東隅二重櫓跡、南面平櫓跡、兵月櫓跡、南西隅二重櫓跡などが確認され、礎石や基礎の抜き取り痕跡が確認されている。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
			その他の地下遺構	・本質的価値を構成する要素である多くの地下遺構が未調査のまま良好に遺存すると考えられる。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。
Ⅱ	近代	旧中国軍管区司令部防空作戦室		・広島原爆遺跡として史跡に指定されている。 ・安全のため、現在は外観のみ公開している。	⇒劣化状況調査等により、保存管理の方法等を検討していく必要がある。
		その他の遺構		・近世から継続使用していたと考えられる石組側溝などが残存している。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		地下遺構	建造物跡・溝跡	・過去の調査成果により、厩舎建物跡及び倉庫跡が確認されている。 ・近代の施設等設置に伴う近世城跡の改変範囲は明らかでない部分が多く、施設の性格等から具体的な記録が残されていないものが多い。	⇒施設に係る史資料調査を進めるとともに、過去の工事記録類を整理し、その成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。 ⇒近世の広島城に係る遺構との差異を示すため、整備に当たっては近代遺構について統一した取り扱いとする必要がある。

区分	時期	種別	要素	現状	課題
II	近代	被爆樹木		・被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。	⇒史跡整備に当たっては、現在の位置を維持するとともに、必要に応じ史跡への影響を軽減するよう配慮が必要である。
III	説明板等			・全体案内板はあるが、史跡の本質的価値を示す説明板は設置されていない。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
IV	公園施設			・園路として舗装されていない箇所では、遺構保護層の流出が認められる。 ・植栽の中には、周辺ビルなどの景観阻害要素を隠蔽する樹木もある。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒園路や植栽、トイレを始めとした各種施設の更新計画を検討する必要がある。 ⇒特に腰曲輪については排水施設の劣化等に起因する溢水・越流等から地下遺構を保護するため、対応を検討する必要がある。 ⇒検討すべき事項が多岐に及ぶため、史跡全体の整備に係る検討を行った上で個別の整備計画を策定するなど、段階的に整備を進める必要がある。



内堀



裏御門跡前土橋



旧中国軍管区司令部防空作戦室



本丸下段平場（南東から北西方向）

第5章 広島城跡の現状と課題

表5-15 整備の現状と課題（二の丸）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	堀跡		・戦後の堀の改修工事に係る記録が断片的で、改変の全容が明らかでない。	⇒過去の工事記録類を整理し、改変範囲を確定する必要がある。
		曲輪		・堀跡との対比により、広島城跡の特徴的な縄張を意識することができる。	⇒過去の工事記録類の整理や史跡整備の記録等を基に、適切に管理していく必要がある。
		石垣		・平成6（1994）年までに行われた二の丸建物復元整備の際に、石垣も修復、整備されている。 ・表御門櫓台の石材表面や堀護岸南辺石垣の一部には、火災の痕跡が残されている。	⇒過去の記録の調査及び石垣カルテ作成時の観察に基づき、積み直しや改変の範囲を確定する必要がある。 ⇒火災の痕跡は、広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、可能な限り現状保存を図る必要がある。
		地下遺構	建造物跡 ・溝跡	・番所跡、馬屋跡、井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。
Ⅱ	近代	被爆樹木		・被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。 ・被爆樹木（ユーカリ）は樹高9m以上まで成長しており、堀石垣の孕みに、樹根の影響が考えられる。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、石垣等に与える影響を観察し、それを軽減するための対策を検討する必要がある。
Ⅲ	復元建造物		二の丸を構成する施設跡	・二の丸復元建造物（表御門・御門橋・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）は、平成6（1994）年までに復元整備が完了している。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。
	遺構表示			・過去の調査成果により、番所跡・馬屋跡・井戸跡の礎石等が確認され、遺構が平面表示されている。	⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。
	説明板等			・全体説明板、遺構説明板などが存在する。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
Ⅳ	公園施設			・平成6（1994）年までに行われた二の丸建物復元整備に合わせて、園路や施設が整備されている。	⇒整備のための基礎情報取得を目的として、遺構保護層や植栽等の影響も含めた計画的・継続的な調査を検討する必要がある。 ⇒経年劣化も見られるため、適切な維持管理が必要である。

表5-16 整備の現状と課題（史跡外周部）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	曲輪		・三の丸、外郭の遺構が地下に埋没保存されている状態と考えられる。	⇒中央公園の区域内であり、機を見て埋蔵文化財調査の実施等の取組を検討するとともに、地下遺構の保護対策等についても柔軟に検討する。
		石垣		・北西の緑地帯中に、中堀石垣の天端石が一部露出している。	⇒周辺の被覆保護層の現況把握とともに、地下遺構の保護対策を検討する必要がある。
		その他の遺構		・国道54号城南地下道の建設に当たり発見された二の丸南側暗渠跡断面が、地下道スロープの両側壁面に展示されている。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
Ⅱ	近代	陸軍関連施設の遺構		・歩兵第十一聯隊跡表門柱、広島陸軍幼年学校門柱が存在している。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す要素として、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。 ・被爆樹木（クスノキ）の幹北面の傷みは、広島陸軍幼年学校の火災の影響と考えられる。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、必要に応じ地下遺構への影響を軽減するよう配慮が必要である。
Ⅲ	説明板等			・設置されている説明板が古く劣化が見られる。	⇒史跡の本質的価値等を示す説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下での更新を検討する必要がある。
Ⅳ	公園施設			・南西のエリアでは、広島城三の丸歴史館の整備に伴い、公園施設の更新が進められている。	⇒周辺の被覆保護層の現況把握とともに、地下遺構の保護対策等についても柔軟に検討する。



東側多聞櫓跡復元石垣



被爆石の名称表示板



被爆樹木（ユーカリ）



土橋から復元建造物を望む

第5章 広島城跡の現状と課題

表5-17 整備の現状と課題（旧広島城範囲）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅰ	近世	櫓台跡		・三の丸北東隅二重櫓の櫓台、外郭櫓台跡（外郭西側）、北外郭北西隅櫓台跡などが知られている。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。
		石垣・土居跡		・裁判所北側に、三の丸中堀北東隅の石垣と土塁跡がL字型にわずかに残る。 ・三の丸北東角の石垣・土居跡で、近代に弾薬庫土塁に転用されたとされる。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。
		地下遺構・遺物		・上八丁堀地点の井戸跡内から出土した金箔鯔瓦、外郭北西隅二重櫓台跡、外郭北西隅平櫓台跡などが、過去の調査成果として知られている。 ・市街化により城の一部と理解されにくいですが、地下には未調査の遺構が残されている可能性がある。	⇒機会を捉え適切に発掘調査を実施するなどの取組を継続していく必要がある。
Ⅱ	近代	地下遺構		・中央公園西側（サッカースタジアム地点）で陸軍関連施設の遺構が確認され、その一部について近隣地での復元展示する予定としている。	⇒広島城跡の歴史的経緯を示す遺構として適切に展示し、維持管理していく必要がある。
		被爆樹木		・被爆樹木については、その原位置性も重要な要素の一つである。	⇒被爆樹木として適切に維持管理するとともに、必要に応じ地下遺構への影響を軽減するよう配慮が必要である。
Ⅲ	石垣の石材を活用した モニュメント			・過去に実施された調査地点や、その検出遺構の構成石材などを用いたモニュメント展示が各所でなされているが、その調査成果や経緯についての説明が不足している。	⇒過去の調査成果の一つとして、説明板等や標示について、総合的なサイン計画の下で更新を検討する必要がある。
			説明板等	・全体説明板、遺構説明板など ・広島城へ誘導する案内板	⇒共通するデザインで説明板や案内板を更新するなど、史跡の内外で統一感を持った総合的なサイン計画を検討する必要がある。

表5-18 整備の現状と課題（その他）

区分	時期	種別	要素	現状	課題
Ⅱ	近世	三の丸稲荷社の宝蔵		多家神社宝蔵（県指定重要文化財）（安芸郡府中町） ・三の丸稲荷社の宝蔵。明治初期に移設された。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒移設前の原位置等が調査により確定された際には、説明板等や標示について検討する必要がある。
		外堀京口門の門扉		法圓寺山門（安芸高田市吉田町） ・広島城南東外郭の東辺にあった京口門のものと思われる門扉。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒計画的・継続的な史資料調査を進め、その成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。
		学問所内の土蔵		旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵 市指定重要有形文化財）（広島市中区） ・明治初期に広島城内のゴサンノクラを移築したと伝わる。	⇒引続き移設先で適切な保存管理が行われる必要がある。 ⇒計画的・継続的な史資料調査を進め、その成果に基づいた整備方法を検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備の現状と課題

広島城跡の文化財保護法上の管理団体は広島市である。その主体は市民局文化スポーツ部文化振興課が担っているが、史跡でもあり都市公園でもあること、中心市街地に所在しておりまちづくりや観光地としての観点も必要なことなどから、維持管理や整備に当たっては様々な部署間の連携が必要となっている。唯一の被爆した城郭であり、史跡内の各所には被爆の実相を伝える要素が所在していることから、平和教育や社会教育、学校教育との連携強化なども検討していく必要があると考えられる。

また本市では令和3（2021）年より、広島城跡の整備に係る基本的事項の整理・検討や方向性・方針の検討を行う場として、学識経験者から構成される史跡広島城跡保存活用会議を設置し、広く意見・助言を得ている。これに加えて、文化庁や広島県教育委員会等の指導・助言を受けながら、効果的に事業を進めていくための体制構築を今後とも図っていく必要がある。

表5-19 運営・体制の現状と課題

区分	現状	課題
全般	・史跡の整備に当たっては、さまざま部署間で事業が分担されている。	⇒関係部署間の情報共有や連携を強化し、十分な検討と調整を図ることができる体制づくりが必要である。
	・外部の学識経験者等により構成された史跡広島城跡保存活用会議に加え、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言を受けながら各種事業に取り組んでいる。	⇒同会議等から引続き意見・助言を得るとともに、より効果的かつ円滑な事業推進に努める。
	・史跡整備の方針検討の前提となる基礎的な情報が不足しており、また、それを計画的・継続的に取得するための体制が現状では不十分である。	⇒広島城跡の保存・活用・整備を進めていくために必要となる、各種調査研究を推進していく体制づくりが必要である。
	・今後必要な、広島城跡の整備に係る専門的・技術的事項の整理・検討の場としては、石垣部会を始めとした専門部会等を設置している。	⇒保存活用会議と各種専門部会の位置付けや関係性を定め、十分な議論と検討を踏まえて各種整備が実施されるよう努めていく必要がある。
	・史跡を将来にわたって適切に継承していくため、史跡への理解及び保存・活用への機運を醸成するための取組を進めている。	⇒史跡の保存・活用を担う次世代の人材育成に繋げることを目指し、市民や関係団体との共同体制構築について検討を行っていく必要がある。



図 5-2 広島城二の丸復元建造物（御門橋・平櫓）（南西から）



図 5-3 広島城二の丸復元建造物（北東から）

第6章 大綱と基本方針

第1節 大綱

広島城跡は、都市広島の原点であり、被爆前の広島を伝える「歴史」であるとともに、被爆の実相を伝える唯一の城跡でもある。また、国史跡であるとともに、戦災復興の一環として整備された中央公園の一部として、都市公園の持つ多様な個性の一つとなっている。

令和2(2020)年3月に取りまとめられた「中央公園の今後の活用に係る基本方針」では、広島城跡は、広島の歴史を肌で感じてもらうことができるよう、歴史的な雰囲気醸し出す中心的な歴史ゾーンとして位置付けられている。このような背景と国史跡としての保存・活用の現状と課題を踏まえ、広島城跡の将来像を大綱として以下に示す。

- 広島城跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存管理し、将来に継承する。
- 史跡指定地内外の広島城跡に関する調査研究を計画的に継続するとともに、史跡ひいては広島の歴史への理解を深めるための活用を図る。
- 広島城跡の歴史的空間の保全・整備を推進し、これを将来に継承する。
- 広島城跡の保存と活用を推進するために必要な組織体制を確立する。

第2節 基本方針

1. 保存・管理の基本方針

- (1) 広島城跡の本質的価値を構成する要素である遺構を保存するため、日常的な維持管理を確実に行うとともに、良好な歴史的景観の保全を図る。
- (2) 保存・活用に必要となる調査研究を計画的・継続的に進めていくとともに、その成果を広く公開し、史跡の魅力向上に努める。
- (3) 広島城跡とその周辺を中心市街地との調和を図り、城とまちが一体となった魅力的な空間創出を目指す。
- (4) 史跡指定範囲外にも存在する、かつて広島城を構成していた要素や、旧城下町範囲の地下遺構などに関する調査研究を進め、その価値の顕在化を図る。
- (5) 現状変更等の行為については、明確な方針を定め、適切に運用していく。

2. 活用の基本方針

- (1) 広島城跡の本質的価値を多様な来訪者に伝えるため、調査研究を進めその成果を積極的に公開するとともに、来訪者が学び楽しめる取組を検討する。
- (2) 広島城跡の本質的価値を幅広く活用し、その魅力を伝えるために学校教育や社会教育と連携した取組を推進する。
- (3) 広島城跡と、国史跡頼山陽居室や国名勝縮景園等を含む旧城下町範囲を、広く連携した観光資源として活用し、史跡周辺の活性化へと繋げる方法について検討する。
- (4) 史跡指定地はこれまで都市公園として広く開放され、市民に親しまれてきている。こうした経緯も踏まえ、史跡と都市公園の共存を目指し、適切な利活用を進める。

3. 整備の基本方針

- (1) これまで実施されてきた整備内容について再検討を行うとともに、広島城跡の今後の保存・活用に向けた整備を計画的に実施するため、整備方針を定める。
- (2) 史跡の本質的価値を保護するため日常的な維持管理を適切に行うとともに、毀損及び危険箇所を把握した上で必要に応じて計画的な復旧を実施するほか、その価値をより高めていくための整備手法についても検討する。
- (3) 多様な来訪者に史跡の価値や魅力を理解してもらうために、本質的価値をより顕在化させるための整備を図る。
- (4) 史跡周辺を含めた歴史的景観の維持・向上を図るための整備を検討する。

4. 運営・体制の整備の基本方針

- (1) 本計画に基づいた史跡の保存・活用のため、必要な体制を整備し、効果的かつ円滑な事業運営を目指す。
- (2) 将来にわたり、史跡の保存活用を適切かつ継続的に行っていくために、官民一体となった協働体制づくりを目指す。
- (3) 調査研究を計画的・継続的に進めていくために必要な組織・体制を確立する。
- (4) 本計画の推進に当たり、関係機関や庁内関係部局との調整と連携を図る。
- (5) 市民との協働を通じ史跡への理解を図り、史跡を将来へ適切に継承していくための取組について検討する。

史跡保護の根幹となる「保存・管理、活用、整備」は図6-1・2に示すような形で整理され、「保存活用計画」は史跡とその周辺保護のためのマスタープランとなる。また、実際の整備に先立っては、各種調査や十分な検討に基づいた計画決定も必要である。これらを踏まえ、第7章以降では基本方針を実現するための方法についてより詳細に記載する。

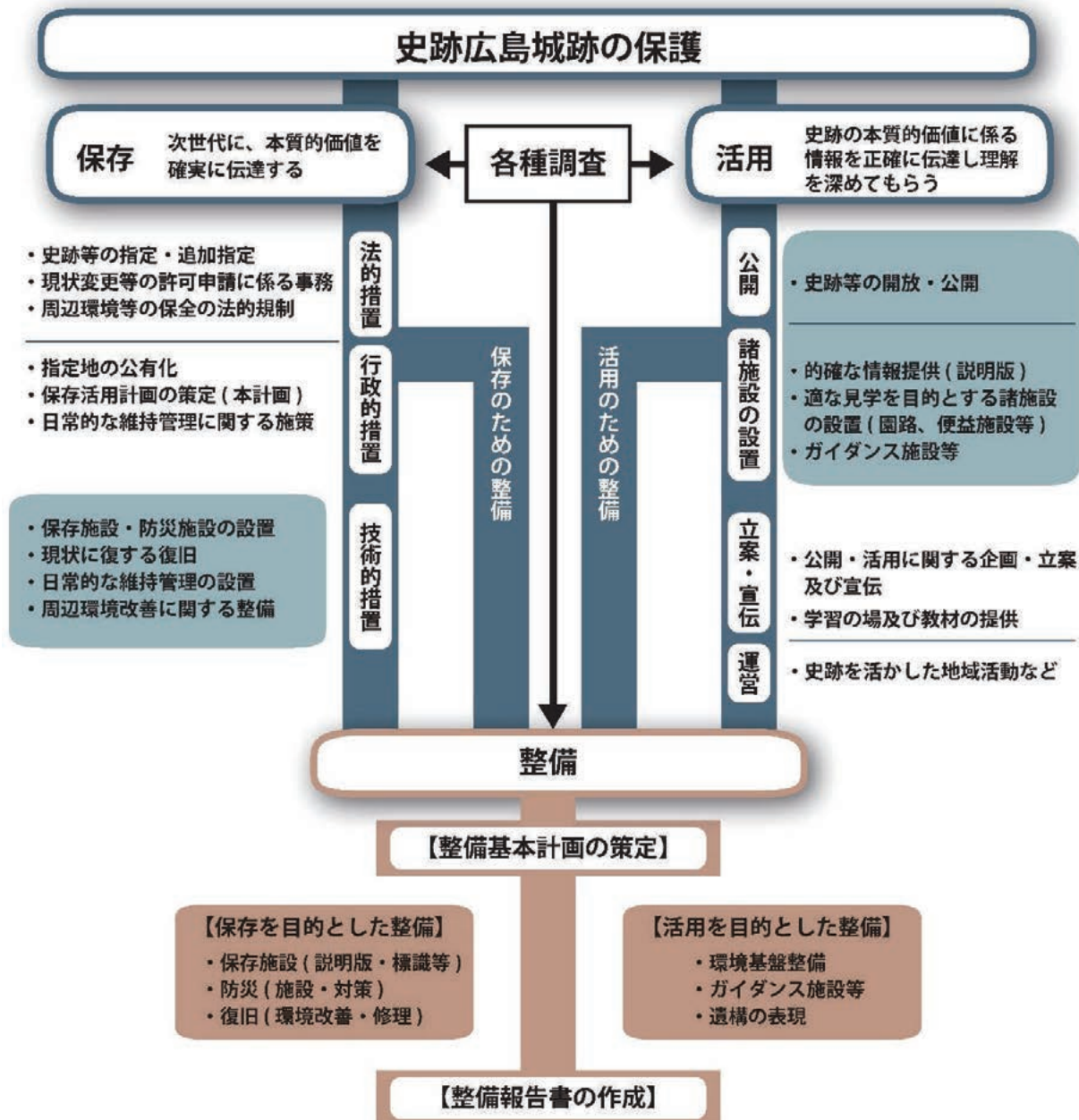


図 6-1 史跡の保護の内容と保存・活用・整備の流れ
 （「史跡等重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」を基に作成）

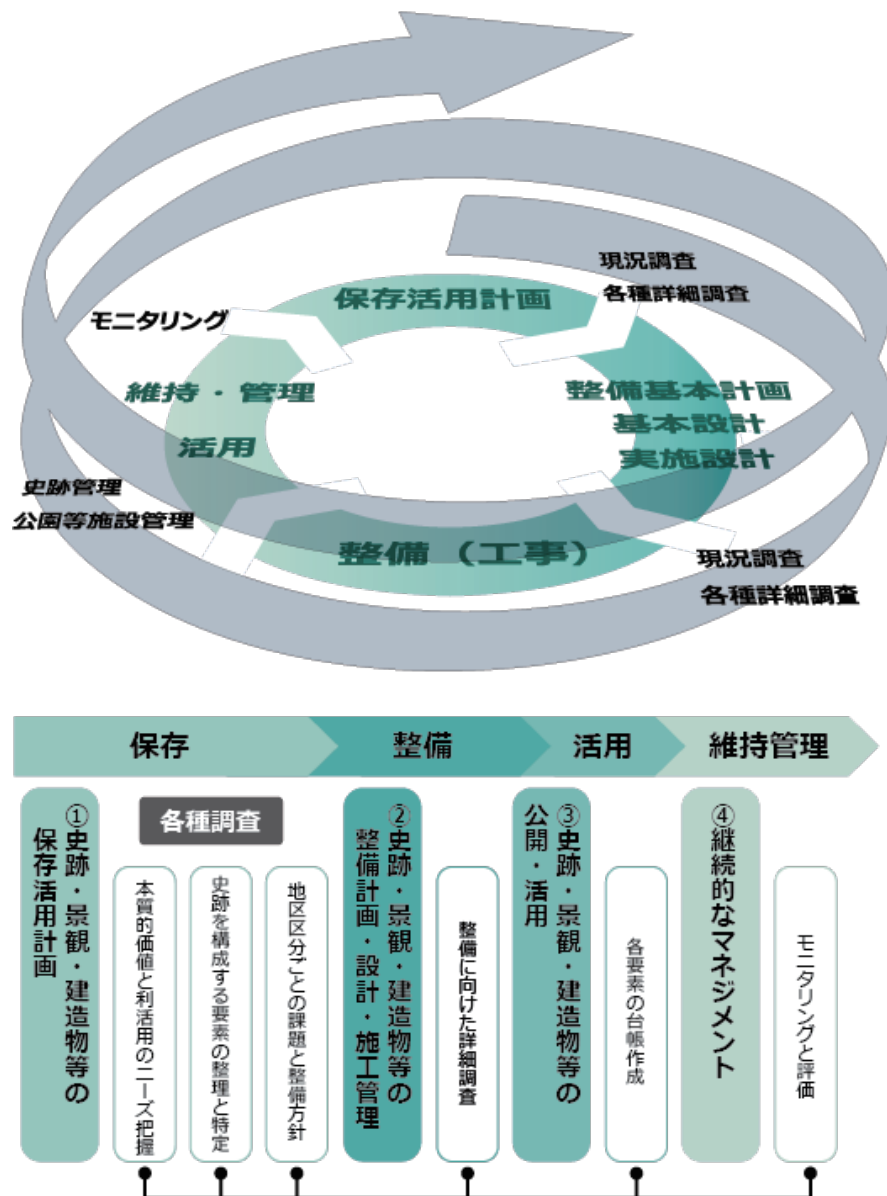


図 6-2 史跡の保存・管理、整備・活用のサイクル
 (「史跡等重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」を基に作成)

第7章 保存管理の方向性及び方法

第1節 保存管理の方向性

第6章で定めた基本方針に基づき、保存管理の方向性は次のとおりとする。

広島城跡の本質的価値を構成する要素を明確化し、日常的な維持管理を確実に行うことにより、良好な歴史的景観の保全と次世代への確実な継承を図る。また、保存・活用のために必要となる調査研究を計画的・継続的に進め、広島城跡の一層の魅力向上に努めるとともに、その成果を広く公開し活用していくことによって、城とまちが一体となった「広島らしい風景を持つ空間」の創出を目指す。史跡指定地内における広島城跡の本質的価値の保存・継承に加え、かつて広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣や屋敷跡等が地下に遺存している可能性のある旧広島城範囲や旧城下町範囲については、近代以降の改変に関する記録類の整理を始めとした各種調査研究を進め、その価値の顕在化と保護へと繋げていくことを目標とする。これら広島城跡を構成する諸要素について、地区ごとに現状変更等の取扱基準を定め、広島城跡の価値が損なわれることのないよう適切に運用していく。

第2節 保存管理の方法

1. 基本的な保存管理の方法

- ・ 日常的な維持管理

現在実施している日常的な維持管理を引き続き行い、遺構の保存に加え史跡及び都市公園としての良好な環境と景観の保全に努める。

- ・ き損箇所等の把握

史跡内の毀損及びそのおそれのある箇所や、変状の進行等を把握することに努め、き損の未然防止や拡大防止を心掛ける。

- ・ 計画的な修理や整備の実施について

史跡の園路等を始め、経年劣化等により補修・修理が必要となっている箇所については計画的に修理、整備を行う。実施に当たっては、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前にその実施内容を十分に検討した発掘調査、文献調査等を行い、その調査結果を基に保存活用会議等において実施内容を検討し、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言を踏まえ、計画的に進めるものとする。

2. 構成要素ごとの保存管理の方法

史跡を構成する要素ごとの保存管理方針については、諸要素の分類に従い以下にその方法を提示する。

- (1) 本質的価値を構成する諸要素

堀跡、曲輪、石垣、土居、地下遺構や、これらが位置する地形から構成されているものであり、本史跡において最も重要な要素として「現状保存」を原則とする。文化財保護法による史跡の取扱に基づき、整備・活用や維持管理、学術的に必要な発掘調査を目的とする場合などを除き、原則として現状変更行為は認めないものとする。

(2) 広島市の歴史的経緯を示す諸要素

広島城築城以前の状況を示す埋蔵文化財や、広島城跡の近代の変遷を示す陸軍関連施設の遺構などが含まれる。これらの中には、唯一の被爆した城郭である広島城跡に立地していたことから、被爆時の火災痕跡などを併せ持つ例も存在しているため、現状変更せずに後世に伝えていくことを検討する必要がある。また、この中の旧中国軍管区司令部防空作戦室については、広島原爆遺跡の構成要素として国の史跡に指定されている。当面は本計画内で整理した価値基準に基づいた維持管理が継続されることとなるが、将来的にはその史跡としての管理を行うものとする。

表7-1 広島城跡の歴史的経緯を示す諸要素の例

広島城跡の歴史的経緯を示す諸要素	広島城築城以前の状況を示す埋蔵文化財、第5師団司令部や日清戦争に際して置かれた大本営跡と昭憲皇太后御座所跡、被爆遺構としてその姿をとどめる旧中国軍管区司令部防空作戦室を始め近代広島城跡の変遷を示す陸軍関連施設の遺構、桜の池や石組溝等の構造物、地下遺構、被爆樹木など。
※被爆時の痕跡等を持つ諸要素について	史跡広島城跡の本質的価値の判断基準とは異なった価値基準の一つとして捉え、適切な維持管理を行う必要がある。

本要素も、歴史的価値を構成する重要な遺構として取り扱うものとし、活用・整備や維持管理、学術的に必要な発掘調査を目的とする場合などを除き、原則として現状変更行為は認めないものとする。なお、石垣のように本質的価値を構成する要素であり、かつ被爆時の火災痕跡をとどめる遺構について保存管理上修復等の必要が生じた際には、できる限り、新補材等に置き換えるのではなく被爆時の痕跡等を残すことに留意した整備手法を検討するものとする。

(3) 本質的価値の理解を助ける諸要素

戦火により一度は焼失したが詳細な史資料によって忠実に復元された表御門などの復元建造物や外観復元建造物である現天守、史跡の周知の役割を担う案内板や説明板などの施設が含まれる。これらの施設は史跡の内容を視覚的に補完し、説明する役割を持っており、建造物については適切に維持管理するとともに、案内板や説明板の内容について調査等により新たな知見が得られた際には、その内容更新を検討する。

(4) 史跡の保存管理・活用に有効な諸要素

公園施設の中で史跡の維持管理及び安全管理に必要なものについては、長寿命化を図りながら、必要に応じて計画的に更新を行う。なお、史跡整備に支障があるものについては、適切な場所への移転を検討する。

史跡指定地内への車両の乗入は、地下遺構保護の観点からも管理用車両等最小限に留めるものとし、一般車両については将来的に史跡指定地外の適切な箇所への駐車を促していくものとする。

3. 地区ごとの保存管理の方法

第5章で整理した史跡広島城跡を構成する諸要素の現状と課題を基に、その保存管理の方法について、地区ごとに記載する。

なお、史跡範囲内に存在する石垣については、測量図や石垣カルテの作成を始めとした、石垣の保存整備のための基礎資料を準備する取組を短期・中期的に実施する予定である。この取組実施の結果として明らかとなる、石垣の毀損及びそのおそれのある箇所、後世の積み直しにより石垣の本質的価値が損なわれていることが判明した箇所などについては、その緊急度に応じて対応を検討する。特に近代以降の改変によって本質的価値が損なわれている箇所については、史跡内全体を把握した上でその優先順位を勘案し、保存活用会議等において整備内容を検討した上で、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言も踏まえて、計画的に進めていくものとする。

また、以下に示した方法の詳細や実施スケジュールについては、今後改定予定の整備基本計画の策定過程の中で、有識者を交えて十分に検討した上で定めるものとし、保存のための整備を着実に実施できるように努める。

(1) 本丸上段

城郭の中心部を構成していた場所であり、本丸御殿跡を始めとした多くの地下遺構が未調査のものも含めて数多く所在している。また、天守台石垣や東・南走櫓石垣を始めとした広島城の本質的価値を示す諸要素が集中する場所でもある。

本地区では天守の木造復元に向けた調査・検討のため、これまでに天守台及びその周辺の石垣の現況調査や復元の根拠となる資料集作成などが取組として進められており、今後も各種調査検討や取組が継続予定である。その中で、地下遺構を適切に保存・活用していくための観点、また、調査検討の一環として必須となる基礎的な情報を取得する観点から、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査や地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を、短期・中期的な取組として実施する。

調査の概要については後述の第10章でも触れるが、調査についてはその実施内容を保存活用会議等において十分に検討した上で進めるものとし、状況に応じて史跡保護の観点から、地中レーダー探査等の非発掘手法による先行調査も適宜実施する。また、調査成果を踏まえ、新たな広島城跡の本質的価値が明らかになった場合は、それを損なうことのないよう、必要に応じ柔軟に調査計画の見直し・修正を行っていくものとする。

(2) 本丸下段

本地区には、本丸上段と同様に広島城跡の本質的価値を構成する要素である多くの地上遺構と、良好に残存すると考えられている地下遺構が、未調査のものも含めて数多く所在している。その一方で本丸上段に比べ、過去の都市公園的整備に伴って実施されたと見られる遺構保護層の流出があり、排水設備の劣化も見られる。このため、降雨時には溢水による園路の通行不良を始めとして快適な環境が損なわれている箇所があり、地下遺構の保存管理の面からも懸念が生じている。

以上のことから、遺構保護層の復旧・再整備、園路動線や排水経路の再検討などのための基礎情報取得を目的とした、平面確認調査の実施を中・長期的な取組として検討する。検討に当たっては、史跡内全体の遺構保護層の現状を明らかにするための調査など、前提となる基礎的情報の取得も必要となるため、これらの計画的な実施についての取組を進めるとともに、当面は流出した被覆土の補完といった維持の措置を継続するものとする。

また、本地区中央南側に所在する旧中国軍管区司令部防空作戦室は、広島原爆遺跡の構成要素として国の史跡に指定されている。当面は本計画内で整理した価値基準に基づいた維持管理を継続することとなるが、将来的には関係機関と調整し、重なる史跡双方の価値を活かした史跡保護を検討していく必要がある。

(3) 二の丸

本地区は、平成6（1994）年に二の丸復元建物の整備が完了しており、史跡内で最も整備が進んでいる地区である。しかしながら、遺構の平面表示や説明板など経年劣化が見られる箇所があるため、適切な維持管理が必要となっている。このため、日常的な維持管理を超える部分に関しては、今後改定予定の整備基本計画の策定過程において他の地区と合わせて検討する予定である。

(4) 史跡外周部（三の丸及び外郭の一部）

史跡外周部は史跡に隣接する市道等で囲まれた部分を指し、保存管理計画では「三の丸の一部であることから、史跡保存のため可能な限り追加指定を検討する」とされている範囲である。このうち南西隅のエリアについては、現在施設整備やソフト面の取組等に関する方向性が別に示されており、現段階では他の部分と同列に扱うことが困難なため、便宜的に「三の丸エリア」と「その他のエリア」に区分する。ともに史跡範囲外ではあるが、史跡広島城跡と密接な関わりを持ち、広島城跡の本質的価値を構成する要素である地下遺構を遺存していると考えられるため、史跡と一体的な保存活用を図る範囲として捉える。

「三の丸エリア」については、遺構の保存に十分な配慮をするため、試掘調査の成果を踏まえ、一部の平面確認調査を短期的取組として実施する。また、検出された遺構の状況に応じて、地下遺構の保護対策等について柔軟に検討するものとする。

「その他のエリア」については、中央公園の区域内であり、かつ文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、現在も試掘調査の実施及び現地工事立会等を適宜行っている。これらについてはこれまでどおり、広島城跡を構成する本質的価値要素を損なわないよう注意して実施することとし、長期的な取組として計画的な埋蔵文化財調査の実施を検討する。特に北西の緑地帯で天端石の一部が露出している、近代に埋没された中堀石垣などについては、史跡範囲外ではあるが、史跡内の遺構保護層の復旧・再整備の検討過程の中を含めて検討していくものとし、その保存を図るための措置の一環として史跡の追加指定なども視野に入れた柔軟な対応を検討する。

(5) 旧広島城範囲

かつて広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣などについては、長期的な取組として着実に調査研究を進めていく。近代以降に埋め立てられた堀跡や、市街化によりかつての姿が失われ城の一部であることが理解されにくくなっている地下遺構に関しては、その経緯を示す諸記録類を整理することによって的確に遺存状況を把握し、機会をとらえ発掘調査を実施するなどの取組を継続する。特に埋め立てられた堀跡とその改変経緯などは、本市の都市形成の沿革を示す重要な遺跡であることに十分留意し、それらを分かりやすく伝えるための取組も検討する。

また、重要な遺構の発見や調査の進展過程において、所有者等関係者との調整が整えば、その保存を図るための措置として、史跡の追加指定なども視野に入れて柔軟に検討していく。

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び基準

1. 制度の概要

文化財保護法（以下この節において「法」という。）第125条では、史跡地内で「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。ただし、その行為が維持の措置等、史跡等への影響が軽微なものについては、許可を要しないとされている。

また、法184条第1項第2号の規定に基づき、重大な現状変更以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は文化財保護法施行令（以下この節において「令」という。）第5条第4項第1号に示されている。この法令に基づく現状変更許可の具体的な取扱基準は、令第5条第4項第1号イからルまでにあげる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下この節において「事務処理基準」という。）に定められている。

2. 法令上の基準

事務処理基準では次の場合、現状変更等の許可ができないものとされている。

- ・史跡の適切な保存・活用のために策定された保存活用計画に定められた保存管理の基準に反する場合
- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ・史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

また、法第125条ただし書きにより、次の場合、現状変更等の許可が不要とされている。

- ・維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- ・保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

なお、「維持の措置」の範囲については、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（以下この節において「規則」という。）第4条に

次のように定められている。

- ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- ・史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

ただし、き損が生じた場合には、法第118条の規定により準用する法第33条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合には法第127条の規定による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

3. 史跡広島城跡の現状変更等に係る原則と基本方針

制度の概要及び法令上の基準は前述のとおりであり、現状変更等に係る許可は、最終的には許可権限者である文化庁長官や広島市教育委員会が、法令で定められた基準等に基づいて判断するものである。

以下では、前章までに示した史跡広島城跡の本質的価値や大綱に基づき、史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、本計画における原則と基本方針を定める。

(1) 原則

史跡の本質的価値及び本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を与える行為、又は史跡の景観に大きな影響を及ぼす行為については原則として認めないものとする。

(2) 基本方針

現状変更等の取扱いに関する基本方針は、以下のとおりとする。

- ・発掘調査については、保存・整備に係るものに限るとともに、必要最小限の範囲にとどめ、遺構の保存を原則とする。また調査に先立ち、保存活用会議においてその目的や内容、手法や実施期間等について十分な検討を行い意見や助言を得るとともに、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言を受け、効果的かつ円滑に進めるよう努める。
- ・整備については、本質的価値を構成する遺構の保存を最優先とし、その価値の理解を深めることを目的とするとともに、史跡全体の景観保全に配慮したものとする。
- ・史跡の保存管理・活用・整備を図っていく上で必要な行為については、事務処理基準で示された「現状変更等の許可ができないもの」に該当しないか適正に判断することとし、該当しない場合においても、必要に応じて遺構の保護措置や遺存状況確認のための試掘調査や市教育委員会の立ち合い等の条件を付すものとする。
- ・建造物や石垣等の保存修復については、史跡の保存管理や利用者の安全確保の観点からやむを得ないものに限定し、必要最低限の範囲にとどめる。
- ・土地の形状変更については、現状維持を原則とし、史跡の保存・活用・整備を図って

いく上で必要なものに限定する。ただし、都市公園としての整備が実施されている箇所については、史跡への影響を十分に考慮した上で分野別計画を策定し、史跡の本質的価値をより高める方法での整備を検討、実施していくものとする。

- ・植栽については、新たな植栽は原則として認めないものとする。管理・活用の上での危険木、整備や史跡としての景観保全を目的とした支障木の伐採については認めるものとするが、抜根については、遺構への影響が無いもの及び遺構に対し保存措置を講じた場合にのみ認める。なお、史跡範囲内全体の植栽計画の検討に基づく形で計画的に実施していくことがより適当である。
- ・史跡の管理に必要な設備（法第115条第1項の標識・説明板・境界標・囲い柵等）の設置、改修、除去については認める。ただし、設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他の土地形状の変更は必要最小限のやむを得ない範囲とする。
- ・工作物の新設、改修、除去については、史跡及び景観への影響が無いものは認める。
- ・地下埋設物の新規設置、改修については、史跡の保存管理・活用・整備のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限の範囲のものは認める。ただし、新規設置の場合、事前に発掘調査等を行い遺構への影響が必要最小限であると判断される場合に限り認めるものとする。
- ・その他、上記に定めのない事項を実施する際には、広島市教育委員会と事前協議を行い、文化庁の指導の下、その都度適切な判断を行うものとする。

表7-2 現状変更等に係る原則

	建築物				構造物（園路・排水設備等）			
	新築	増築・改築	解体・撤去	仮設	新設	改修	仮設	撤去
本丸上段	原則認めない。 ただし、史跡の保存管理・整備上必要で遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。		遺構に影響のない場合は認める。	期間が限られ、遺構に影響のない場合は認める。	史跡の保存管理・整備上必要で遺構への影響が軽微であり、周辺の景観に配慮した場合は認める。		期間が限られ、遺構に影響のない場合は認める。	遺構に影響のない場合は認める。
本丸下段	原則認めない。 ただし、史跡の保存管理・整備上必要で遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。 民有地にあつては、遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。		遺構に影響のない場合は認める。		史跡の保存管理・整備上必要で遺構への影響が軽微であり、周辺の景観に配慮した場合は認める。		遺構に影響のない場合は認める。	
二の丸	原則認めない。 ただし、史跡の保存管理・整備上必要で遺構に影響がなく、周辺の景観に配慮した場合は認める。		遺構に影響のない場合は認める。		史跡の保存管理・整備上必要で遺構への影響が軽微であり、周辺の景観に配慮した場合は認める。		遺構に影響のない場合は認める。	
史跡外周部	指定地外であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地として協議を行う。							

第4節 史跡の保存に係る法的・行政的・技術的措置と調査研究

1. 追加指定

旧広島城範囲において、これまでの発掘調査等により明らかとなっている遺構には、外郭西側櫓台跡と三の丸北東隅中堀石垣の2か所がある。

前者は国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所が管理する護岸緑地内に所在しているもので、昭和54（1979）年度に発掘調査が実施された後に埋没保存されている。調査の結果、刻印を持つ石垣石材が確認されており、広島城の櫓の構造を知る上で貴重な遺構である。後者は広島高等裁判所が管理する敷地内に所在しているもので、近代に埋め戻された中堀の南側にL字型でわずかに残されている。これまで「学問所土塁跡」と呼ばれてきたもので、近代には弾薬庫の土塁に転用されたと伝えられているが、その位置と性格から元々は中堀に面する石垣と土居跡であったと考えられる。

この両者については、土地管理のあり方等今後検討を要する課題はあるものの、関係者の理解を得ながら、将来的な追加指定に向けて取り組むものとする。また、後者とその周辺に関しては過去に発掘調査が実施されていないことから、機会をとらえて発掘調査の実施などに取り組む。



外郭櫓台検出状況

2. 史跡の保存に係る調査・研究

各種施策の検討・実施の根幹をなす調査・研究については、史跡指定範囲の内外を問わず、広島城跡に関するこれまでの調査成果や史資料、過去の工事記録類などを整理・蓄積していくための取組を計画的・継続的に実施する。その過程では、関係機関や学識経験者等との連携を図りながら、その成果を公開・共有し、広島城跡の本質的価値の理解に基づいた魅力向上に努める。また、こうした調査・研究を主体的・継続的に実施していくための体制づくりについて、関係機関や学識経験者等の意見を踏まえながら検討していく。

史跡等の多角的な価値を把握するための調査研究

【学術的な調査研究】考古学、歴史学、地理学、建築学、造園学、生物学、地質学等

・近世の城、近代の改変と利用状況の変遷に係る調査等の検討

史跡等を適切に保存するための調査研究

【復旧（修理）に係る手法等の調査研究】保存科学、保存工学

・現地における工法試験調査等の検討

史跡等を適切に活用するための調査研究

【遺構表示に係る調査研究】

【効果的な活用に係る調査研究】利用動線、施設内容、満足度調査等

【適切な運営管理に係る調査研究】観光、周辺とのネットワーク、サイン、運営体制等

「史跡等整備の手引きⅢ 技術編」 第1章第1節2をもとに作成

3. 非常災害時における維持管理と復旧への対応

地震や大雨、台風などの自然災害による毀損及びそのおそれのある箇所の情報については、日常的な見回りによる異変察知や経年変化の把握を行うように努める。

また、広島城跡本丸（上段・下段）は、本市が定める「地震・津波・大火」を対象とした指定緊急避難場所であることから、災害の状況に応じて避難場所としての対応が必要となることにも十分に留意する。



図 7-1 広島城天守（外観復元）遠景（北から）



図 7-2 広島城二の丸復元建造物遠景（北東から）

第8章 活用の方向性及び方法

第1節 活用の方向性

広島城跡を将来にわたり保護し、次世代へと確実に継承する機運を醸成するため、第6章で定めた基本方針に基づいて、活用の方向性を以下のとおりとする。広島城跡の本質的価値を構成する要素の確実な保存を前提とし、市民や関係者の協力を得ながらの活用を図る。

- (1) 史跡の本質的価値の把握に向けた調査・研究を継続し、その成果を調査報告書や資料集としてまとめるとともに、パンフレットやホームページ等を通じて積極的に発信する。
- (2) 広島城跡の本質的価値を伝えるため、社会教育や学校教育とも連携した取組を推進する。
- (3) 史跡指定地内外に存在する、国名勝縮景園を始めとした同時代の広島の様子を伝える遺跡等について、幅広く連携した観光資源等として積極的な活用を図る。
- (4) これまで、都心部に位置する都市公園として親しまれてきた経緯も踏まえ、史跡の本質的価値を生かした活用とともに、都市公園としての機能との適切な共存を目指した利活用を進める。

第2節 活用の方法

活用の方法はおおむね以下のとおりとする。活用のより具体的な内容や実施スケジュール等については、今後改定予定の史跡広島城跡整備基本計画との整合を図るため、保存活用会議において、十分な検討を行う。

なお、これらの活用に当たっては、必要な事前調査の実施を含めた様々な検討が必要となるものがあると考えられる。

(1) 調査・研究成果の蓄積と公開

広島城跡の本質的価値を活かした活用を行うためには、調査研究を継続してその成果を蓄積・記録し、それに基づいて広島城跡の本質的価値を、保存・活用に係る関係者だけでなく、広く市民に分かりやすく的確に伝えることが重要である。このため、今後、継続的に実施していく発掘調査や文献調査などの調査・研究の目的とそれにより得られる成果を、調査報告書・資料集やパンフレット、ホームページ等で積極的に公開し、発掘調査を実施した際などには現地説明会を実施するなど、広島城跡の本質的価値が伝わる取組を検討する。

また、広島城に関連する展示施設等において、これらの調査・研究の成果について、積極的に展示等を行う。

(2) 社会教育・学校教育と連携した取組の検討

市民は史跡を将来へと保存・継承していくための担い手であることから、社会教育や学校教育の分野との積極的な連携を図り、広島城跡を中心とした学習機会

が拡充されていくよう検討する。また、広島城跡に興味・関心を持たせるためのイベントの実施だけでなく、本質的価値に対しての理解を深め広島城跡の歴史を体感できるような、より専門的な取組の実施などを検討する。

特に、頼山陽史跡資料館、広島市郷土資料館、広島県立歴史博物館、広島市文化財団文化財課等の社会教育施設、文化財関連施設・機関を始め、藩史関係資料等を所蔵する広島県立文書館や広島市立中央図書館等との連携を図る。

(3) 観光資源としての活用

広島城跡は本市を代表する史跡の一つであり、周辺には国名勝縮景園や国史跡頼山陽居室など同時代の広島城下の様子をうかがい知ることができる遺跡等が点在している。これらに加え、発掘調査などによってかつて広島城を構成していた要素が確認された地点については、各地点での解説・展示の充実などによってその本質的価値の顕在化を図るとともに、見学マップの作製や見学コースの設定など、広島城跡を中心としてその周辺の回遊を促すようなネットワーク形成を検討する。特に、近代以降に埋め立てられた堀跡や、市街化によってかつての姿が失われ、城跡であることが理解されにくくなっている地下遺構が確認された地点については、その効果的な展示手法についても検討する。

さらに、広島城跡周辺には、饒津神社、広島東照宮、國前寺といった広島城や浅野氏と関係が深い社寺なども存在する。それらも含めたより広域なネットワークの形成も合わせて検討する。

このほか、広島城内堀は市内中心部に残された貴重な親水環境であり、史跡の本質的価値の重要な部分である石垣を間近で見られることから、これらの活用について検討する。

(4) 都市公園としての活用

現行の整備基本計画でも触れているように、広島城跡は「史跡であるとともに、中央公園の一角でもあり、都心に位置するまとまったオープンスペースとしての役割も果たしている」場所でもある。過去に実施されてきた都市公園的な整備については、その更新内容を今後改定予定の整備基本計画の改定作業の中で詳細に検討し、それらの要素も必要に応じて反映する。

これに加え、来訪者に広島城跡の本質的価値を分かりやすく伝え、かつ快適な環境を提供できるように、史跡内の便益施設等の再配置、植栽や園路動線の再配置、サインの統一・更新などといった取組を実施することが考えられる。

第9章 整備の方向性及び方法

第6章で定めた「大綱と基本方針」の趣旨に基づき、広島城跡の適切な保存と活用を進めていくため、継続して発掘調査などを実施することで広島城跡の本質的価値を確実に把握するように努める。その上で、広島城跡の各種整備事業は、本計画において検証した史跡の課題を解決するための施策として実施し、整備事業の過程においては、発掘調査の現地説明会実施を検討するなど情報を適宜公開することによって、史跡の価値や整備事業に対する市民や来訪者の理解を深めてもらうための機会とする。

整備に当たっては、文化庁や広島県教育委員会の指導や助言、さらに保存活用会議等からの総合的・専門的な意見や助言を受けながら、計画的に実施していく。

また、本計画の策定に伴いその必要性が明らかとなった各種整備を全体の計画に基づいて実施するため、整備基本計画の改定を行うものとする。

第1節 整備の方向性

文化庁監修の『史跡等整備のてびき』には、「史跡等を整備し公開・活用することは、学術的な調査研究の成果を公表し、活用することに他ならない」と記されている。この理念に基づき、広島城跡の整備の方向性は次のとおりとする。

(1) 保存のための整備

広島城跡を適切に保存し、将来に向けて確実に保存・継承していくため、日常的な維持管理の実施とともに石垣カルテの作成を始めとした詳細な現況調査を行い、修理や対策が必要となっている箇所、将来的に対策が必要となる箇所について把握し、計画的な整備を実施する。

また、地震や大雨などの自然災害などにより毀損を受けた際には、速やかに被害の拡大を防止する措置を取る。修復については史跡の価値を保存するとともに来訪者の安全を確保するため、着実に復旧を目指す。

(2) 活用のための整備

広島城跡の本質的価値をより高め、多様な来訪者に分かりやすく伝えたりするための整備手法について検討する。整備に当たっては、遺構や文献史料等の学術的な調査成果に基づき、保存活用会議等での検討内容、文化庁や広島県教育委員会の指導や助言を踏まえて、計画的に進めていくものとする。

また、広島城跡が本市を代表する観光資源の一つでもあること、都心部に位置する都市公園として長年親しまれていること、広島城跡本丸（上段・下段）が本市の定める「地震・津波・大火」を対象とした指定緊急避難場所一覧表に掲載されていることなども踏まえ、史跡の本質的価値の保存・継承を前提とした上で、多様な利用方法を想定した整備を検討していく必要がある。

活用のための整備は、史跡内で完結するものではないことから、周辺を含めた歴史的景観の維持・向上を図り、統一感のある整備手法についても配慮する。

第2節 整備の方法

前節で掲げた方向性に従い、今後進めていく整備の方法は以下のとおりとする。なお、本節に掲げる整備の実施期間と方法は、今後改定予定の整備基本計画の策定過程において十分な検討を行った上で具体的に記載するが、短期的に着手し実施する施策、中・長期的に着手が望まれる施策については、「第10章 調査の方向性と方法」で詳述する。

(1) 保存のための整備の方法

・石垣保存整備

史跡内に存在する全ての石垣・土居等の構築物についてその現況を記録し、適切な保存対策を検討するための基礎資料として「石垣カルテ」の作成を計画的・継続的に実施する。その作成に当たっては、文化庁監修の『石垣整備のてびき』を踏まえ、保存活用会議の専門部会である石垣部会委員の意見・助言を受けて実施するものとし、その成果は石垣部会を通じて史跡の全体整備計画に反映するとともに、今後の石垣の管理、保全のための基礎資料とする。

・雨水対策と遺構保護層復旧整備

過去の都市公園的整備に伴って実施されたとみられる遺構保護のための被覆土の雨水による流出や、側溝などの排水設備の経年劣化により、史跡内の安全・快適な環境が損なわれている箇所がみられる。地下遺構の毀損につながるおそれもあるため、流出した被覆土の補完といった維持管理を行うとともに、史跡内全体の遺構保護層の現状を明らかにするための調査を計画的に実施し、これに基づいた遺構保護層の復旧整備及び雨水排水路の整備を検討する。

・植栽整備

歴史的な雰囲気醸し出す空間とすることに十分に配慮した植栽計画を検討する。石垣や遺構に影響を及ぼすものや景観を阻害するものを取り除くことを含めて、良好な環境を整えることを併せて検討する。



石垣上樹木による石垣変状



樹木に隠れ視認性が低い天守

・園路動線再整備

現在の園路動線は、都市公園の動線として整備されており、経年により劣化が見られる。今後、計画的に継続して実施する発掘調査を始めとした史跡内の調査研究

に基づき、遺構表示の在り方等について検討するとともに、史跡内便益施設等の再配置も視野に入れ、園路動線の再整備計画を将来的に検討する。

これは後述する、活用のための整備の方法に挙げている「遺構表示等整備」とも関連し、史跡内全体に及ぶ総合的な再整備につながるため、保存活用会議等での十分な検討を経た上で、計画的に実施するものとする。



現在の園路



天守台の侵入防止柵

・災害被害復旧

上記の整備とは性格が異なるが、史跡内において自然災害等による毀損が生じた場合には、速やかに被害状況の把握と拡大防止措置を行い、来訪者の安全を確保するとともに、遺構の保存に配慮した工法による応急措置を実施する。

(2) 活用のための整備の方法

活用のための整備について、保存活用会議における十分な検討の上で、その具体的な方法を定めることを基本とする。

整備内容に応じ、史跡整備的な性格の強いもの、公園整備的な性格の強いものなど様々な視点からの検討が必要となることから、今後改定予定の整備基本計画の策定過程において、その位置付けや実施の順序等を検討するとともに、実際の整備実施に当たっては個別の実施計画を策定した後に、それに基づいて計画的に進める。

・天守の木造復元に向けた調査・検討

現天守は、現行の耐震基準を満たしていないなど、多くの課題を抱えていることから、本市では現在、文化庁において策定された「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を踏まえ、現天守の解体及び天守の木造復元に向けた調査・検討を行っている。今後、広島城天守の復元等に関する検討会議において、その技術的課題等について考古学的視点及び工学的視点から基礎的な検討を進め、現天守の解体及び天守の木造復元等に係る課題を整理する。

その成果は保存活用会議へ報告し、同会議において史跡の本質的価値をより高めていく観点から、その整備方針や手法についての検討を行う。

・遺構表示等整備

来訪者が、広島城跡が有している本質的な価値を示す要素及び広島 of 歴史的経

緯を示す要素について理解する手助けとなることを目的とした遺構表示整備を検討する。整備は地区ごと、あるいは調査成果を取りまとめ終えた箇所ごとにその整備内容を保存活用会議において検討するものとし、選定する整備手法の中にはVR（Virtual Reality：仮想現実）やAR（Augmented Reality：拡張現実）等の技術を活用した再現展示の導入も視野に入れる。

・解説サイン整備

発掘調査及び資料調査の成果を紹介する説明板の設置について、地下遺構への影響に十分配慮した上で設置することを検討し、整備のための調査を継続的に行っていることを積極的に周知していく。また設置説明板は当面は仮設のものとし、整備の全体計画の進捗に応じて景観に調和した統一的なデザインでユニバーサルデザインの観点にも配慮したものへの置換えも検討する。

置換えの際には、国外からの観光客が多く訪れていることも踏まえ、多言語対応についても検討する。



遺構説明板(多言語化非対応)



史跡説明板(英語のみ対応)

・便益施設等整備

トイレやベンチなど史跡内の便益施設等について、整備の進捗に合わせ、必要に応じて撤去・改修・再配置を検討する。いずれの場合においても、史跡の本質的価値の保存管理に影響を与えないよう、遺構や景観への影響なども含めて十分な配慮を検討の上で実施するものとする。

なお、その際には、広島城跡の都市公園としての機能、また、災害時の指定緊急避難場所としての機能についても考慮する。

・バリアフリー化等整備

各種整備の実施に際しては、年齢・性別・身体的特徴・使用言語等を問わず、多くの人が広島城跡を安心して快適に見学できるように、整備の目的や整備対象となる遺構の保全に十分な配慮をした上で、その計画内容をバリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を含めて検討するものとする。

また、この検討に当たっては前述の解説サイン整備とも関連し、史跡内外で統一感を持った整備の在り方についても配慮する。

第10章 調査・研究の方向性及び方法

第7章でも触れたように、史跡の保護のために必要となる各種の調査研究には、発掘調査や文献調査を始めとした歴史研究以外にも、来訪者動線や展示・施設の満足度調査、市民参加や地域連携といった史跡のマネジメントに必要な研究も存在する。本章では、こうした研究の根幹となる史跡の基礎的な情報の一つとして、過去に史跡内で実施された発掘調査成果についてその概略をまとめ、調査・研究の今後の方向性と方法について示す。

第1節 過去に実施された発掘調査と成果について

広島城跡の周辺では、これまで第1章（図1-10、表1-8）に示した箇所で発掘調査が実施され、石垣列や櫓台、建物跡といった遺構の確認を始めとした様々な調査成果が得られている。これらの調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、広島城跡としている範囲（史跡範囲外の三の丸・外郭及びその北側・西側の武家屋敷地等を含む）の開発行為等に伴って実施されたもので、武家屋敷跡や堀跡、石垣跡など各種遺構の確認とその記録保存と、状況に応じて遺構の埋没保存とが実施されている。

また、史跡範囲内においては、図10-1に示した箇所で保存整備を目的とした発掘調査を実施している。これらの調査は昭和62（1987）年に実施された「二の丸第一次発掘調査」と、翌昭和63（1988）年に実施された「二の丸第二次発掘調査」を始めとして、史跡広島城跡を長い将来にわたり適切に保存し、有効に活用していくための長期的な取組の一環として計画的に実施したもので、その成果の一部は平成元（1989）年から平成3（1991）年に実施した二の丸表御門・御門橋の復元建物整備、平成3（1991）年から平成6（1994）年にかけて実施した二の丸平櫓・多聞櫓・太鼓櫓の復元建物整備に活かされている。

表10-1 史跡範囲内の遺構保存状況調査と調査対象

調査年度	主な対象遺構	調査期間
昭和62（1987）年度	二の丸 表御門、櫓跡	昭和62（1987）年7月6日～9月11日
昭和63（1988）年度	二の丸 平場部分	昭和63（1988）年7月4日～9月9日
平成8（1996）年度	中御門跡・米蔵跡周辺	平成9（1997）年1月20日～3月25日
平成9（1997）年度	冠木門跡・裏御門跡周辺	平成10（1998）年2月12日～3月20日
平成10（1998）年度	本丸御殿跡周辺（1）	平成11（1999）年2月18日～3月26日
平成11（1999）年度	本丸御殿跡周辺（2）	平成12（2000）年2月23日～3月20日
平成12（2000）年度	本丸御殿跡周辺（3）	平成13（2001）年2月20日～3月31日
平成13（2001）年度	石垣形状及び櫓跡調査（1）	平成14（2002）年2月13日～3月29日
平成14（2002）年度	石垣形状及び櫓跡調査（2）	平成15（2003）年2月17日～3月28日

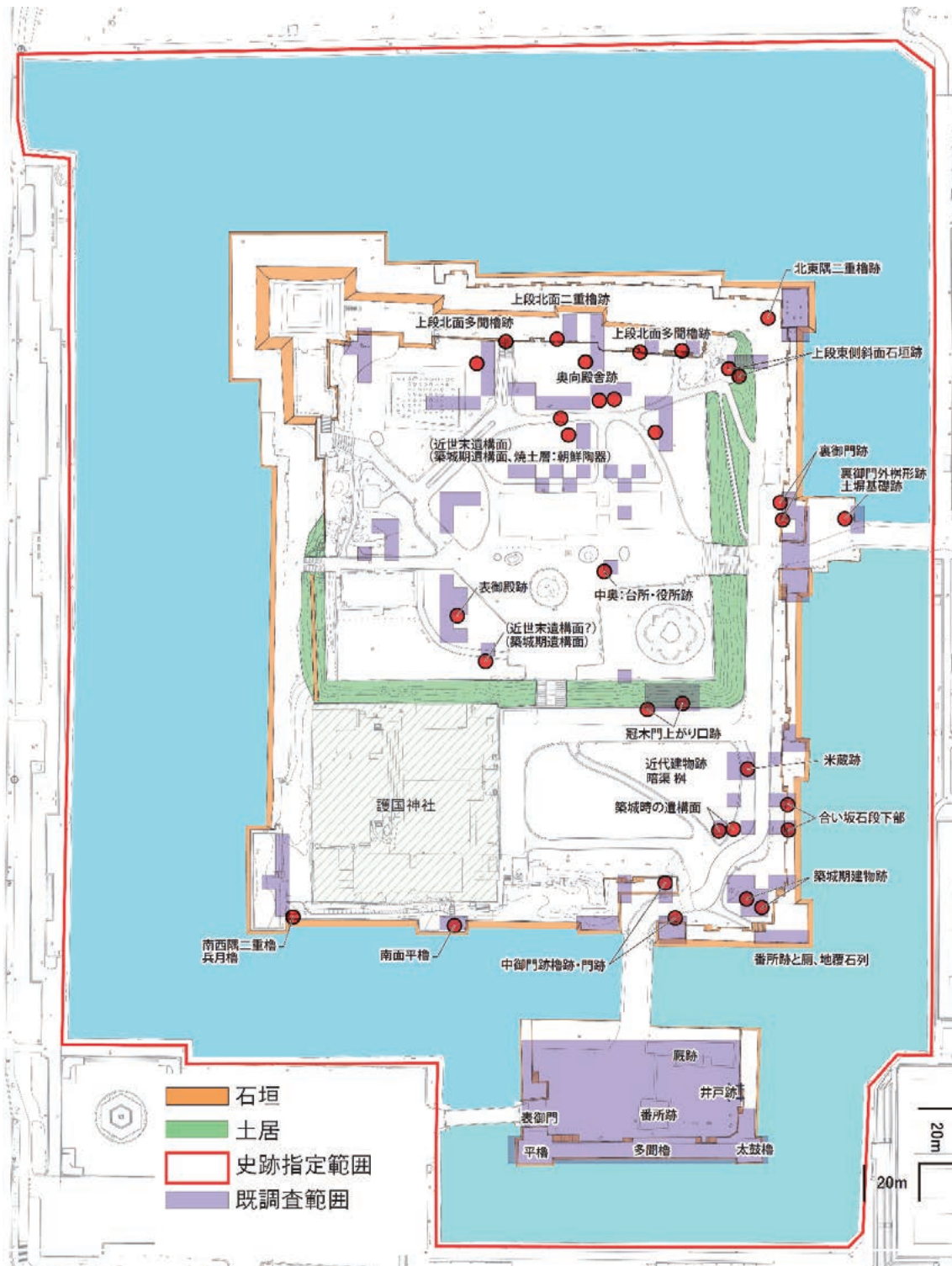


図 10-1 史跡内の既調査範囲

※平成に入ってから実施した史跡内の発掘調査は、江戸時代後期に広島藩が作成した『御城指図』を参考に本丸整備のための基礎資料作成を目的として行われ、その成果は「史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告」（広島市教育委員会・財団法人広島市文化財団 2004）としてまとめられている。

昭和63（1988）年に策定した保存管理計画及び平成元（1989）年に策定した現行の整備基本計画に基づいた調査には、この他に広島城跡本丸部分の整備のための基礎資料取得を目的として平成14（2002）年度まで継続的に実施された遺構保存状況確認のための発掘調査も存在する（表10-1）。なお、これ以降、第5章でも触れているとおり、継続的・計画的な埋蔵文化財調査は実施されていない。

第2節 調査・研究の方向性

現行の整備基本計画策定以降に史跡内に生じている具体的な課題としては、過去に都市公園の整備として実施された遺構保護層である被覆土の部分的な流出が挙げられる。このため史跡内は現在、降雨時に適切な排水がなされているとは言い難い状況にあり、溢水による園路の通行不良にとどまらず、遺構の安定した管理の側面からも懸念が生じている。また、戦後に史跡内に施された都市公園としての整備については、その工事記録類が散逸しており、史跡内の遺構保護層の初期の状況については不明な点が多い。

これらを踏まえ、また第9章で示した保存のための整備、活用のための整備を実現していくため、広島城跡の調査・研究の方向性は次のとおりとする。

- （1） 広島城跡の本質的価値を有する各種遺構を適切に保存していくため、日常的な維持の措置を継続しながら、広島城跡に加えられた特に近代以降の改変行為について、その影響範囲を明らかにするための調査・研究を進める。
- （2） 調査・研究は、保存活用会議を中心とした外部有識者を交えた議論によってその実施手法を検討するものとし、整備基本計画の改定の際にその具体的な実施スケジュールを定めていく。
- （3） 調査・研究の成果は保存活用会議において報告・共有し、これに基づいて具体的な整備手法等についての検討を行い、史跡の全体整備へ反映していく。また、調査・研究成果を調査報告書やパンフレット、ホームページなどを通じて積極的に発信し、広く市民に分かりやすく的確に伝えるための取組を併せて推進する。



本丸下段西側の土砂流出状況



雨水排水管の露出

第 3 節 調査・研究の方法と関連する施策

第 7 章では、史跡全体の現状を踏まえ、地区ごとの今後の取組とその方向性、方法について整理した。本節ではその中で示した取組実施に先立って、発掘調査を始めとした調査・研究の実施と、これによる基礎的情報の取得が必要な取組や、調査・研究成果に基づいて整備の方向性や方法を具体的に検討していく必要がある要素等について整理する。

整理した内容はその優先度を考慮し、「1. 短期的に着手し継続的に実施する施策」と、「2. 中・長期的に着手が望まれる施策」に区分して示す。

なお、ここで挙げる発掘調査等は、文化庁が刊行した『史跡整備のてびき』に則って実施していく。本計画の中では発掘調査等の概要といくつかの例示にとどめるが、史跡の整備計画検討の中では、これ以外にも様々な調査・研究が必要となることも予想される。これについては今後、保存活用会議等の中で十分な検討を基に定めていくものとする。

1. 短期的に着手し継続的に実施する施策

- ・令和 3・4 (2021・2022) 年度に実施した天守台石垣等の現況測量業務に引き続き、史跡内の石垣全体について、測量図に加え、文化財的な観察所見を加えた石垣カルテの作成を行い、石垣の保存整備のための基礎資料を準備する。測量図作成は複数年に分けて史跡内全域を網羅することを計画しており、初年度には主に本丸上段と下段部分及び天守台周辺の未測量部分を、次年度以降は二の丸周辺、内堀内周及び外周を実施する。石垣カルテの作成は、文化財的な観察所見を各石垣面に対して加えていくため、測量図作成終了後も長期にわたって計画的に実施する必要がある。
- ・天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状況把握を目的とした平面確認調査を実施し、整備の基礎資料とする。調査は専門研究機関や有識者の知見も得て進めるものとし、得られた成果は、調査報告書等により発信するとともに、今後具体的に検討する個別の整備計画に反映させていく。
- ・天守台周辺で必要となる発掘調査については図 10-2 中に案を例示し、表 10-2 に石垣調査及び天守台周辺を始めとした調査スケジュール案を例示する。複数年に及ぶことが予想され、関連事業との調整も必要となるため、整備基本計画の改定と並行し、計画的に実施する。また、史跡保護の観点から、地中レーダー探査等の非発掘手法による先行調査を適宜実施する。
- ・図 10-2 に示した調査予定範囲については、現時点での案を例示したものであり、得られた調査成果等に基づいて、今後保存活用会議等において詳細な実施内容を検討する。
- ・表 10-2 に示した調査スケジュール案についても、図 10-2 と同様に現時点での案を例示したものであり、得られた調査成果等に基づいて調整を要する。
- ・令和 2 (2020) 年度及び令和 4 (2022) 年度に試掘調査を実施した「三の丸エリア」の範囲については、今後平面確認調査を実施し、検出された遺構の状況に応じて地下遺構の適切な保護対策について柔軟に検討する。

- ・継続的で計画的な発掘調査を実施し、これまでの調査・研究成果の整理、歴史資料や建造物についての調査研究を進めていくための望ましい体制づくりについて、保存活用会議等の意見を踏まえて検討を進める。

2. 中・長期的に着手が望まれる施策

- ・石垣カルテ等の基礎資料に基づき、石垣の保存修復について崩落危険度なども勘案しながら優先度を定め、計画・実施する。これについては整備基本計画の改定検討と並行する形となるが、調査成果を踏まえてエリアごとに検討を進める形とし、計画的に検討・実施していく必要がある。その過程においては、必要な追加情報の取得を目的とした石垣基礎部の発掘調査等が計画される場合も予想される。
- ・本丸下段の中央南側に所在する旧中国軍管区司令部防空作戦室については、「広島原爆遺跡」として国の史跡に指定されている。当面は本計画内で整理した価値基準に基づいた維持管理が継続されることとなるが、将来的には関係機関と調整し、重なる史跡双方の価値を活かした史跡保護を検討していく。
- ・遺構保護層の流出とその対策については重要な課題の一つであるが、園路・植栽・遺構整備など史跡の全体計画にも関係するため、整備基本計画の改定過程の中で十分な検討を行い、個別の実施計画の一つとして計画する必要がある。
このため、維持の措置として被覆保護層の補充等を実施し、地下遺構の保存に配慮するとともに、遺構の状況に関する基礎情報取得を目的とした確認調査の実施を、史跡内の広範囲を対象に行うことも考えられる。
- ・かつて広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣・屋敷跡などが今もなお地下に残されていると考えられる史跡外周部及び旧広島城範囲については、着実に調査研究を進めるものとし、機会をとらえて適切に発掘調査を実施するなど、遺構遺存状況を把握するための取組を今後も継続する。
- ・適切な保存措置を講じた上で史跡を活用していく手法を検討し、史跡広島城跡の本質的価値を将来に継承していくために、地域文化や地域振興、地域社会を含めた総合的なマネジメントに関する各種の調査研究を推進するとともに、その成果を具体的な施策へ反映していくための体制づくりについて検討する。

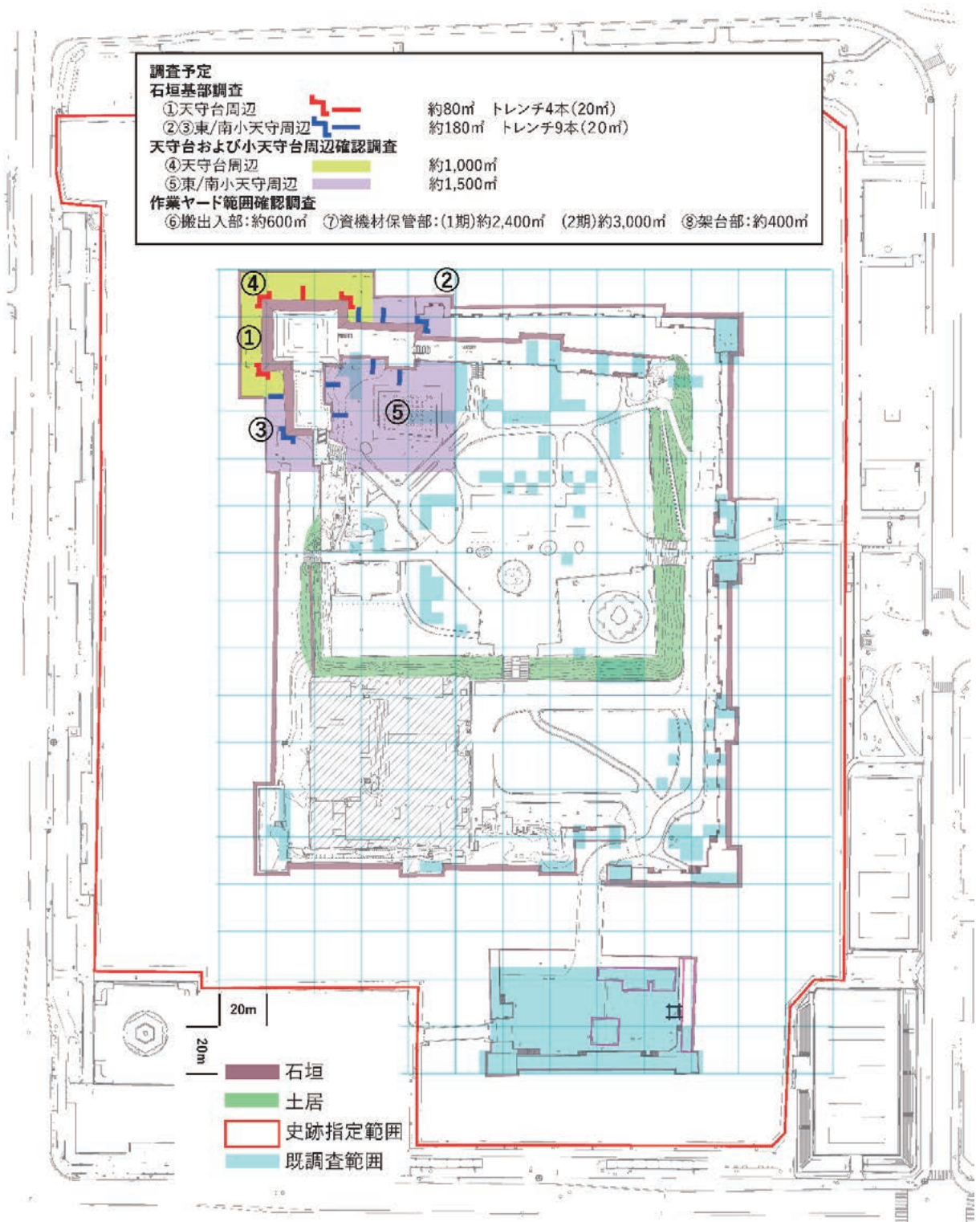


図 10-2 史跡内の調査地点と調査予定範囲（案）

※調査予定範囲については、現時点での案を例示したものであり、得られた調査成果等に基づいて、今後保存活用会議等において詳細な実施内容を検討する。また、地中レーダー探査等の非発掘手法による先行調査の想定箇所については図示していない。

表10-2 調査の実施予定とスケジュール（案）

	大工種	中工種	調査方法	1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		7年次		8年次	
				上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
石垣調査	石垣カルテ作成・測量（第1期）	上段部：約 2300 m ² 下段部：約 110 m ²	現地作業・観察																
			測量成果・データ作成																
	石垣カルテ作成・測量（第2期）	内堀内周：約 1266 m ² 二の丸：約 1472 m ² 内堀外周：約 8428 m ²	現地作業・観察																
			測量成果・データ作成																
埋蔵文化財調査	予備調査	先行調査（調査条件等の確認）	地中探査等（非発掘）																
	石垣基部調査	①天守台周辺	トレンチ調査																
		②東走櫓・東小天守周辺	トレンチ調査																
		③南走櫓・南小天守周辺	トレンチ調査																
	遺構平面確認調査	④本丸下段・天守台周辺	平面確認調査																
		⑤本丸上段・小天守周辺	平面確認調査																
		本丸下段・小天守周辺	平面確認調査																
		⑥搬出入路部	平面確認調査																
		⑦資機材保管部1期	平面確認調査																
	記録保存	⑧架設設置に伴う調査	記録保存調査																

：野外調査
：室内整理
：必要に応じ実施

※実施予定とスケジュールについては、現時点での案を例示したものであり、得られた調査成果等に基づいて、今後保存活用会議等において詳細な実施時期を調整する。



図 10-3 平成 2（1990）年の二の丸復元工事基本設計書に掲載された「完成予想図」



図 10-4 現在の二の丸復元建造物（平櫓・多聞櫓・太鼓櫓）

第 11 章 運営・体制の整備の方向性及び方法

第 1 節 運営・体制の整備の方向性

広島城跡の保存・活用・整備を確実に実施し、それを維持し後世に継承していくための運営・体制の整備が必要である。

史跡の適切な保存と維持管理・活用は、管理団体である本市が適切に実施することを基本とし、第 6 章で定めた「大綱と基本方針」に基づいて、運営・体制の整備の方向性は次のとおりとする。

- (1) 史跡の保存・活用・整備を円滑に進めていくための主要な部署は、本市市民局文化スポーツ部文化振興課が担う。まちづくりや都市公園、観光政策や社会・学校教育などとも関連することから、関係部署間の情報共有や連携を強化し、十分な検討・調整を図ることができる体制の確保を図る。
- (2) 外部の専門家・学識経験者で構成された保存活用会議等に加え、文化庁や広島県教育委員会の指導・助言を受けながら、市内部の体制強化に取り組み、保存・活用・整備に係る事業を進める。
- (3) 広島城跡の本質的価値を把握しこれらを保存・活用・整備していくため、計画的・継続的に各種調査研究を推進していくための体制確保を図る。
- (4) 史跡内の維持管理を担う指定管理者とも連携して事業を推進するとともに、市民や関係団体との協働を検討する。
- (5) 将来にわたって史跡を保存・継承していくため、史跡の保存について市民の理解を得るための取組を行うとともに、官民一体となった協働体制づくりを目指す。

第 2 節 運営・体制の整備の方法

前節で掲げた方向性を実現するための方法は、おおむね以下のとおりとする。なお、それぞれの果たす役割、関係性などについて整理した運営・体制模式図を章末に添付する。

1. 市内部の体制整備について

広島城跡の管理運営は、関係部署が各々の所管する業務を分担して行う体制となっていることから、文化振興課を中心に、これまで以上に緊密な情報共有と連携を図る。また、運営体制・事業推進体制の確保は課題の一つとして挙げられていることから、これら体制の充実・強化を図る。

また今後、広島城跡の保存・活用・整備を進めていく上で、第 5 章に記載したとおり、方針検討の前提となる基礎的情報の不足も課題の一つである。これについては、長期的な展望の下に、石垣保存整備を始めとした各種調査研究を推進するための体制の確保を図る。また、史跡の本質的価値を高めるため、大学等専門研究機関や有識者の知見を得ることも含め、将来にわたって計画的・継続的に調査研究が進められる体制を検討する。

2. 整備全体の計画と外部からの指導・助言について

本計画に基づく史跡の保存・活用・整備に係る事業の検討・実施に当たっては、学識経験者で構成された専門会議からの意見・助言が必要となる。現在、本市では保存活用会議及びその専門部会等を開催しており、これらから引き続き意見・助言を得るとともに、文化庁、広島県教育委員会の指導・助言を受け、効果的かつ円滑に進められるよう努める。

具体的な整備全体の計画については、改定予定の整備基本計画の策定過程において詳細を定めていく。今後、整備検討の進展に伴い専門的・技術的事項に係る検討が必要となった際には、専門部会等において整理・検討し、その報告を受けた保存活用会議においてその実施の方向性と方針検討を行う。本市はその意見・助言を受けて史跡整備の全体計画へ整合性をもって反映していくこととし、十分な議論と検討を踏まえて各種整備を実施するものとする。

3. 市民との協働と保存・継承のための取組

史跡を将来へわたって適切に継承していくためには、市民の協力が不可欠である。このため、史跡の価値と保存の重要性について調査報告書やパンフレット、ホームページ等で積極的に周知し、市民の史跡の理解及び保存・活用への機運を醸成する。その上で、市民との協働体制構築について検討を行う。こうした取組を実施する中で、いずれ史跡の保存・活用を担うこととなる次世代の人材育成につながることを目指す。

また、特に史跡の大規模な整備には市民の機運醸成が不可欠であるため、これについても併せて検討を行う。

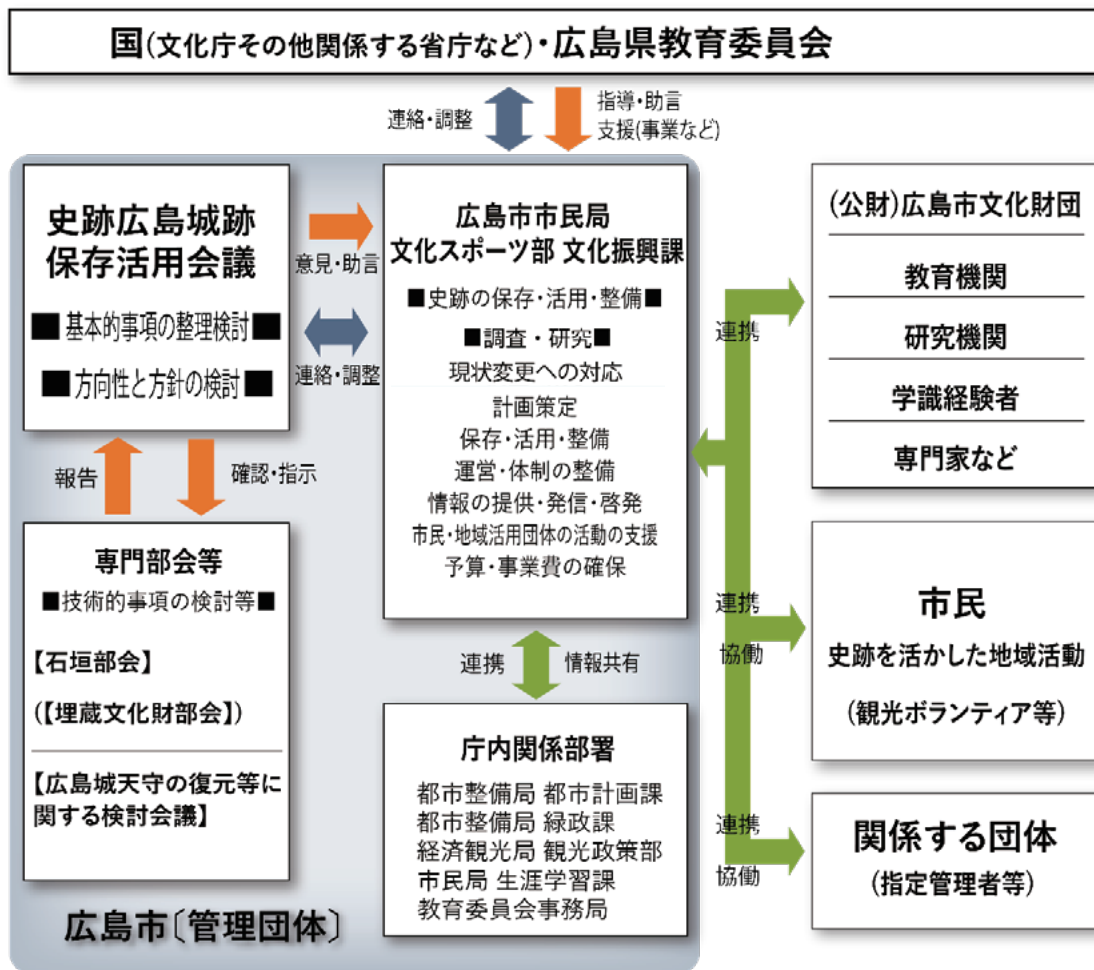


図 11-1 運営・体制模式図



図 11-2 広島城天守（外観復元）遠景（北西から）



図 11-3 史跡上段部より望んだ広島城天守（外観復元）遠景（南東から）

第12章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 施策の実施計画

広島城跡におけるこれまでの各種施策の取組状況、第6章で述べた大綱と基本方針並びに第7章～第9章及び第11章で述べた各分野の方向性と方法に基づき、保存管理、活用、整備及び運営・体制の整備について、計画的に実施すべき施策の項目と実施時期を以下に示す。

各施策の実施時期については令和6（2024）年度～令和10（2028）年度の5年間の第1期、令和11（2029）年度～令和15（2033）年度の5年間の第2期、令和16（2034）年度～令和25（2043）年度の10年間の第3期とし、それぞれを施策実施の目安として短期・中期・長期と設定する。事業・施策の進捗、組織体制や予算の状況などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。また、各項目の詳細や表に記載のない事項については、今後改定予定の整備基本計画の策定過程において、十分な議論と検討を踏まえて位置づけていくものとする。

表12-1 実施計画（現時点での予定）

区分	項目	実施時期		
		R6～R10 第1期	R11～R15 第2期	R16～R25 第3期
		短期	中期	長期
全体	整備基本計画の改定			
保存管理	日常的な維持管理			
	毀損箇所等の把握			
	応急措置等の対応			
	現状変更等の適切な運用			
	追加指定等に向けた取組			
	史跡の保存に係る調査研究			
	非常災害時の維持管理等への対応			
	計画的な修理・整備			
	各種調査の検討と実施			
	修理・整備方法の検討			
	計画の検討			
	実施			
活用	調査研究成果等の公開			
	学校教育・社会教育との連携			
	観光資源としての活用			
	史跡・都市公園としての活用			

第12章 施策の実施計画の策定・実施

区分	項目	実施時期		
		R6～R10 第1期	R11～R15 第2期	R16～R25 第3期
		短期	中期	長期
整備	保存のための整備			
	石垣保存整備			
	雨水対策			
	遺構保護層の被覆土の補完			
	遺構保護層の現状調査			
	遺構保護層の復旧・整備方法の検討			
	遺構保護層の再整備計画の検討			
	植栽等の維持の措置			
	植栽等の現状調査			
	植栽等の再整備計画の検討			
	園路等の維持の措置			
	園路動線の再整備の検討			
	活用のための整備			
	天守の木造復元に向けた調査・検討等			
	遺構表示等整備の検討			
	遺構表示の整備対象・手法等の検討			
	解説サインの維持の措置			
	解説サインの現状調査			
	解説サインの再整備計画の検討			
	便益施設等の維持の措置			
	便益施設等の整備検討			
	バリアフリー化等整備の検討			
	整備対象の検討			
運営・体制 の整備	市内部の体制整備			
	文化庁等からの指導・助言			
	市民等との協働の推進			

※ ■■■■■ は、継続的に実施を検討するもの。

第2節 地区ごとの施策と調査・研究

主に第7章と第10章において、地区ごとに実施が予定されている取組や施策を整理し、これらの検討に先立って必要となる基礎的情報を取得するための調査・研究等について述べた。以下ではその項目と概要について地区ごとに示す。

なお、ここで示した内容はあくまでも現状で想定される優先度及び体制に基づき整理したものである。また、ここに挙げた以外にも各種調査・研究が必要となることも予想される。これらについては今後、保存活用会議等の中で有識者を交えた十分な検討を基にその実施手法や体制について定めていくものとする。

表12-2 地区ごとの施策（現時点での予定）

地区	項目と概要	実施時期（目安）		
		R6～R10 第1期	R11～R15 第2期	R16～R25 第3期
		短期	中期	長期
本丸上段	石垣基礎部等の発掘・整理（天守台/走櫓/小天守台周辺）			
	平面確認調査・整理（東/南小天守台周辺）			
	石垣測量調査			
	石垣カルテの作成			
	天守の木造復元に向けた調査・検討等			
本丸下段	石垣基礎部の発掘・整理（天守台周辺）			
	石垣基礎部の発掘・整理（走櫓/小天守台周辺）			
	平面確認調査・整理（天守台周辺）			
	平面確認調査・整理（東/南小天守台周辺）			
	平面確認調査・整理（保護層の現状確認）			
	石垣測量調査			
	石垣カルテの作成			
二の丸	石垣測量調査			
	石垣カルテの作成			
史跡	石垣測量調査			
外周部	石垣カルテの作成			
	平面確認調査・整理（歴史館予定地）			
	平面確認調査・整理（北西部中堀石垣）			
	平面確認調査・整理（その他公園区域）			
旧広島城 範囲	改変経緯・記録類の整理			
	機会をとらえた発掘調査の実施			

第12章 施策の実施計画の策定・実施

地区	項目と概要	実施時期（目安）		
		R6～R10 第1期	R11～R15 第2期	R16～R25 第3期
		短期	中期	長期
その他	遺構表示に係る調査研究	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	効果的な活用に係る調査研究	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
	適切な管理運営に係る調査研究	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

※ ■ ■ ■ ■ ■ は、継続的に実施を検討するもの。

登 録 番 号	広 C3 - 2024 - 415
名 称	史跡広島城跡保存活用計画
編集・発行者	広島市教育委員会 (広島市市民局文化スポーツ部 文化振興課文化財担当) 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL (082) 504-2501
印 刷	株式会社 中本本店 〒730-0004 広島市中区東白島町 13-15 TEL (082) 221-9181
発 行 年 月	令和 6 年 10 月